



14.4
612





昭和三十三年版

陸海軍

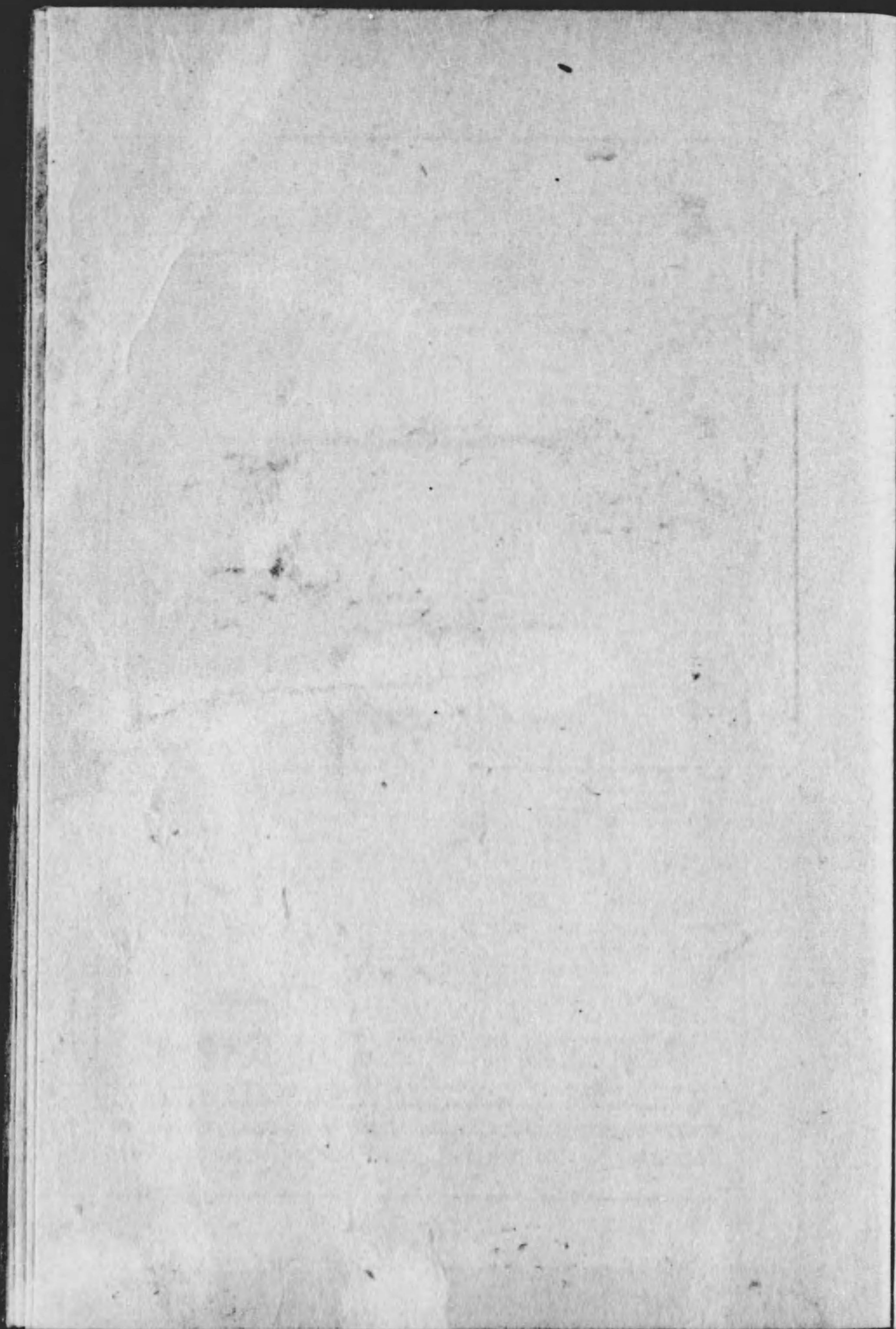
# 軍事新書



2598

(1938)

陸軍人會館出版部編





目 科 業 營

ア ー ト メ タ ル 製 家 具 類 ( 鋼 製 家 具 類 )	鋼 鑄 物、 打 物 及 特 殊 合 金 類	鐵 工 製 品	車 輛 類	陸 用 機 械 類	航 空 機 用 附 屬 品	航 空 機 用 發 動 機 類	艦 船 用、 主 機 補 機、 其 他	各 種 航 空 機 ノ 製 造 並 修 理	各 種 船 舶 艦 艇 ノ 建 造 及 修 理
---	--	------------------	-------------	-----------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	---	--

社 會 式 株 業 工 重 菱 三

內ノ丸區町麴市京東

航空發動機 高級練習機 輕旅客機 中型旅客機 設計並製作



東 京

大 森

東京瓦斯電氣工業株式會社

電話高輪 164・165・1501・1502・1503・1504・1544・1677・8068・8089

**特製**  
**エビスビール**  
**サツホロビール**  
**アサヒビール**  
**ユニオンビール**

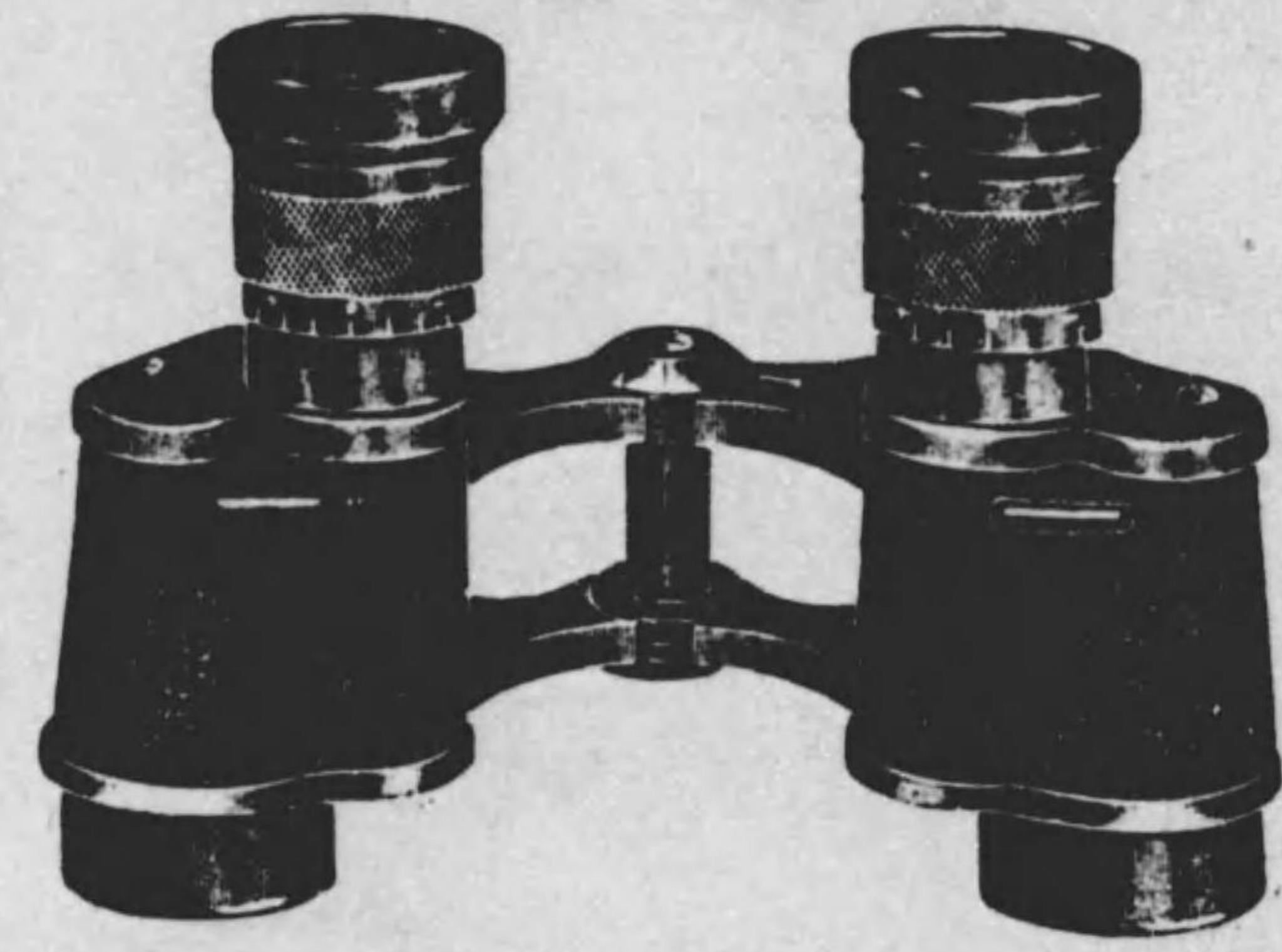
陶然たり……この香味！  
 湧然たり……この活力！  
 これぞ世評に  
 たがはぬ  
 覇者の貫祿！



新發賣  
**アサヒスタウト**

大日本麥酒株式會社釀造

トーア  双眼鏡



優秀國産

目錄進呈

**東亞光學研究所**

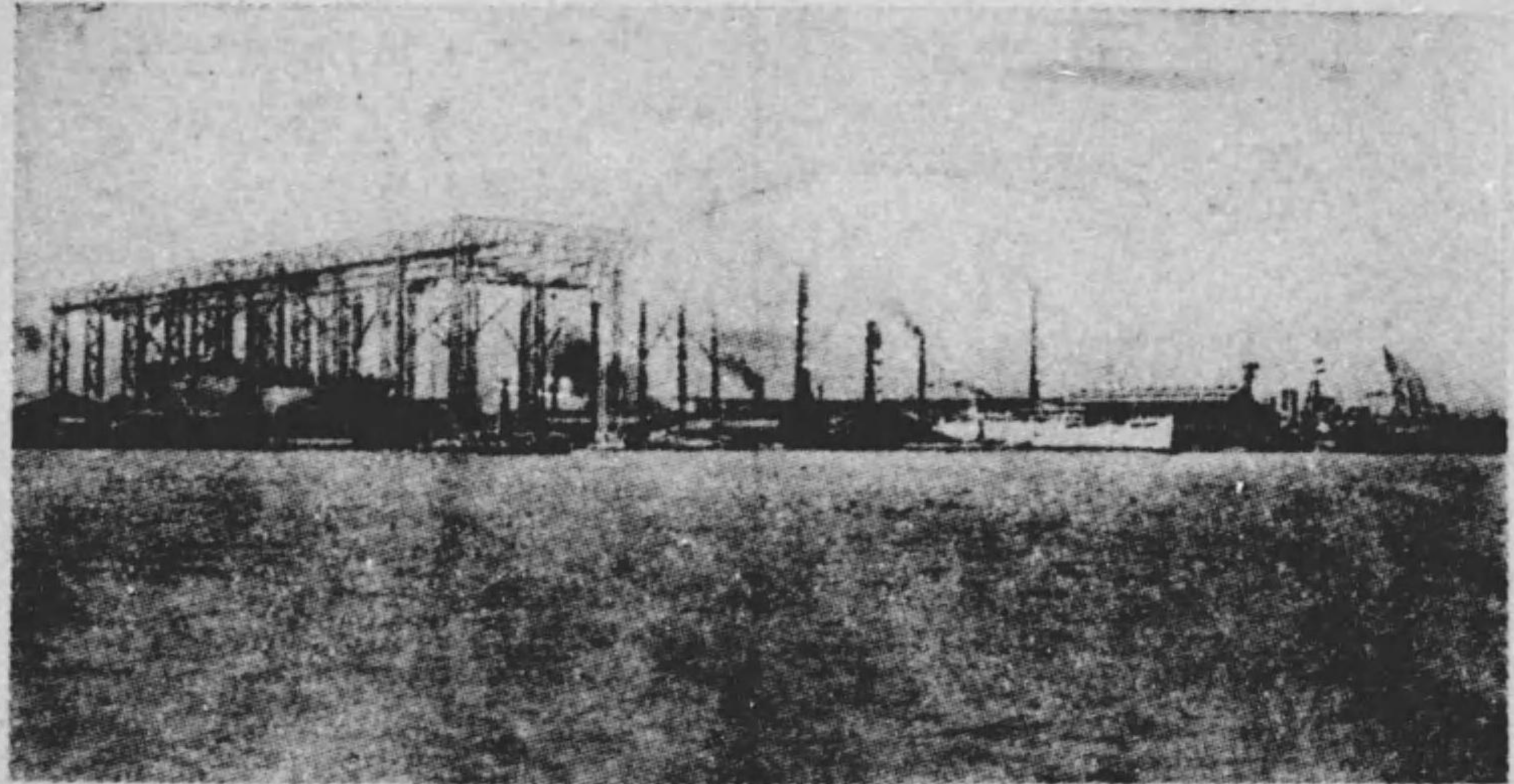
營業所

東京市日本橋區本石町四ノ四

電話日本橋(24)三五〇〇番

工場

東京市豊島區長崎仲町二丁目



株式會社  
**川崎造船所**

神戸市湊東區東川崎町二丁目

飛行機工場 神戸市林田區和田山通一丁目  
同各務ヶ原工場 岐阜縣各務ヶ原  
製鋼工場 神戸市林田區東尻池

造船工場 神戸市湊東區東川崎町二丁目

製板工場 神戸市葦合區脇濱町三丁目

**製品種目**

(本社)	陸船用ディゼル機関 各種水壓機 鑛山及土木用機械 其他鍛鑄鋼製品 マグネシウム合金デニラルミン其他輕合金鋁棒管 電動機及發電機 蓄電池式運搬車牽引車 マグネシウム合金其他輕合金鑄鍛造品	空氣及瓦斯壓搾機 セメント製造機械 車輪其他壓延鋼材 線材丸鋼其他延鋼材 變壓器其他電氣器具 金線登錄機	製氷冷却冷藏裝置 製糖用壓搾機 造船用材料 ドリル其他切削工具 一般伸銅製品 電動工具類
------	---	---	---



株式會社

**神戸製鋼所**

山手工場	西海工場	東海工場	門司工場	鳥羽工場	名古屋工場	東京工場	大阪工場	吳市工場
神戸市葦合區脇濱町	神戸市灘區日出町	神戸市葦合區脇濱町	神戸市灘區日出町	三門司市小森江町	名古屋市西區光音寺町	東京市麹町區丸の内(臺銀ビル)	大阪市西區江戶堀南通四丁目	吳市岩方通三丁目



14.4 - 612

要  
目

昭和三十三年  
陸海軍軍事年鑑  
要目

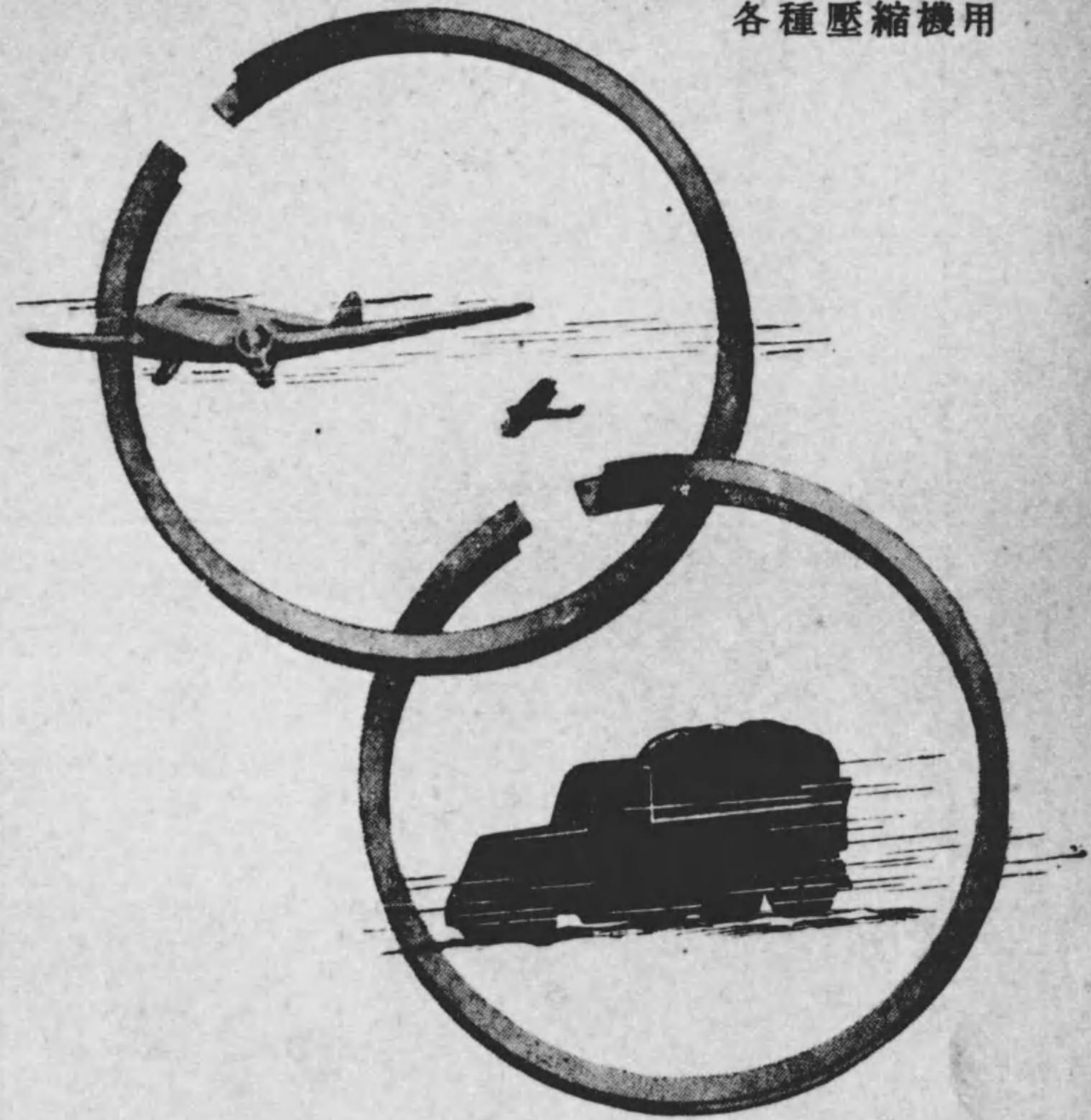
軍人勲章	五	軍事關係諸團體	三〇〇
軍事年表	六	皇軍の偉績	三〇三
宮廷	七	戰役諸統計	三〇五
憲法	一〇五	國家戰時の施設	三〇三
爵位勳功	二一九	航空防空の現状	三〇五
帝國軍制の沿革	二一九	列國陸海軍概觀	三〇七
帝國陸軍	一四一	陸海軍裝備趨勢	三〇七
帝國海軍	三二	外交	三一一
陸海軍特務機關	三六七	財政	三七五
軍關係國家的施設	三七一	滿洲國	三七五
諸學校志願者便覽	三〇九	雜引	三七九
軍屬志願者便覽	三七七	廣告目次	三八四
軍事刑罰	三三三		
軍事法令	三三九		
兵役關係事項	四一九		

〔詳細目次は一八頁以下〕

RPC

理研ピストンリング

航空發動機用  
自動車用  
船用機關用  
一般内燃機關用  
各種壓縮機用



理研ピストンリング株式会社

本社 東京市麹町區有樂町一丁目 電話銀座18-21 150-156  
出張所 大阪市北區宗是町大阪ビル内 電話土佐堀3030-3033



RIKEN



勅諭

我國比軍隊は世々天皇に統率し給ふ所よそは昔神武天皇  
躬つから大伴物部の兵とを率か中國のまゆろをぬせのと  
を討ち平け給ひ高御座し即ちせられて天下あろしめし給  
ひより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るし隨  
ひて兵制の沿革も亦屢ありき古は天皇躬つら軍隊を率か  
給ふ御制よて時ありては皇后皇太子に代らせ給ふことあり  
まつれど大凡兵權を臣下み委ね給ふことありし中世よ  
至りて文武比制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右

馬寮を建て防人をも設けられしもの兵制は整ひされど打  
 續ける昇平に狃きて朝廷の政務を漸文弱に流されければ兵農  
 北のつら二に分れ古乃徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り  
 遂に武士ども兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者  
 に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の  
 閒武家の政治とはありぬ世の様は移り換えて斯るは人  
 力もて挽回をへきよゆらそとぞいひなから且は我國體に戻  
 り且そ我祖宗の御制に背き奉り淺閒しき次第なりき降りて  
 弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國は事ども起り  
 て其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇

考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶々然  
 るみ朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返  
 上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海内一統は世と  
 りり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せ  
 る功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐れ給ひし御遺澤なりとい  
 へとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知ら  
 るか故にこそあれされし此時に於て兵制を更め我國の光を  
 耀さんと思ひ此十五年の程に陸海軍は制をは今に様よ建定  
 めぬ夫兵馬は大權に朕か統ふる所なれし其司をこそ臣下  
 には任せられ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下よ委ぬへきも

のにあらはれ子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せるの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕も汝等軍人の大元帥あるそされは朕も汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親を特に深うるへき朕も國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまかられる事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡せと盡さ、るとに由るそか、我國の稜威振をさることあらそ汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚を其榮を耀させ朕汝等と其譽を偕し、汝等皆其職を守り朕と一心よるもて力を國家の保護し盡さは我國の蒼生ハ永く太平の福を受

け我國は威烈を大し世界は光華とありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望むるれハ猶訓諭すべき事こそありてや之を左に述へむ

一軍人の忠節を盡せを本分とせし凡生を我國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者も此心の固からて物物の用り立ち得へしとも思われず軍人にして報國の心堅固ならさぬハ如何程技藝し熟し學術も長するも猶偶人しひとしかばへし其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊ハ事し臨みて烏合の衆し同かるへし抑國家を保護し國權を維持せるも兵力不在れハ

兵力の消長は是國運の盛衰あることを辨へ世論の惑えは政治に拘らる只一途に己の本分の忠節を守り義の山嶽よりも重く死の鴻毛よりも軽く覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるるのれ

一軍人の禮儀を正くせへ凡軍人も上元帥より下一卒に至るまで其間官職の階級ありて統屬するのるら同列同級とても停年小新舊あれ新任の者ハ舊任のものハ服従せへたせの下級の者を上官の命承ること實ハ直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらざればと上級の者を勿論停年の己より舊きをの對あざ

總へて敬禮を盡しへ又上級の者を下級の者の向ひ聊を輕侮驕傲の振舞はるへからせ公務の爲小威嚴を主とする時ハ格別あるとも其外を務めて懇小取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事小勤勞せよ若軍人たるものよあて禮儀を紊上を敬は下を惠ませて一致の和諧を失ひたらん小の害軍隊の蠱毒たるのみハ國家の爲にあゆる難き罪人なるへ

一軍人は武勇を尙ふへ夫武勇ハ我國よ古よりいと貴へる所なれ我國の臣民たらんもの武勇なくてハ叶ふまゝ況して軍人を戰に臨み敵に當るの職ある片時も武

勇を忘れてよかるべきかさハあれ武勇ヲモ大勇あモ小勇  
あモ同からハ血氣ヲモヤモ粗暴の振舞ふとせんハ武勇  
とハ謂ハ難シ軍人たらむセのモ常ハ能ク義理を辨へ能ク  
膽力を練リ思慮を殫ふて事を謀るへハ小敵たりとモ侮ら  
ず大敵たりとモ懼れず己ハ武職を盡さむこそ誠の大勇ハ  
モあせされハ武勇を尙ふセのハ常々人ハ接るハモ溫和を  
第一トシ諸人の愛敬を得むハ心掛けハ由るモ勇を好みて  
猛威を振ひたらハ果モ世人を忌嫌ひて豺狼あモの如ク思  
ひなむ心すへきことトモこそ

一軍人ハ信義を重んずへハ凡信義を守らると常の道トモあ  
れとゆきて軍人ハ信義なくてモ一日モ隊伍の中トモ交りて  
あらんこと難かるへハ信とモ己ハ言を踐行ハ義とモ己ハ  
分を盡せをいふありされハ信義を盡さむと思ハハ始より  
其事の成し得へきハ得へらさるハを審ハ思考モへハ臆  
氣ある事を假初ハ諾ひてハモハ關係を結ハ後トモ至りて  
信義を立てんとモそれハ進退谷りて身の措き所トモ苦むこと  
あり悔ゆとモ其詮あり始ハ能ク事の順逆を辨へ理非を考  
へ其言ハ所詮踐むへらと知モ其義ハとてモ守るへか  
らと悟りなハ速トモ止ることよけと古より或ハ小節の信  
義を立てんとて大綱の順逆を誤リ或ハ公道の理非トモ踏迷

ひて私情の信義を守りてたう英雄豪傑とをか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠のらぬ  
を深く警めてやハあるへき

一軍人の質素を旨とせへ凡質素を旨とせされハ文弱に流  
れ輕薄に起り驕奢華靡の風を好み遂に貪汚に陥りて志  
を無下に賤くあり節操も武勇も其甲斐なく世人ハ爪を  
きせらるゝ迄に至りぬへ其身生涯の不幸なりといふも  
中々愚あり此風一あり軍人の間に起りてハ彼の傳染病の  
如く蔓延し土風も兵氣も頓に衰へぬへたこと明かり朕深  
く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつ

れと猶も其惡習の出んことを憂むて心安らぬハ故に又  
之を訓ふるその汝等軍人ゆえ此訓誡を等閑なる思ひそ  
右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽にすへあらせさて之を  
行ハんふハ一の誠心ころ大切此を抑此五ヶ條ハ我軍人の精  
神ふして一の誠心ハ又五ヶ條の精神あり心誠あらさざら如  
何ある嘉言を善行を皆うハへの裝飾ふて何の用ふかハ立つ  
へき心たふ誠あれハ何事を成るをのろかゝ況してや此五ヶ  
條ハ天地の公道人倫の常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人  
能く朕か訓ふ遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さ  
て日本國に蒼生舉りて之を悦びるん朕一人の憐のみあらん



軍人勲章

明治十五年一月四日

一六

明治十五年一月四日

御名

# 陸海軍軍事年鑑 目次

昭和三十二年略曆	三
軍人勅諭	五
軍事年表	六
宮廷	
皇 室	七三
王族及公族	七四
皇族臣籍降下	八二
皇族臣籍婚嫁	八三
皇族御公職	八四
皇族及王公族御官職	八五
歷代天皇	八六
皇室祭祀	九六
宮 城	九七
宮中席次	一〇〇
國葬一覽	一〇三
憲 法	
帝國憲法	一〇五

【陸軍の部】  
 皇軍の突撃三態  
 蘇聯邦一戰車隊の集結、自動車化砲兵  
 伊太利野戰軍砲隊  
 英國一五二榴列車砲、水陸兩用戰車  
 米國一五五耗輪軌併用砲架、一〇・五種對空砲  
 佛國一各種新製砲管機  
 獨逸一高射砲、機械化砲兵  
 近代化する小國陸軍一チエツコスロ  
 バキヤ機械化部隊、ベルギー軍機  
 關鉄隊  
 【海軍の部】  
 主力艦、新裝成れる帝國戰艦金剛、獨逸袖珍戰艦アドミラル・グラフ、シユバー

甲級巡洋艦一帝國軍艦尾柄級、佛國アルヂエリ  
 帝國新銳巡洋艦最上級、大型驅逐艦數波級  
 帝國最新銳潛水母艦大鯨、同水雷艇最新航空母艦一龍、米國ヨークタウン、英國フューリアス  
 煙幕展開、魚雷演習  
 【空軍の部】  
 我が陸空軍の精銳  
 我が海空軍の精銳  
 米國カーチス戰鬥機  
 佛國ブレケー戰鬥機  
 獨逸ハインケル機、ドルニエ重爆撃機編隊、英國爆撃機、雷擊機  
 米國マーチン輕爆撃機、伊太利ブレダ重爆撃機

目次

一八

皇室典範	二〇
公式令	二四
爵位勳功	
華族令の要旨	二九
朝鮮貴族令要旨	二九
位階令要旨	三〇
勳章	三〇
勳章年金支給細則摘要	三三
記章の種類	三三
褒章の種類	三三
勳章審査令	三四
帝國軍制の沿革	
陸軍軍制の沿革	二九
海軍軍制の沿革	一三
帝國國軍の現制	一六
帝國陸軍	
統帥機關	
參謀本部	一四三
陸地測量部	一四三
陸軍大學校	一四三
軍政機關	
陸軍省	一四四
陸軍省隷屬官衙	
陸軍航空本部	一五〇
航空技術研究所	一五〇
陸軍航空廠	一五〇
陸軍技術本部	一五〇
陸軍科學研究所	一五〇
陸軍造兵廠	一五〇
軍馬補充部	一五〇
陸軍兵器廠	一五〇
千住製絨所	一五〇
陸軍衛生材料廠	一五〇
陸軍被服廠	一五〇
陸軍製絨廠	一五〇
陸軍築城部	一五〇
陸軍運輸部	一五〇
陸軍中央無線電信所	一五〇
陸軍大臣の管轄する學校	一五一
東京陸軍航空學校	一五一
陸軍航空技術學校	一五一
熊谷陸軍飛行學校	一五一
下志津陸軍飛行學校	一五一
明野陸軍飛行學校	一五一
濱松陸軍飛行學校	一五三
陸軍經理學校	一五四
陸軍醫學學校	一五四
陸軍獸醫學校	一五四
陸軍憲兵學校	一五五
其他官衙	
防衛司令部	一五五
軍司令官、師團長隷屬官衙	一五五
要塞司令部	一五五
聯隊區司令部	一五五
陸軍病院	一五五
陸軍監獄	一五五
陸軍倉庫	一五五
教育機關	
教育總監部	一五五
教育總監の管轄する學校	一五五

目次

一九

陸軍幼年學校	一五
陸軍豫科士官學校	一五
陸軍士官學校	一五
陸軍士官學校分校	一五
陸軍砲工學校	一五
陸軍教導學校	一五
陸軍步兵學校	一五
陸軍騎兵學校	一五
陸軍野戰砲兵學校	一五
陸軍重砲兵學校	一五
陸軍工兵學校	一五
陸軍戸山學校	一五
陸軍通信學校	一五
陸軍自動車學校	一五
陸軍習志野學校	一五
陸軍戰車學校	一五
朝鮮軍司令部	一五
臺灣軍司令部	一五
關東軍司令部	一五
航空兵團司令部	一五
師團	一五
臺灣守備隊	一六
獨立守備隊	一六
憲兵隊	一六
軍隊教育、檢閲、演習	一六
軍隊教育の要旨	一六
軍隊生活	一六
陸軍將校團條例	一六
陸軍將校團條例施行細則	一六
典範令	一六
檢閲	一六
演習	一六
聯合演習	一六
師團演習	一六
特別師團演習	一六
特別大演習	一六
特別各兵演習	一六
司令部演習	一六
特種演習	一六
陸海軍聯合大演習	一六
將官演習旅行	一六
參謀演習旅行	一六
幹部演習旅行	一六
帝國海軍の現制	一七
統帥機關	一七
軍令部	一七
軍政機關	一七
海軍省	一七
海軍省職屬官衙	一七
海軍艦政本部	一七
海軍技術研究所	一七
陸軍特別大演習一覽	一七
陸軍禮式儀式の概要	一八
軍旗下賜日	一八
陸軍常備團隊配備表	一八
陸軍管區表	一九
陸軍武官官等並兵種階級表	一九
陸軍武官俸給表	一九
陸軍下士官以下給料表	一九
陸軍學生生徒手當表	一九
將校准士官の服裝	一九
陸軍重要官衙所在地	一九

海軍火藥廠	二五
海軍航空本部	二五
水路部	二五
海軍大臣直轄學校	二六
海軍大學校	二六
海軍兵學校	二六
海軍機關學校	二六
海軍醫學校	二六
海軍經理學校	二六
鎮守府司令長官に隷する學校	二六
海軍砲術學校	二六
海軍潜水學校	二六
海軍工機學校	二六
海軍通信學校	二六
海軍航海學校	二六
鎮守府	二六
海軍人事部	二六
海軍軍需部	二六
海軍港務部	二六
海軍艦船部	二六
海軍工廠	二六
海軍建築部	二六
海軍航空廠	二五
海軍病院	二五
海軍經理部	二五
鎮守府軍法會議	二五
海軍刑務所	二五
海軍燃料廠	二五
海軍望樓	二五
要港部	二五
駐滿海軍部	二五
聯合艦隊	二五
戰艦隊	二五
警備戰隊、防備戰隊	二五
驅逐隊、潜水隊、水雷隊、掃海隊	二五
團	二五
海兵團	二五
防備隊	二五
海軍航空隊	二五
海軍通信隊	二五
艦	二五
戰艦	二五
巡洋艦	二五
航空母艦	二五
水上機母艦	二五
潜水母艦	二五
海防艦	二五
數設艦	二五
砲艦	二五
練習戰艦	二五
練習巡洋艦	二五
驅逐艦	二五
潜水艦	二五
水雷艦	二五
掃海艦	二五
特務艦	二五
教育、點檢、查閲、檢閲、演習	二五
海軍の教育	二五
點檢	二五
查閲、檢閲、演習	二五
海軍儀禮の概要	二五
旗章	二五
滿艦飾	二五

禮式 ..... 二五二  
 觀艦式一覽 ..... 二五三  
 海軍區、軍港、要港 ..... 二五五  
 志願兵徵募區 ..... 二五六  
 海軍武官官階表 ..... 二五六  
 海軍兵階階 ..... 二五九  
 海軍武官俸給表 ..... 二五九  
 海軍下士官以下俸給、生徒及學生手當 ..... 二六二  
 海軍官衙・學校・團隊所在地 ..... 二六三

特務機關

諮詢機關 ..... 二六七  
 元帥府 ..... 二六七  
 軍事參議院 ..... 二六七  
 陸海軍特務機關 ..... 二六八  
 侍從武官府 ..... 二六八  
 皇族附及王公族附武官 ..... 二六九  
 陸軍將校生徒試驗委員 ..... 二六九  
 海軍生徒採用試驗委員 ..... 二六九

外國駐在員

外國駐在員 ..... 二六九  
 特務機關に準ずるもの ..... 二六九

軍關係の國家的施設

學校教練 ..... 二七一  
 陸軍現役將校學校配屬令 ..... 二七一  
 陸軍現役將校學校配屬令施行規定 ..... 二七二  
 陸軍現役將校學校配屬令及大正十四年勅令第二百四十六號の特例に關する件 ..... 二七三  
 學校教練教授要目 ..... 二七三  
 陸軍現役將校配屬學校教練查閱規程 ..... 二八一  
 學校教練檢定規程 ..... 二八一  
 海軍現役武官商船學校等配屬令 ..... 二八二  
 公立商船學校教授要目 ..... 二八二  
 海軍現役武官配屬商船學校等の教練查閱規程 ..... 二八五  
 海軍現役武官水産講習所配屬 ..... 二八五

令

水産講習所遠洋漁業科の軍事學及教練查閱規程 ..... 二八六  
 青年學校 ..... 二八七  
 青年學校令 ..... 二八七  
 青年學校規程 ..... 二八七  
 青年學校教授及訓練科目要旨 ..... 二八九  
 青年學校教練科等查閱令 ..... 二八九  
 青年學校教練科等查閱規程 ..... 二八九  
 在郷軍人職業輔導の概要 ..... 二九〇  
 豫後備役將校團へ小銃の貸與及實包供給等に關する件 ..... 二九二  
 部外團體の兵營及廠舍宿泊並軍馬及軍用物件貸與規程 ..... 二九三  
 部外團體に對する彈藥類拂下手續 ..... 二九五  
 陸軍現役將校を配屬する學校等へ軍用糧食品拂下に關する件 ..... 二九六

諸學校生徒志願者 便覽

諸學校生徒志願者 便覽 ..... 二九六

陸海幼年學校生徒 ..... 三二一  
 陸軍豫科士官學校生徒 ..... 三二二  
 陸軍經理學校豫科生徒 ..... 三二五  
 陸軍工科學校生徒 ..... 三二六  
 東京陸軍航空學校生徒 ..... 三二六  
 陸軍通信學校生徒 ..... 三二七  
 陸軍戶山學校軍樂生徒 ..... 三二七  
 海軍諸學校生徒志願者心得 ..... 三二八  
 海軍志願兵の采 ..... 三三三  
 甲種飛行豫科練習生 ..... 三三四

軍屬志願者便覽

陸地測量部修技所生徒 ..... 三三七  
 陸軍監獄看守 ..... 三三七  
 陸軍警査 ..... 三三八  
 陸軍録事 ..... 三三八  
 陸軍通譯 ..... 三三八  
 陸軍調教手 ..... 三三八  
 陸軍軍犬手 ..... 三三九  
 海軍警査及海軍監獄看守採用規則拔萃 ..... 三三〇

軍事刑罰

刑法令 ..... 三三三  
 陸海軍軍事司法 ..... 三三四  
 軍法會議 ..... 三三四

軍事法令

軍機保護法 ..... 三三九  
 軍機保護法施行規則（陸軍） ..... 三三九  
 軍機保護法施行規則（海軍） ..... 三三九  
 要塞地帶法 ..... 三三九  
 防務條令抄 ..... 三三九  
 備戍令 ..... 三三九  
 戒嚴令 ..... 三三九  
 徵發令 ..... 三三九  
 馬匹徵發事務細則 ..... 三三九  
 自動車徵發事務細則 ..... 三三九  
 軍用自動車補助法 ..... 三三九  
 爆發物取締規則 ..... 三三九  
 軍需工業動員法 ..... 三三九  
 軍事扶助法 ..... 三三九

兵役關係事項

入營者職業保障法 ..... 三九四  
 海戰法規（拔萃） ..... 三九六  
 陸軍軍人軍屬著作規則 ..... 三九八  
 傷兵院法 ..... 三九九  
 船舶職員法抄錄 ..... 四〇〇  
 陸軍恤兵部條例 ..... 四〇〇  
 陸軍順位令 ..... 四〇一  
 陸軍豫備馬貸付規則拔萃 ..... 四〇四  
 陸戰の法規慣例に關する規則抄 ..... 四一〇  
 赤十字條約抄 ..... 四一一

帝國兵役法の根本精神 ..... 四一九  
 兵役法 ..... 四一九  
 海軍志願兵令 ..... 四一九  
 兵役の區分及用途 ..... 四二〇  
 服役 ..... 四二〇  
 支那事變に關し陸軍軍人の服役又は營延期に關する件 ..... 四二一  
 徵集 ..... 四二一  
 召集 ..... 四二二



中華民國	六八	日獨伊防共協定	三三	滿洲國皇帝の即位詔書	七三
蘇聯	六〇	國際聯盟規約	三三	回鑾訓民詔書	七三
米國	六七	九國條約	三四	滿洲國建國宣言	七四
英國	七〇	四國條約	三五	滿洲國政府組織法要綱	七五
佛國	七〇	不戰條約	三五	滿洲國政府組織一覽表	七六
獨逸	七四	日滿議定書	三七	帝位繼承法	七六
伊太利	七八	滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約	七六	滿洲帝國政府組織一覽表	七六
列國陸軍軍備一覽表	七二	日本と主要國間の條約締結年月	七六	協和會運動	七六
列國新兵器整備一覽表	七五	在本邦各國大使館所在一覽	七二	外交	七〇
列強優秀軍用機性能概見表	七八	在本邦列國領事館	七三	日滿經濟プロック	七三
五大國海軍勢力比較表	七二	海軍	七五	第二次開發計畫	七三
近代陸海軍裝備の趨勢	七五	陸軍豫算	七五	移民事情	七六
世界大戰に依る裝備の發達	七五	帝國軍事費の趨勢	七六	郵便規則摘要	七九
近代的裝備の内容と其の趨勢	七五	北支事變臨時軍事費豫算	七九	鐵道規則摘要	八〇
列國陸軍兵器界の概觀	七五	列國軍事費一覽表	七九	葬儀便覽	八〇
海軍現代兵器	七五	財政	七三	雜	八〇
外交	七二	滿洲國事情	七三	廣告目次	八四
國際聯盟脫退に關する詔書	七二				
日獨防共協定	三三				



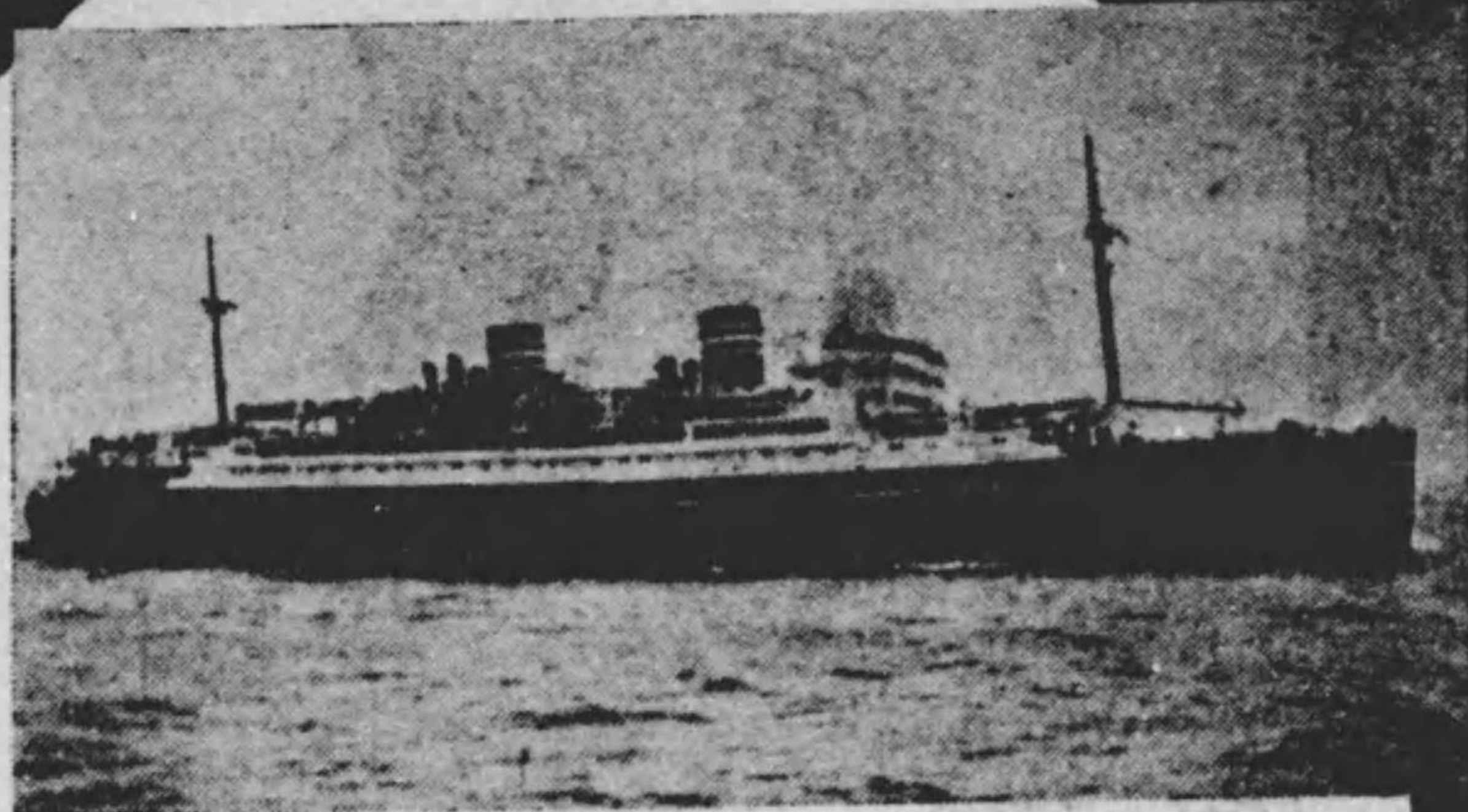
# 國產電機株式會社

航空機用  
自動車用  
其他各種  
磁石發電機製造  
自動車用電氣部品製造

陸軍  
海軍  
鐵道  
各省指定工場

本社  
總務物工場  
奉天工場

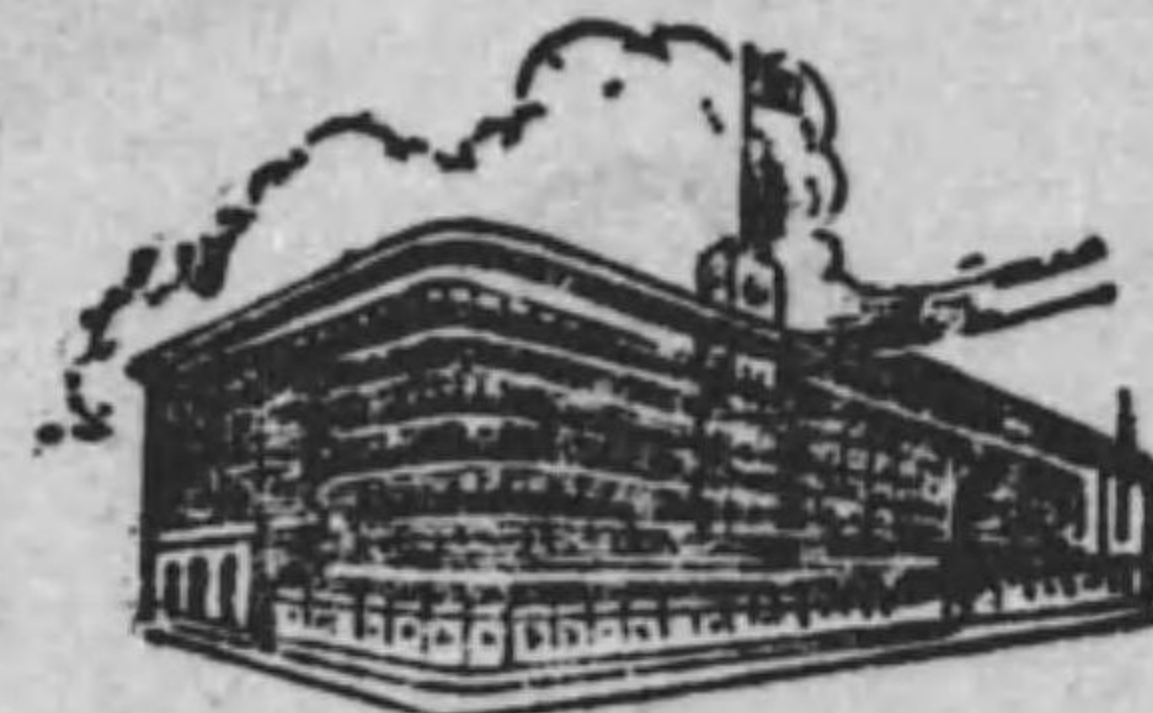
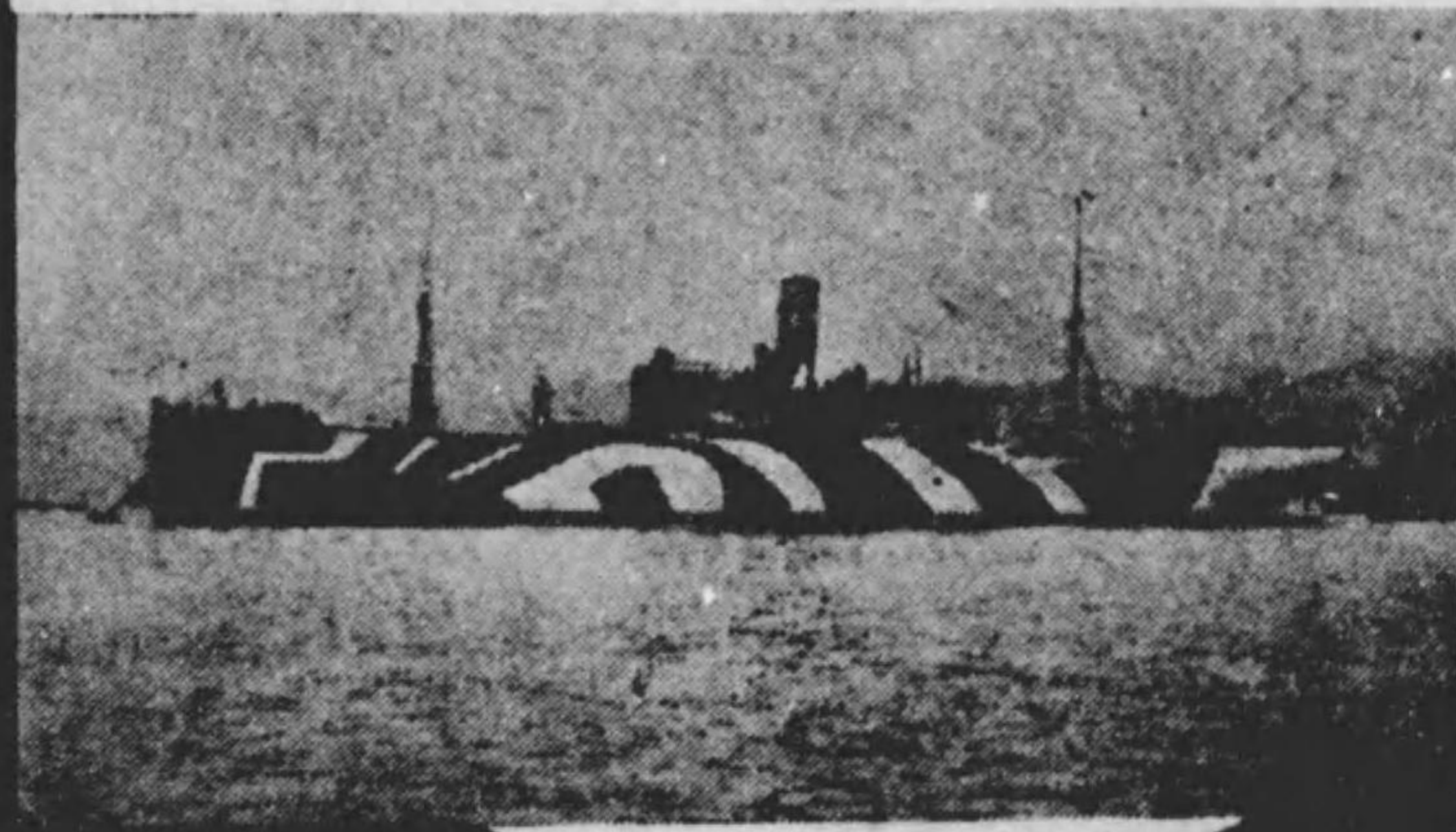
東京市豐島區高田南町三丁目七七一七番地  
電話牛込(34)五九三〇・一七三五・一七三六  
電話ムサシタカダ、コクサンデンキ  
東京市豐島區高田南町三丁目八一六番地  
電話牛込(34)六四七一  
奉天西區南壹路二一五番地  
電話七七三二・七七七四  
電話ホウテンコクサンデンキ



昭和二十年夏海上から六千六百餘名  
の引揚人邦を輸送した龍田丸

平 時  
戰 時  
一 意 奉 公  
日 本 郵 船

歐大洲戰中カモラフジーセる平野丸



記念品の御用命は……

ぜひ白木屋商事部へ

日常の御贈答品特に各種の記念品に就ては、それぞれ如何に之を記念すべきかと、御苦心の事と存じます。

其節はぜひ當店を御利用願ひ上げます。永年の経験を有する熟練店員が御相談相手をつとめる様、直ちに御伺ひ申上げます。

最近の記念品御用命先の一部

- 東京電燈株式會社様……創立五十周年記念品
- 大日本人選肥料株式會社様……創立五十周年記念品
- 秋田木材株式會社様……創立三十周年記念品
- 山一證券株式會社様……創立十周年記念品
- 東洋生命保險株式會社様……解散記念品
- 株式會社三菱銀行様……増築竣成記念品
- 日本石油株式會社様……創立五十周年記念品
- 日本皮革株式會社様……創立三十周年記念品
- 滋澤倉庫株式會社様……本社新築竣成記念品
- 東京市澁野川區役所様……廳舎新築落成記念品
- 東京市小石川區役所様……廳舎新築落成記念品
- 株式會社博文館様……創立五十周年記念品
- 東京書籍商組合様……創立五十周年記念品
- 大日本火災保險協會様……創立二十周年記念品

日本橋

白木屋

電話日本橋  
(24)1331-41



日本

自動  
飛行  
機

タイヤ製造株式會社

東京市豊島區雜司ヶ谷町七ノ一、〇〇〇

電話牛込(34)二六八五九番

振替東京一七四七二番

國產  
ボールベアリング  
ローラーベアリング

日本精工株式會社  
東京・大阪・名古屋・小倉



揮發油 燈油 輕油 機油



# 小倉石油株式會社

東京市日本橋區小舟町二丁目一番地

電話茅場町(66)代表四一四一番

重油 石蠟 阿斯ファルト ウォーターファルト



# 鶴見製鐵造船株式會社

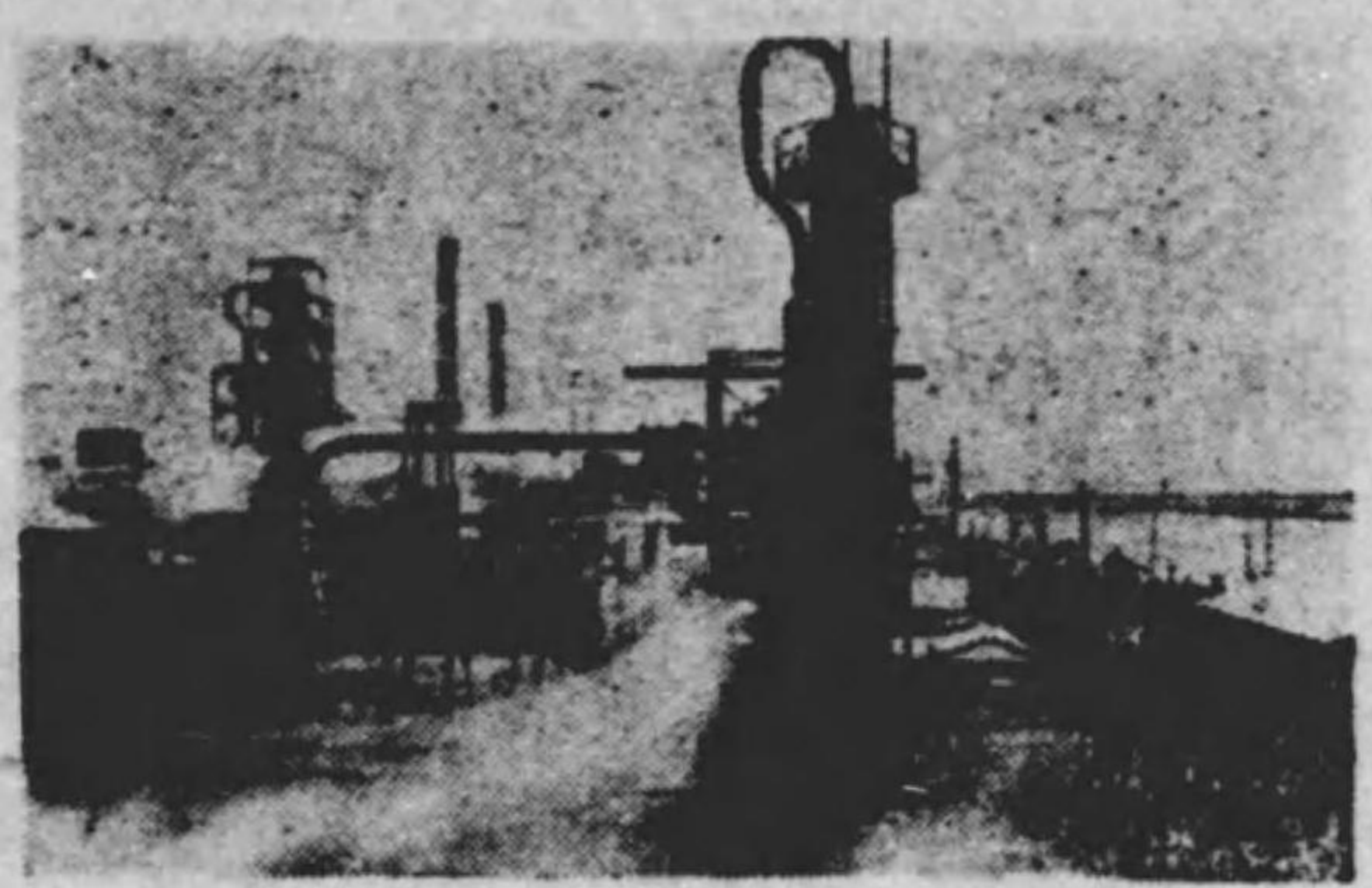
本社 東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地壹

鶴見工場 橫濱市鶴見區末廣町二丁目壹番地

淺野船渠 橫濱市神奈川區橋本町二丁目壹番地

營業課目

- ガソリン
- 燈油
- 軽油
- スピンドル油
- 高級機械油
- 國産輸入重油
- アスファルト
- マシンの油
- モビール油



早山石油株式會社川崎工場  
トナラブンキツラク



早山石油株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内(明治生命館六階)

電話丸ノ内 自三一一一至三一五

營業所 東京・大阪

出張所 門司

製油所 川崎・秋田縣船川・新潟

事業 水産物製造加工販賣  
種目 製氷及冷凍冷蔵

南興水産株式會社

取締役會長 松江春次

本社 南洋パオ島  
東京事務所 麴町區内山下町東洋ビル内  
電話銀座 (57) 二五〇三—四  
一—九一—七  
營業所 サイパン、パラオ、ボナペ、トラツク



營業品目

書籍・雜誌・教科書・歐文印刷物  
兒童繪本・ポスター・カレンダー  
繪はかき・レツテル・包裝紙・地圖  
株券・公社債券・小切手・洋式帳簿

東京市品川區東大崎三丁目二三九番地

中屋三間印刷株式會社

電話 大崎 (49) 四四四  
振替口座 東京 一四八  
一四九  
一八一

軍人會館御用



現在移民數參萬餘名

業務

拓殖移民  
製糖製酒  
漁業製氷  
鑛業澱粉  
グマール事業

南洋興發株式會社

社長 松江春次

本社 南洋サイパン島  
事務所 東京市麴町區内山下町一ノ一

(東京ビルディング内)

電話銀座 (四) 二一九七 (7)

- 一、創立
- 一、資本金
- 一、事業地
- 一、社有鐵道

大正八年十一月  
四千萬圓  
南洋廳下サイパン島、テニアン島、ロタ島、バラオ島、  
ボナベ島、ペリリユー島、蘭領ニューギニヤ 參萬町步  
(内既墾地壹萬五千町步)  
總延長百五十哩

專 門 製 作

創業 明治二十七年



最古の歴史  
最新の設備  
最良の品質

測風氣球用  
提燈及蠟燭

陸海軍指定工場  
逓信省指名工場  
各氣象臺、各觀測所  
各測候所御用

株式會社 氣球製作所

東京市浦田區北糀谷町二四九〇番地  
電話大森五三三九番  
振替東京五九四五七番

三九

目 種 業 營

- 一、航空機材料、特種木材、ベニア、金物、地金類ノ輸入販賣
- 一、魚・肉・果實各種罐詰、楢材、プライウッド、雜貨類ノ輸出  
入販賣
- 一、電解錫、精製錫、壓搾鐵ノ加工販賣



東亞企業株式會社

本 店 東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地  
(電代表丸ノ内(23)自〇五四一  
至〇五四四番)

工 場 橫濱市神奈川區南幸町二丁目四十三番地  
(電神奈川二九五九番)

海外出張所  
北米合衆國紐約市  
同 シヤトル市  
南米亞爾然丁國ブエノスアイレス市

廣 告

三八



海軍省、鐵道省指定工場

# 東洋リノリウム株式会社

### 營業課目

- 一、各種リノリウム
- 一、リノリウム、タイル
- 一、リノリウム、ウォール
- 一、リノリウム、ワックス
- 一、リノリウム、特製糊

營業所

大阪市東區瓦町二丁目三和ビル

電話 北濱 二〇六〇・三九一〇番

支店

東京市京橋區銀座四丁目三和ビル

電話 京橋 二五六四・一七〇二番

工場

兵庫縣川邊郡伊丹町

電話 伊丹 一番・六九番

飛行機用



主要製品

木製プロペラ  
 金屬製プロペラ  
 被包式プロペラ

設計製作

# 日本樂器製造株式會社

山葉ピアノ  
 山葉オルガン  
 山葉ハルモニカ  
 高級家具木工品  
 ベニヤ板(合セ板)

本社 靜岡縣濱松市

電話代表

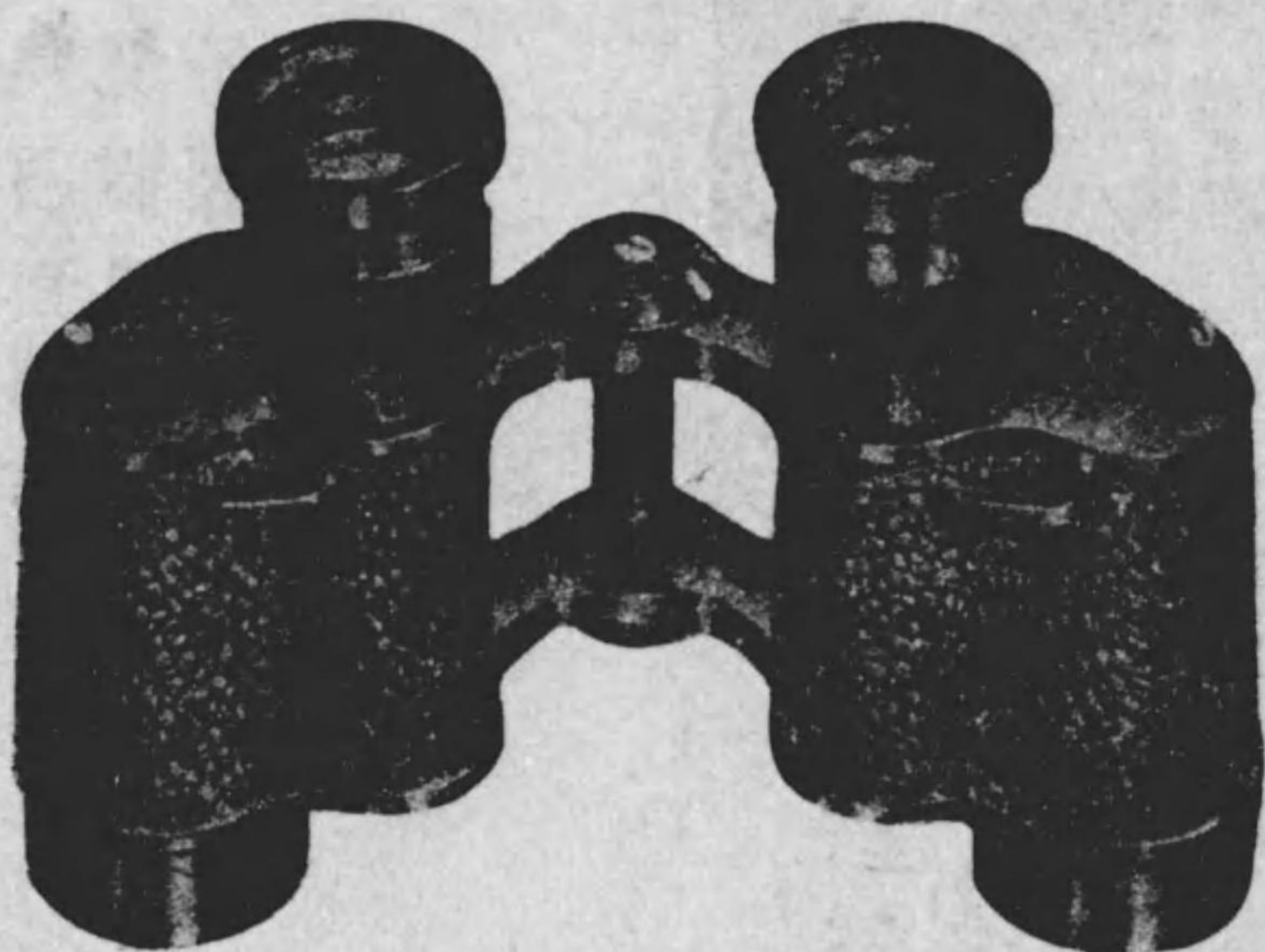
三三三三三  
 六六六六六  
 五五五五五  
 四三二一〇

# プリズム雙眼鏡

八倍二十五耗:最新:型

定價 金五拾五圓也

## ORIENT 8×25



各種定價及効率表郵呈仕候

「オリエント八倍廿五耗」  
電信略號「ル」

原型二分ノ一圖

光學器械精密器械製造

## 井上光學工業合名會社

東京市世田谷區新町二丁目 二九六  
二九七

(玉川電車ツルマキ下車)

電話世田谷 { 2434  
3664  
3211

振替東京 三四三八二番

廣  
告

四三

國債 地方債 社債  
引受 募集 買賣  
金融仲介  
資本金 四百萬圓  
積立金 百八拾七萬圓

取締役社長 小池厚之助

# 小池證券株式會社

東京市澁町區丸ノ内一丁目六番地

電話丸之内 (23) 代表 二二七一番(8)  
一〇二二番  
一〇二二番

大阪支店 大阪市東區伏見町五丁目四二番地

電話北濱 (23) 代表 五三四六番(5)

廣  
告

四二

# ダットサンの信頼性

純國産小型自動車ダットサンのエンジンは陸軍省の制式エンジンとなつて居ります。これは本車の信頼性を最も雄辯に裏書するものと見なければなりません

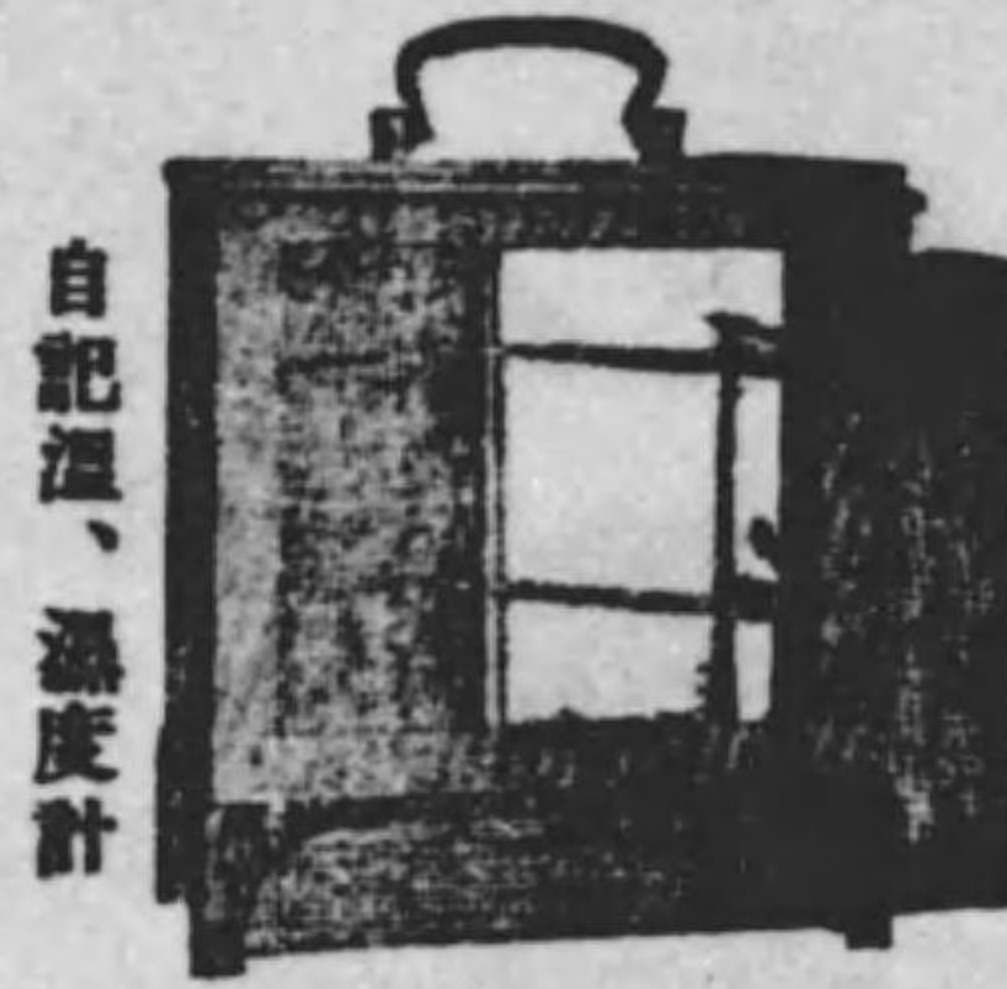


無試験運轉免許  
車庫の設備不要  
税金及經費僅少

主要都市に  
販賣店あり  
御照會乞ふ

東京市 日産自動車株式会社 銀座

# 優秀なる國産計器



自記温、湿度計

陸軍省  
海軍省  
指定工場

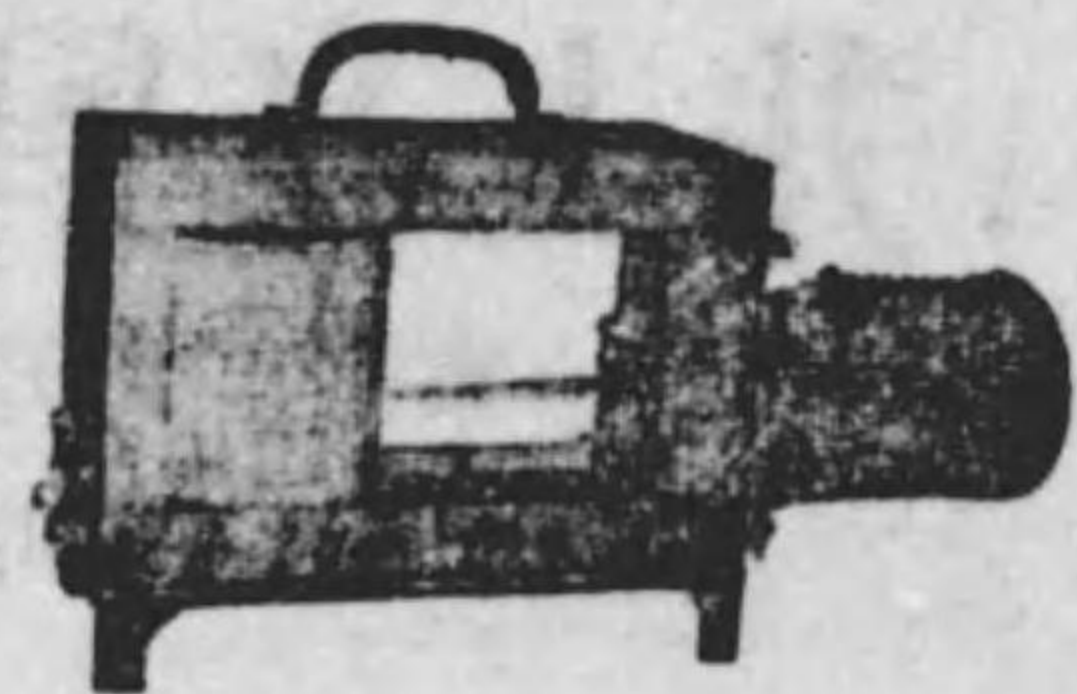
東京市本郷區湯島新花町三十四番地  
合資会社 大田計器製作所

代表社員 大田 彦 市

電話水石川(85)五二九七  
振替東京六九五六一六番

## 製作品目

精密計器  
航空計器  
航子製器  
硝子製器  
金屬製器  
氣象觀測器  
象製溫度計  
製製溫度計



自記溫度計



航空機設計製作

# 日本飛行機株式會社

工場 横濱市磯子區富岡町字昭和町

電話 横濱長者町 (3) 二八三七・二八三八  
二八三九

本店

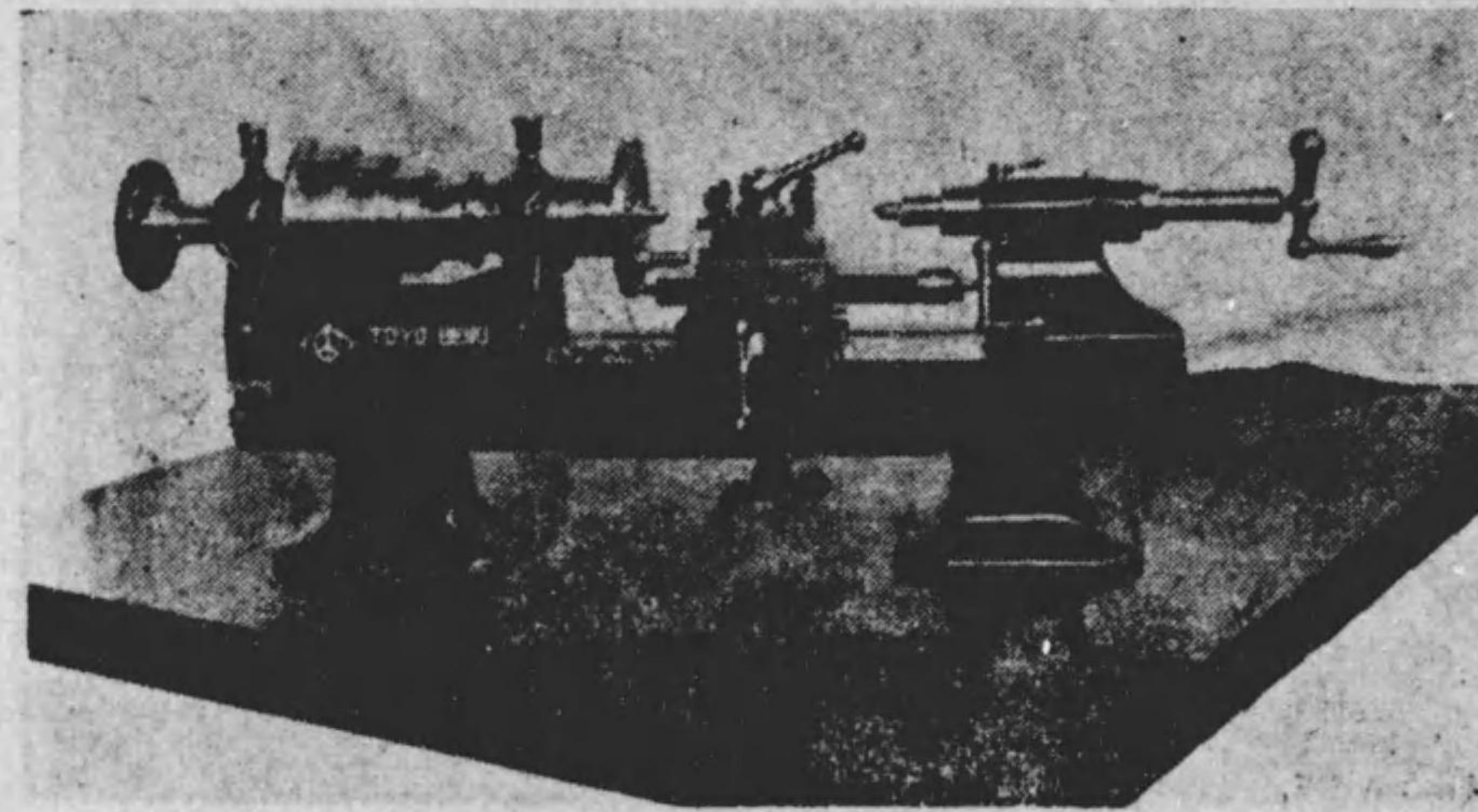
東京市麴町區丸ノ内海上ビル新館五階  
電話丸ノ内(23) 四、七五九



## 精密工作機械

ゲージブロック  
限界ゲージ  
計測器  
マイクロメーター  
測定器具  
精密治具  
精密ねち切旋盤  
精密卓上フライス盤  
精密ねち研磨機

精密卓上旋盤



## 東洋精機株式會社

東京市蒲田區下丸子町三〇三  
電話蒲田代表三九〇五

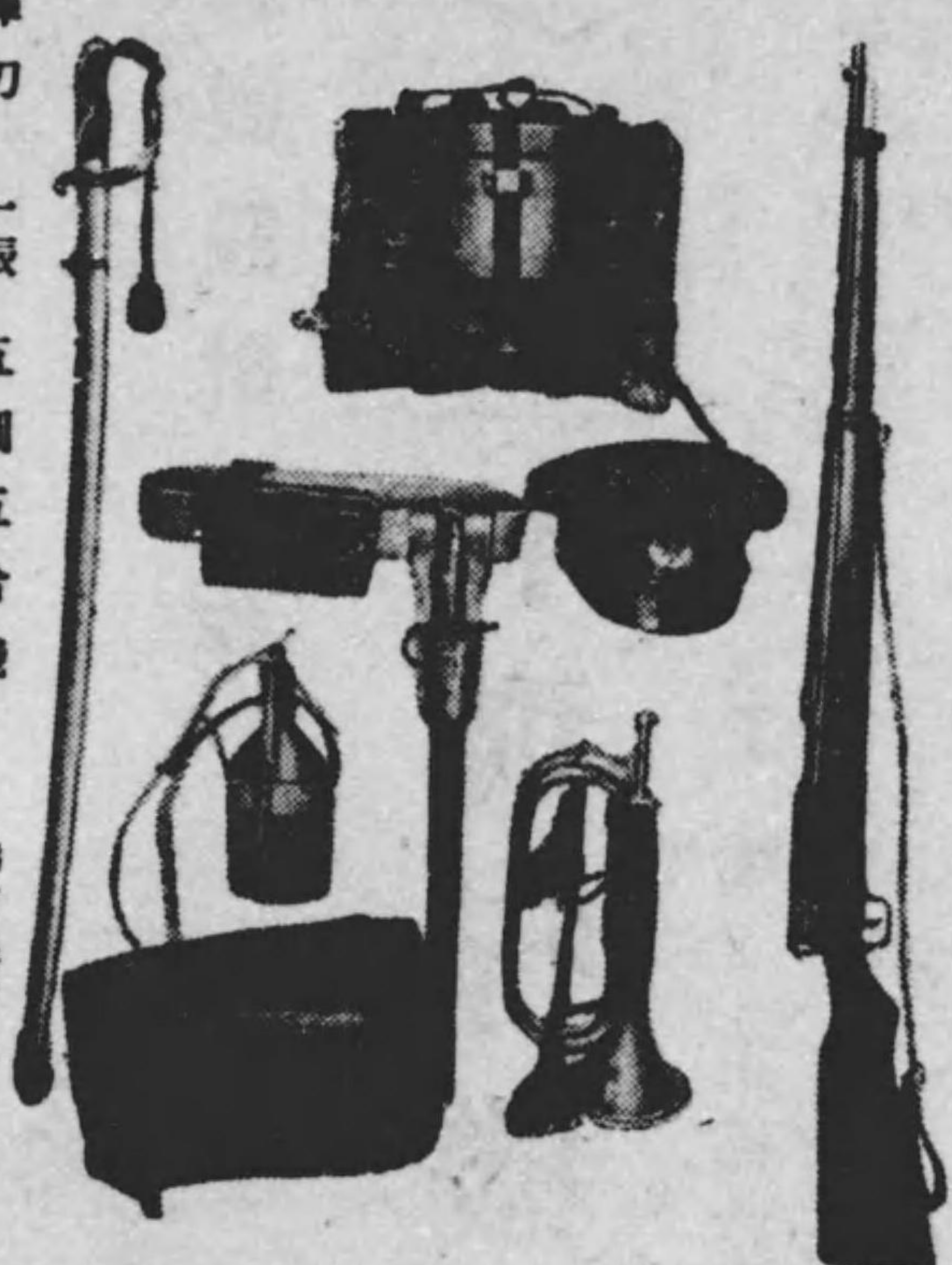


### 青年訓練用教練銃

◎第二種 特號 金六圓五拾錢也  
 銃 一振 壹圓八拾錢  
 帶 一本 七拾錢  
 革 一個 參拾錢  
 差 一個 四拾錢  
 盒 一個 拾錢

◎第一種 特號 金五圓也  
 軍 參圓五拾錢  
 隊 壹圓五拾錢  
 靴 壹圓拾錢  
 飯 壹圓拾錢  
 盒 壹圓拾錢  
 兵 七拾錢  
 水 拾錢  
 筒 五錢  
 囊 錢

指揮刀 一振 五圓五拾錢  
 刀 一本 貳圓五拾錢  
 刀 一個 五圓五拾錢  
 軍 一挺 七圓五拾錢  
 隊 刺 錢



拂下巻ゲートル 六拾五錢  
 ◎御注文八前金又八代金  
 引換運賃實費  
 【型錄進呈】

具用人軍郷在。籍書用兵。貨雜用軍陸。品用練訓年青  
 元賣販造製銃擬

### 萬屋坂本商店

(國靖段九) 八地番二十目丁一段九區町麴市京東  
 (下社神)

番八六八九三東京替振 番七八〇三段九話電

れあ付送書歴履者望希集募員店の歳六、五十るな實堅操志◎

陸軍大臣認定

公認

### 亞細亞航空學校

▼東京市深川區洲崎飛行場

### 亞細亞水上航空學校

▼千葉縣印旛郡沼(施設中)  
東京市品川區大井中島飛行場

# 亞細亞航空總本部

總長 飯沼金太郎

東京市杉並區宿町  
電話 荻窪二〇二七、二一一五、四五二二番

公認

### 亞細亞航空機關學校

▼事務所 東京市杉並區新町  
▼校舍 東京市板橋區石神井關町

### 亞細亞航空機材研究所

▼東京市杉並區宿町

防空・防毒・常備に要す  
防毒服の決定版

陸軍省・海軍省・逓信省  
指定工場

陸軍省・海軍省・逓信省  
指定工場

用御廳官諸・用御軍海陸

本國華工業株式會社  
東京市品川區北品川丁一〇五  
東京市品川區品川本町三八七  
東京市品川區品川本町三八七  
東京市品川區品川本町三八七

市民用防毒服  
婦人用防毒服  
市民用手押消毒車

カタクゲ贈呈

陸軍省 電話 二八二  
海軍省 電話 一七三  
逓信省 電話 一七三  
東京市 電話 一七三  
品川區 電話 一七三

營業品目

機械工場

パワープレス(大小各種)

精密工作機械

プレジジョン・ベンチプレス

スペシャル・ミリングマシン

ギヤ・カツテイングマシン

小挽子専用自動機械

スレッドローリングマシン

オートマチックタッピングマシン

スクリュースロウディングマシン

ハイスピードヘッドイングマシン

自動車航空機部分品

ゴム工場

耐酸耐熱性ライニング機器

耐酸性ライニングポンプ

耐酸性能パイプ

ゴムホース、ベルト、ロール

ゴムタイヤ、ゴムノンスリップ

ゴムパッキン

陸軍省・逓信省  
海軍省・鐵道省  
指定工場

大日本機械工業株式會社

本社 機械工場 東京市本所區業平橋一丁目

ゴム工場 東京市向島區吾嬬町西三丁目

自轉車工場 大阪市東淀川區本庄中通

資本金 壹億圓  
積立金 六千八百八拾萬圓



# 株式會社 三井銀行

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

電話日本橋(24) 代表一、二二一

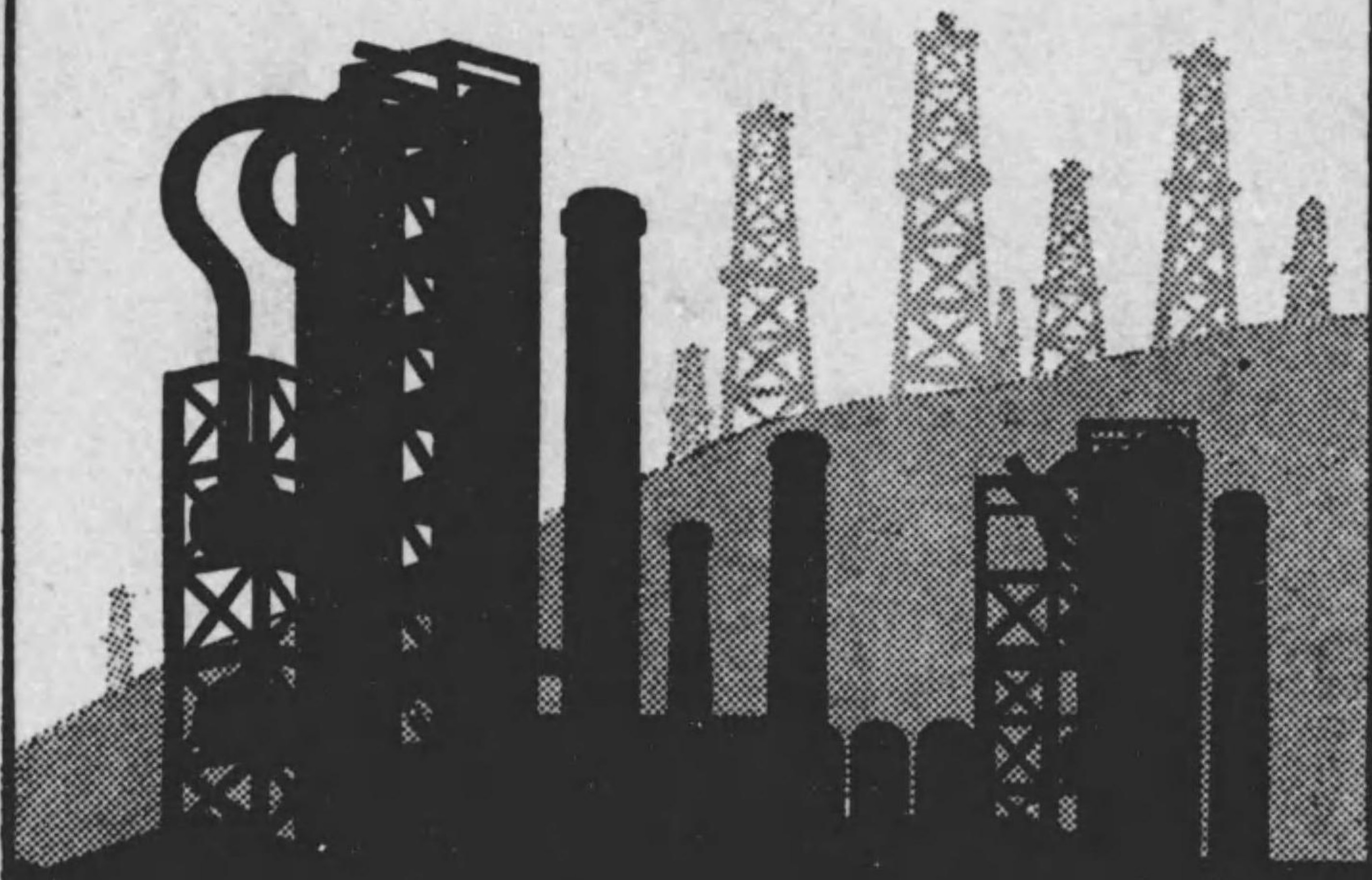
日本橋支店(東京)  
橫濱支店  
京都支店  
大阪支店  
神戶支店  
若松支店  
大連支店  
倫敦支店

丸之內支店(東京)  
名古屋支店  
大阪支店  
大坂川口支店  
廣島支店  
福岡支店  
スラバヤ支店  
紐育支店

小樽支店  
名古屋上津支店  
大阪堂島支店  
大坂船場支店  
門司支店  
上海支店  
孟買支店

## 國產石油

揮發油 燈油 輕油 重油 潤滑油 絕緣油 パラフィン アマルト



## 日本石油株式會社

東京丸の内

蜻蛉印鐘



合名  
會社

# 福島鑪製造所

本社

東京市本所區龜澤町一丁目一番地

電話墨田

二五〇一  
五二三六  
六二一

輸出部

東京市京橋區京橋三丁目四番地

電話京橋

八一二〇番

工場

東京市城東區龜戸町四丁目二二番地

電話墨田

三一五四番

軍用機並商業用航空機  
スポーツ用小型機並附屬品

設計製作



# 立川飛行機株式會社

東京府立川町 (電話立川 二四一〇・三七二)

東京事務所 (東京市丸の内 (電話丸の内 一五二五) 東京海上ビルディング (電話丸の内 一五二六))

飛行機翼用塗料  
航空機金屬用塗料  
生漆及製漆



陸軍省  
海軍省  
鐵道省  
指定工場

# 日本高級塗料株式會社

金屬燒付塗料  
高級特殊ラツカ  
醋酸纖維素

東京市澁谷區幡ヶ谷笹塚町  
電話四谷(35)七〇八番  
振替東京三二四八二番

## 營業品目

裸電線類  
被覆電線類  
附屬品類  
O・F式蓄電器・キゲタロイ丹藥



# 株式會社 住友電線製造所

大阪市此花區恩貴島南之町

### 販賣店

東京 札幌 仙台  
京都 神戶 吳 福岡 名古屋  
長崎 佐賀 世須 橫濱 舞臺 京

### 代理店

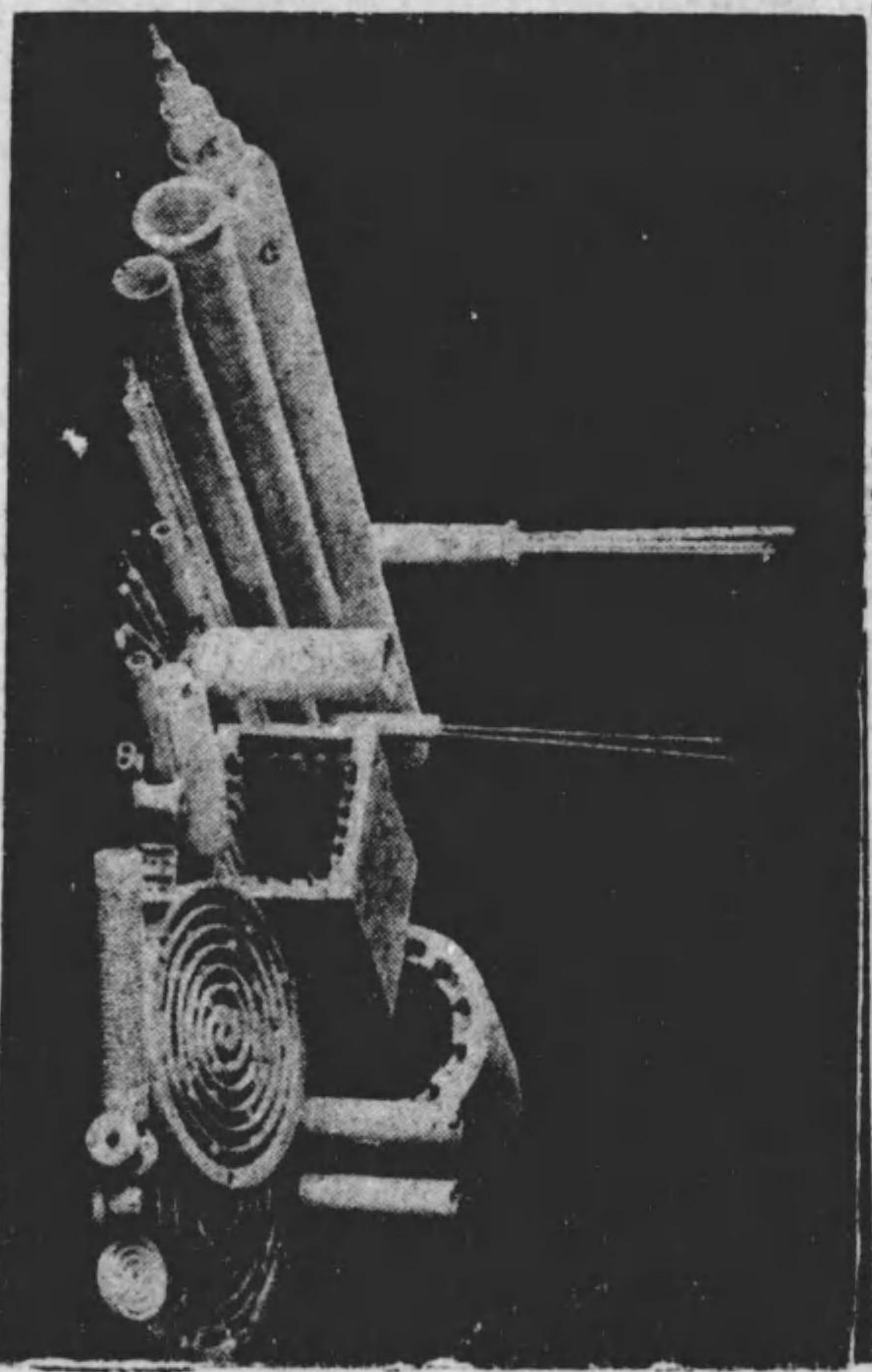
金澤、新京  
大連、奉天  
臺北、哈爾濱

# 電熱陶器専門製作

(御希望品設計製作)

## 特徴と主なる用途

- A 質 (高熱土質)**  
用途 耐火度, S.K.38(+)  
1850°C  
Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 71.4%  
機械的強度大  
クリプトール電氣爐、爐芯熱線管、管狀排場等
- B 質 (シリコナイト質)**  
用途 耐火度, S.K.36(1790°C)  
瓦斯透過率少なく腐蝕性瓦斯に對する抵抗力大  
パイロメーター保護管、絶縁管等
- C 質 (耐急冷急冷陶器)**  
用途 急冷破壊温度差 825°C以上  
電氣絶縁抵抗及び機械的強度大  
ニクロム線カソナル線等に適合する様研究せる特殊素地にして其の性能に就ては既に定評あり  
電氣爐、熱線管、ボビン等



### 東京電熱陶器製造所 【型録進呈】

三階 日六二番町  
 四電一區小  
 二八番飾  
 樂町一區  
 九一葛  
 有樂町一區  
 五一市  
 麹町區  
 五七(57)  
 東京  
 市  
 電話  
 工

此の一杯に  
 漲る元氣  
 湧く活力!

特製  
**ルビラクサ**

絕對權威

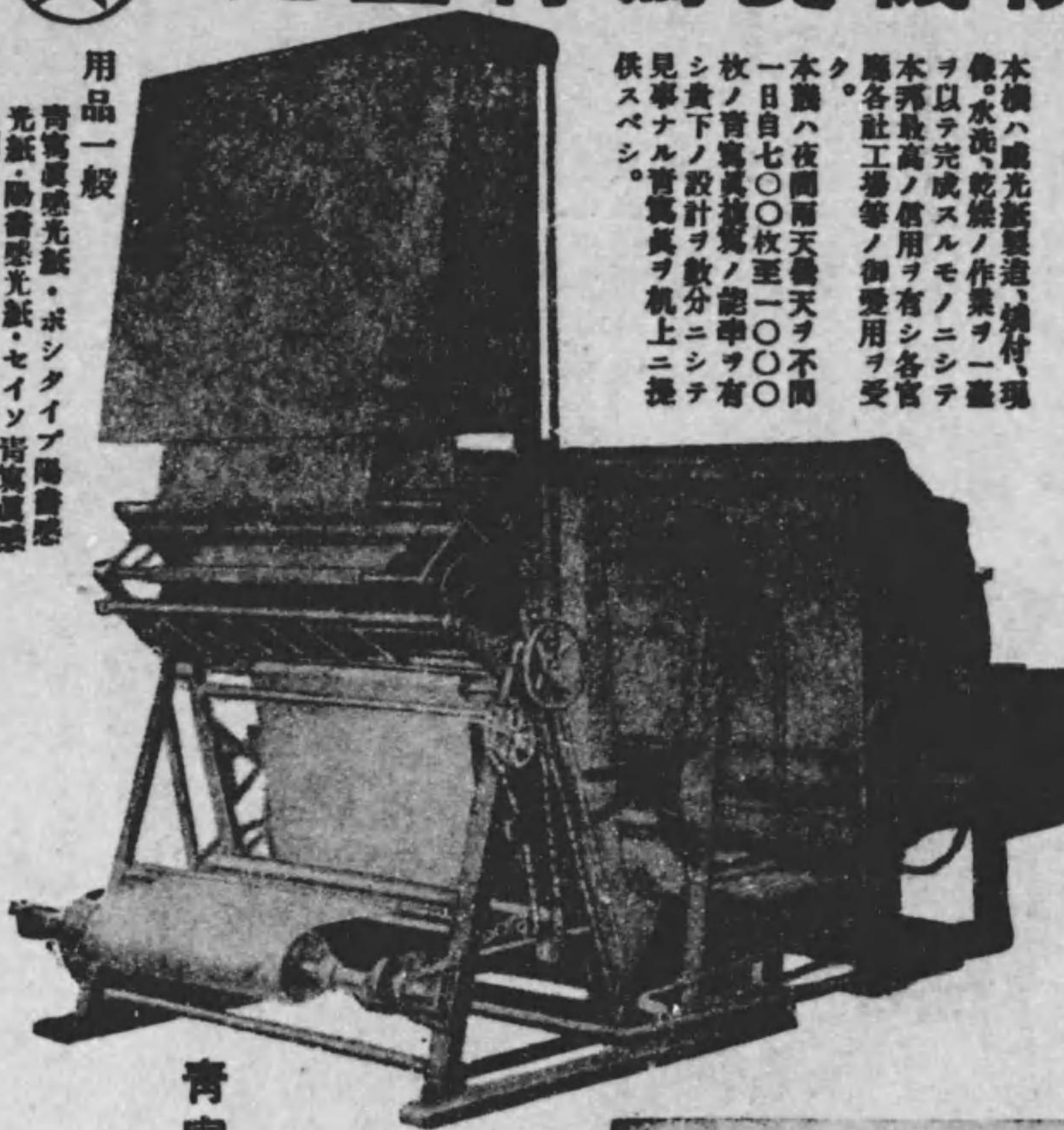
# 丸星青寫真機械



本機ハ最先進製造、補付、現像、水洗、乾燥ノ作業ヲ一臺ヲ以テ完成スルモノニシテ本邦最高ノ信用ヲ有シ各官廳各社工場等ノ御愛用ヲ受ケク。

本機ハ夜間雨天曇天ヲ不問一日自七〇枚至一〇〇〇枚ノ青寫眞機ノ能率ヲ有シ貴下ノ設計ヲ數分ニシテ見事ナル青寫眞ヲ机上ニ提供スベシ。

用品一般  
青寫眞感光紙・ボシタイプ感光紙  
光紙・陽香感光紙・セイン青寫眞用光劑・設計用品・其他青寫眞用品



丸星立型健康顯圖機

立つても腰かけても自然の正しい姿勢で製圖が出来ます。圖板取付の平行定規は絶対正確に輕快に水平昇降操作が出来ます。

青寫眞用品商

## 丸星商店

東京市赤坂區田町七ノ二  
電話赤坂48(一八三四)・一八四四

# 軍事年表

(自昭和十二年九月至昭和十三年八月)

- 九月
- 一日 陸軍將校同相官休年名簿規則中改正。在日本スペイン公使館に革命旗懸る。成都事件に關し國民政府へ須磨總領事方針を訊す。
  - 二日 佛政府對獨軍機のため兵隊年限二年より二年半に延長の旨報せらる。我潜水艦の保有を英政府に正式通告。成都事件に伴ひ第三艦隊待機命令を受け上海へ急行。
  - 三日 獨逸對獨軍機。獨逸共濟組合規則施行細則中改正。西班牙動亂イルン陥落の報至る。
  - 五日 戒嚴勤務に關する職務に従事せる軍人等の遺族に一時賜金賜與規程。
  - 六日 支那中央政府と廣西政府と妥協せる。
  - 七日 スペイン聖セバスチアン總攻撃開始。
  - 八日 支那北海邦人虐殺事件勃發。
  - 十日 海軍大臣主催にて各關僚驅逐艦白露に便乗聯合艦隊の戦技演習を見學す。
  - 十一日 帝國軍艦四隻南下北海中心に南支嚴戒。
  - 十三日 我調査員の北海上陸を十九路軍頑強に拒否。スペイン動亂聖セバスチアン陥落革命軍堂々入城す。
  - 十四日 スペイン動亂ビルバオ港封鎖を革命軍通告す。
  - 十五日 滿洲國軍軍官軍需候補者募集。
  - 十六日 陸軍給與令中及同細則中改正。支那中央軍の監視裡に十九路軍撤退開始。潜水艦伊七五號神戸に於て進水。
  - 十七日 海軍電報取扱規約中改正
  - 十八日 陸軍幹部候補生終末試験規則改正。滿洲國の政治的母體協和會の精神を植田軍司令官指示す。北支豐臺で日支軍衝突。
  - 十九日 漢口日本租界にて日本巡查殺害事件起る。
  - 二十日 漢口に我陸戰隊駐屯。北支豐臺事件解決。
  - 二十二日 陸軍通信學校終業式施行。我調査團北海上陸現地調査に着手。
  - 二十三日 上海にて突如我陸戰隊員を狙撃一名即死二名負傷す。
  - 二十四日 海軍航空隊令中改正。大元帥陛下大演習御統監の御爲御召艦比叡に乗御横須賀御發航遊ばさる。上海海軍特別陸戰隊布告。
  - 二十五日 帝國在郷軍人會令及帝國在郷

- 軍人會規程公布。
- 二十六日 スペイン 動亂トレド遂に陥落。
- 二十八日 内閣外國日滿航空郵便を遞送すべき本邦航空郵便線路中改正。
- 二十九日 兵役法等の規定に依り指定する學校中改正。佛國法貨切下同時に金輸出禁止斷行。
- 三十日 陸軍造兵廠東京工廠派出所名稱達示。南鮮北九州地方防空綜合演習開始。

【十月】

- 一日 海軍積濱及領海航空隊開隊す。英蘇海軍協定成る。
- 三日 獨逸艦シャルンホルスト進水。米航空母艦エンタープライズ(二萬噸)進水。北海道に於て陸軍特別大演習開始す。
- 五日 陸軍特別大演習終了。
- 六日 陸軍身體検査規則中改正。陸軍特

- 別大演習觀兵式札幌飛行場にて舉行。
- 八日 伊政府新造潜水艦十隻艦籍編入。憲兵隊配置及憲兵分隊管區中改正。
- 十日 英國水雷敷設網艇ガージャンの水兵騒擾を起す。
- 十二日 大元帥陛下陸軍大演習より還幸被遊。英國新嘉坡空軍増強の報あり。英蘇海軍協定に獨逸異議。
- 十四日 我練習艦隊ホノルル發南洋に向ふ。官報、法令全書、職員錄、官廳刊紙圖書目錄等の發行に關する件中改正官報附録、週報第一號發行。
- 十五日 巡洋艦熊野神戸に進水。
- 十六日 軍艦由良佐世保にて鐘室蒸氣噴出下士官以下六名殉職す。
- 十七日 日支航空連絡實現す。
- 十九日 神奈川縣足柄下郡大窪村に新築中の傷兵院竣工、落成式を舉ぐ。
- 二十一日 大元帥陛下海軍大演習御統監のため御發轍被遊。
- 二十四日 伊太利のエ國併合獨總統正式

【十一月】

- 承認報せらる。葡、西國交斷絶の旨葡政府通牒を發す。
- 二十五日 海軍大演習終了。
- 二十六日 スペイン 動亂首都へ僅に廿五哩の處に革命軍砲列を布き政府軍重圍に陥る。
- 二十七日 一家より三名以上の兵役服務者を出したる者の表彰。
- 二十八日 桑港、上海間連絡の米英支三國航空協定遂に大綱成立を見る。
- 二十九日 横須賀軍港細則中改正。海軍大演習觀艦式神戸沖に舉行。
- 三十日 大元帥陛下海軍大演習より還幸被遊。
- 三十一日 在外帝國領事官管轄區域中改正。陸海軍現役兵入營の爲旅行するとの運賃割引の件中改正。
- 一日 驅逐艦江風大阪に於て進水。ムツソリーニ武装平和を宣明す。

- 二日 海軍省所屬滿洲事件に關する一時賜金取扱手續中改正。
- 三日 明治節。帝國在郷軍人會の新組織並會令發布式典舉行、特に勅語を下賜せらる。
- 四日 衛戍病院を陸軍病院と改稱。帝國在郷軍人會へ令旨下賜。スペイン動亂首都の南郊へタフエ陥落。
- 五日 聖上陛下新講事堂に行幸。陸軍自動車操縱術技術證明書付與規則中改正昭和十二年度技術將校たるべき士官に任ずる見習士官の人員等發表さる。
- 六日 練習艦隊八雲南洋で小火災乗組員三名殉職す。上海邦人經營紡績工場に抗日共產分子による爭議起る。
- 七日 陸軍軍醫學校開校五十周年紀念式典舉行。
- 十一日 公立商船學校及び朝鮮總督府海員養成所に海軍現役武官配屬令發布。上海にて日本船員射殺さる。
- 十五日 蒙古軍陶林に進發綏遠軍を攻撃

- す。
- 十六日 マドリッド攻防戰猛烈革命軍市街に肉薄。衛戍病院看護兵及磨工兵派遣規則中改正。
- 十七日 米國一萬噸六吋砲巡洋艦フライデルフイア號進水。見習醫官等召募。
- 十八日 獨伊兩國政府正式にスペイン革命政權を承認公表。陸軍糧秣補給規程中改正。
- 十九日 日濠通商交渉開始。憲兵隊配置及憲兵分隊管區中改正。兵役法施行令に依り徵集を延期し得べき最高年齢中改正。
- 二十日 練習艦隊八雲、磐手横須賀歸着帝國在郷軍人會會計検査規程公布。陸軍諸學校生徒入校期日發表。冀東保安隊突如叛亂す。
- 二十一日 外務省は綏遠の事態には帝國何等關係なしとの聲明發表。陸軍士官學校第十六期學生卒業式施行。
- 二十二日 叛亂の冀東保安隊鎮定武装解

- 除完了。蘇聯軍法會議にて獨人九名死刑の判決下る。
- 二十三日 マドリッド市民大舉退去開始帝國在郷軍人會勅語奉戴式施行。二十日の冀東保安隊叛亂事件に責任を感じ古田少佐剄腹自殺す。
- 二十五日 日獨防共協定成立。
- 二十六日 海軍大學校卒業式施行。支那中央政府蒙軍德王に歸順自盡廟退去を迫る。
- 二十七日 兵役法施行令に依り青島學院實業學校課程認定。内蒙防共戰に付關東軍と滿洲國態度聲明。シヤム國註文の海軍練習艦マイクロン號浦賀にて進水。
- 二十八日 義宮正仁王殿下初の御誕辰。蒙古軍空陸呼應し百靈廟奪還戰を行ふ。
- 二十九日 水上機母艦千歲吳工廠にて進水。伊政府滿洲國承認新京に總領事館開設。



三十日 日伊取極めに關し杉村大使へ最後訓電飛ぶ。陸軍武官進級取扱規則、陸軍考科表規則、陸軍武官命課配屬規則及昇級規程改正公布。海軍大學校令中改正(特修學生を置く)

【十二月】

- 一日 臺灣嘉義に飛行第十四聯隊新設。
- 二日 陸海軍定期異動發表。青島紡績罷業惡化我陸戰隊警備に上陸。日伊協定成立發表。
- 三日 日本帝國の在エ諸權益を伊政府好意的に考量する旨兩國コミニケ公表す。英國皇帝御結婚問題起る。海軍省明年度艦隊編制を發表す。
- 四日 在エチオピア國帝國公使館閉鎖しアデイス・アベバに帝國領事館を置く。
- 五日 陸連五八號を以て陸軍航空加俸支給規則中改正。陸軍通信學校生徒採用者發表。海軍練習航空隊令中改正(少年

航空兵即ち豫科練習生を飛行豫科練習生と改稱す。海軍志願兵令中改正。  
七日 陸軍工科學校生徒採用豫定者發表。  
八日 英帝エドワード八世陛下御退位を決定さる。

- 九日 陸軍召集規則中一部改正發表。
- 十日 陸軍職工規則改正(工員と改稱其他)。英帝にヨーク公、デヨーデ六世として皇位御繼承決定す。
- 十一日 張學良軍のために蔣介石西安に監察突如兵變起る。
- 十六日 陸軍補充令中改正(三等主計、三等看護官候補者、獸醫部派遣學生の撰拔は聯隊長行ひ、經理部、衛生部、獸醫部下士官任命は師團長行ふ)。驅逐艦朝潮佐世保工廠に於て進水。日露漁業條約改訂に關し蘇聯邦日獨防共協定を楯に調印拒絶。
- 十七日 陸軍戸山學校軍樂生徒召集發表。

十八日 内蒙戰事一應終結す。  
十九日 陸軍航空技術學校員外學生修學規則發布さる。

- 二十一日 東京憲兵練習所卒業式施行。
- 二十二日 海軍機關學校生徒召集試験及第者發表。
- 二十三日 第八師管簡閱點乎日割發表。
- 二十四日 自動車操縱教範制定發布。第七十議會召集さる。
- 二十五日 西安事件妥協成立し蔣介石洛陽に入る。華府、倫敦條約本年末を以て失効となるを以て之より先英米兩國よりの提案にかかるエスカレーター條項に基く諸種の申出を承認す。
- 二十六日 第七十議會開院式。張學良南京に入り責任を取ると公表す。
- 二十八日 陸海軍諸生徒死傷手當金給與令及保護賜金給與の件公布。陸軍補充令施行規則中改正。陸連第五十號廢止。
- 二十九日 陸軍依託學生依託生徒規則中改正。陸軍省令第三十三號により徵募

區表中改正。陸軍の一部異動發表。官報號外を以て日本國ソグイェト社會主義共和國聯邦間漁業條約効力一ヶ年延長。

【一月】

- 一日 四方拜。
- 四日 日露漁業條約効力存續協定の議定書發表。
- 五日 新年宴會。
- 七日 郵便振替貯金規則中改正。
- 八日 陸軍始觀兵式。陸軍所轄船舶檢校規則中改正。
- 十一日 陸軍派遣者取扱規則發令。陸軍航空技術學校採用豫定者發表。
- 十三日 第十六師管簡閱點乎日割發表。技術に従事すべき航空兵科以外の各兵科幹部候補生の陸軍造兵廠に於ける教育規則中改正。
- 十四日 海軍現役武官配屬商船學校教練查閱規程及之に伴ふ改正。

- 十五日 海軍造船、造機、造兵中尉實務練習規則(海連第四號)公布。
- 十八日 獨逸洋艦エムデン號橫濱に入港。陸連第四號を以て陸軍大學校專科學生採用手續の臨時特例に關する件發表。特務艦「明石」佐世保に於て起工。
- 十九日 二・二六事件外部關係者實錄少將以下三十名判決公表。
- 二十日 陸軍省告示第二號陸地測量部修技所生徒募集發表。水雷艦「雁」橫濱に於て進水。
- 二十一日 第七師管簡閱點乎發表。能谷陸軍飛行學校生徒採用豫定者發表。
- 二十二日 帝國議會停會二日間。
- 二十五日 宇垣大將へ組閣の大命降下。水雷艦「鳩」進水(東京に於て)。
- 二十六日 水雷艦「雉」進水(岡山縣三井物產玉工場に於て)。
- 二十七日 文部省令學校身體檢査規程發令。
- 二十八日 文部省令を以て身體檢査規則

改正。  
二十九日 宇垣大將大命を拜辭。林銑十郎大將に大命降下。

【三月】

- 二日 滿洲國司法部日承學習法官募集發表。陸軍大將林銑十郎内閣組織、親任式舉行。
- 四日 海軍出身志願者身體檢査規則中改正。
- 九日 昭和十二年度陸軍獸醫部依託學生生徒召集發表。陸軍大臣中村中將免職新に杉山大將親任。
- 十日 勅令第八號により豫後備役陸軍將官の臨時召集に關する件公布(林仙之大將特別軍法會議判士となる)。昭和十二年度陸軍衛生部依託學生生徒召集發表。
- 十一日 紀元節。官報號外にて文化勳章令公布。
- 十二日 陸連第五號陸軍給與令細則中改

- 正。陸連第六號臺灣駐劄陸軍部隊給與規則中改正。陸連第七號朝鮮滿洲駐劄陸軍部隊給與令細則中改正。
- 十三日 勅令第十一號陸軍武官官等表の件改正(各部官名稱、工長名稱の變更)。陸軍兵の兵科部、兵種及等級表に關する件改正(看護兵、磨工兵を衛生兵に、樂手補を軍樂上等兵に)。勳章褒章令中改正(文化勳章を含む)。
- 十八日 海軍航空豫備學生採用試驗要項發表。臺中飛行場設置。
- 十九日 兵役法施行令中改正の件公布(甲種合格者身長一・五五米以上を一・五〇米以上に、丁種一・四五米未満。徵集順序身長一・六五米以上を一・六〇米以上其他)
- 二十二日 兵役法施行規則中改正、陸軍身體檢査規則中改正。
- 二十三日 海軍軍醫中少尉採用發表。
- 二十四日 青年訓練所規程中改正。文化勳章佩用に關する件。

- 二十五日 大邱飛行場設置。
- 二十六日 海峽制度に關する條約批准發表。陸軍下士官適任證書付與規則中改正發表。ザルヴァドル米國間互惠通商協定調印。
- 二十七日 海軍兵學校生徒及海軍經理學校生徒採用者發表。

【三月】

- 一日 滿洲建國五周年。滿洲國帝位繼承法公布。
- 二日 陸軍定期異動發表。
- 四日 兵役法施行令に該當する學校在學者に徵集を延期し得べき最高年齢中改正。
- 六日 陸軍軍用飛行機の標識及標示方規定せらる。
- 八日 陸軍經理學校豫科生徒採用發表。
- 十日 天皇陛下濟國神社外苑に於て舉行の陸軍記念日祝賀會に行幸あらせらる。勳記念の催として洲崎埋立地に於

- て大航空ページェント舉行。宮内省告示第四號にて東京假御所設立の件發表。公立商船學校教練教授要旨發表。
- 十一日 海軍省令第三號海軍共濟組合規則中改正。仙臺飛行場設置。陸軍士官學校豫科卒業式施行。滿洲國特殊地帶旅行移住證明規則公布。驅逐艦「涼風」進水。
- 十二日 海軍武官任用令中改正(候補生實務練習期間一年以上を十月以上とする)
- 十五日 驅逐艦「滿潮」進水。本年度陸軍特別大演習三重縣下に於て施行の旨發表。
- 十六日 陸軍幼年學校卒業式舉行。要港部令中改正(各要港にて官民の依頼に應じ技術従事者の養成に當る事を得)
- 十七日 要港部令中改正。
- 十八日 天皇皇后兩陛下御名代の宮秩父宮同妃兩殿下には英國皇帝戴冠式御參列の爲廣瀨出帆の平安丸にてカナダ、

- アメリカ經由渡英の途につかせらる。陸軍士官學校豫科生徒採用豫定者發表。
- 十九日 陸軍士官學校豫科生徒卒業者發表。
- 二十二日 陸軍軍人、軍屬著作規則改正。
- 二十三日 海軍兵學校卒業式舉行。樺太市制公布。
- 二十四日 第一乃至第四師管徵兵檢査豫定日割發表。
- 二十五日 海軍機關學校卒業式舉行。郵便料金改正公布。第五乃至第八師管徵兵檢査日割發表。
- 二十六日 英國の永代借地制度解消公文交換。第九乃至第十一師管徵兵署開設豫定日割發表。
- 二十七日 日米間永代借地權解消。
- 二十八日 潜水艦伊號第七十四號進水。
- 三十一日 第七十議會解散の詔書下る。軍事救護法中改正(軍事扶助法に改

む其他)。海軍豫備員候補者令改正。

【四月】

- 一日 仙臺陸軍幼年學校新設公布。海軍砲術學校令中改正(體育の研究並教育を實施す)。水産講習所に海軍現役將校配屬。海軍豫備員候補者令中改正(水産講習所遠洋漁業科學生を入れる)。海兵團練習部令中改正(海軍豫備員候補者の範圍を擴張)。
- 二日 防空法公布。
- 三日 英國皇帝戴冠式觀禮式參列のため司令官小林宗之助少將の率ゐる軍艦足柄横須賀出港。
- 五日 昭和十年徵集兵の退營期日中一部變更。陸軍の外國語學校依託學生取扱規則制定。海軍軍需部令改正(航空兵器事項其他)。
- 六日 西歐連絡記録飛行の神風號今曉二時立川出發、九日午後三時倫敦着。海軍軍需部令、同燃料廠令中改正。

- 七日 兵器取扱規則中改正。
- 八日 陸軍士官學校令改正(從來の本科豫科を分離して士官學校並豫科士官學校新設。士官學校生徒隊に大隊長をおく、年限一年八ヶ月)。陸軍補充令中改正(士官を將校に、見習士官の見習期間二月を四月に、技術見習士官、各部見習士官將校銓衡會議の組織變更、獸醫部少尉候補者制度の創設其他)。
- 九日 陸軍各部武官候補者名稱變更。本年度航空兵科特別志願士官採用要領發表。
- 十日 海軍禮式令中改正(航空豫備學生生徒の件)。
- 十四日 海軍豫備員令中改正。海軍兵職階に關する件中改正(主として海軍豫備員につき)。
- 十五日 植村中將瀆職事件判決確定。
- 十六日 陸海軍諸生徒死傷手當金給與令中改正。
- 十九日 海軍服制中改正(豫備員に關し)

海軍給與令中改正(同上)。驅逐艦「大潮」進水。  
 二十日 陸軍鐵道輸送手續中改正(割引に依る運賃の割引率)。  
 二十九日 天皇節に付、天皇陛下行幸の下に代々木練兵場に於て觀兵式舉行せらる。  
 三十日 衛戍條例中改正(衛戍令とす其他)。衛戍勤務令中改正。陸軍補充令施行規則中改正(主として名稱改正)

【五月】

一日 海軍人事部條例改正(地方人事部設定)。海軍區令中改正(海岸海面を陸上及水上)。昭和八年勅令第十二號に依る特別志願將校名稱改正(志願士官を志願將校と士官を尉官に)の件中改正。海軍工務規則大改正公布。  
 三日 丁抹、伊太利、葡萄牙、和蘭各國水代借地權解消。海軍航空隊令中改正(任務を明示する等)。

四日 十三年四月採用、經理部見習士官召募要領發表。  
 五日 橫須賀鎮守府本年度簡閱點呼執行地及期日發表。  
 六日 吳鎮守本年度簡閱點呼執行地及期日發表。海軍甲種飛行豫科練習生採用要領發表。  
 七日 佐世保鎮守簡閱點呼執行地及期日發表。陸軍士官勤務適任證書付與規則中改正(名稱士官を將校に改む)。  
 八日 國民軍士官勤務適任證書付與規則中改正(名稱士官を將校に改む)。  
 十日 英國皇帝戴冠式大觀禮式參列の爲四月三日橫須賀を出港せる軍艦足柄(司令官小林宗之助少將)ボーツマス軍港に入港す。陸軍通信學校熊谷飛行學校航空技術學校召募要領發表。  
 十二日 第二十師團簡閱點呼執行日割發表。英國皇帝ジョージ六世陛下戴冠式舉行秩父宮、同妃殿下には天皇陛下御名代として御參列。

十四日 海軍通信隊令發布(海軍無線電信所を廢し通信隊の設置。企畫廳調査官たる陸海軍武官の分限公布)。  
 十五日 十三年度採用技術將校見習士官志願要領、十二年度特別志願將校採用要領公布。  
 十七日 十三年四月入校の陸軍豫科士官學校陸軍幼年學校、陸軍經理學校豫科生徒等召募發表。  
 十八日 海軍志願兵令施行規則中改正。海軍甲種飛行豫科練習生を志願する航空兵の徵募に關する件。  
 二十一日 東京市澁谷區原宿三丁目に建設中の海軍館落成開館式を舉行せらる。  
 二十二日 陸軍召集規則中改正。  
 二十六日 驅逐艦「荒潮」、同「夏雲」進水。陸軍補充令中改正の規定に依る期間の短縮に關する件(士官候補生の習得期間短縮)海軍生徒採用規則中改正。昭和十三年召募すべき海軍生徒の員數等

發表。

二十七日 海軍記念日、天皇陛下水交社に行幸各地に記念の催あり。國家總動員準備に關する訓令公布。  
 二十九日 青年學校教授及訓練要目其他發布。  
 三十一日 航空法施行令發布。航空法施行規則中改正。學校教練教授要目改正。

【六月】

一日 近衛公に組閣の大命降下。東京天津間航空連絡開始。航空法施行に關する件(陸海軍)。  
 二日 陸軍工員・工務規程改正公布。  
 三日 近衛內閣成立、親任式舉行。陸軍大臣杉山元大將、海軍大臣米内光政大將  
 四日 コミンテルン第二インターとの共同戰線を提言す。  
 七日 古賀第一中將の率ゐる練習艦隊(磐手、八雲)橫須賀發遠洋航海の途に

上る。所澤飛行學校上田分飛行場開場式。  
 八日 英國皇帝即位大觀禮式に參列、更に獨逸訪問を果したる軍艦足柄佐世保に歸港。  
 九日 燃料局官制公布。  
 十二日 蘇聯邦に於てトハチエフスキー元帥以下八名銃殺さる。英國の新嘉坡新飛行場本日より開場。  
 十五日 十二年度に限り陸軍各兵科現役見習士官の附見習期間を二ヶ月とす。  
 二十一日 陸軍各部少尉候補者試驗規則發表。海軍豫備練習生志願者身體檢査規則中改正。  
 二十二日 海軍工務規則改正實施。十三年四月入校の陸軍豫科士官學校生徒を十二年十二月に改め人員増加及年齢、學校程度其他改正。  
 二十三日 支那側の上海停戰協定違反瀾々たるに鑑み日、英、米、佛、支等の

【七月】

二日 陸軍衛生部依託學生、生徒採用者發表。海軍々醫學士採用者發表。  
 五日 陸軍旅費規則中改正。朝鮮在住者の徵兵旅費支給規則公布。  
 六日 馬政局官制中改正。  
 七日 北支事變勃發(蘆溝橋日支兩軍衝突)

- 。海軍の潜水作業に於ける死傷者に一時賜金給與の件公布。
- 八日 陸軍軍事費用試験規則公布。
- 十一日 北支派兵に關する政府の聲明發表、香月中將支那駐屯軍司令官に親補せらる。(田代司令官病氣)。
- 十四日 十二年に限り見習士官の見習期間を二月に短縮の件。
- 十五日 北支の情況に鑑み内地より一部の部隊派遣の旨公表。第五十三號驅潛艇大阪にて進水。
- 十六日 陸軍現役將校配屬學校教練查閱規程中改正。海軍生徒採用規則中改正(試験地追加)。
- 十七日 昭和十年徵集兵中一時在營期間延長者の退營期日に關する件。
- 十九日 陸軍管區表改正(新市の追加)。
- 二十一日 原給給與規則中改正(證書再交付申請)。
- 二十三日 第七十一議會召集。
- 二十四日 驅逐艦「山雲」進水。

- 二十五日 廓坊事件。第七十一回帝國議會開院式舉行。
- 二十六日 廣安門事件。
- 二十七日 支那駐屯軍司令官は宋哲元に對し最後通牒を發す。
- 二十八日 北平周邊の掃蕩開始。
- 二十九日 通州保安隊叛亂。北支事變公債發行に關する法律公布。
- 三十日、本日を以て北平周邊の掃蕩を完了す。
- 三十一日 陸軍武官服役令施行細則中改正。陸軍省令により軍隊の行動其他軍機軍略に關する事項の新聞紙掲載禁止(豫め大臣の許可を要す)。陸軍航空本部、同航空廠、造兵廠、軍馬補充部工科學校、航空技術研究所、聯隊區司令部、經理部各令中改正。陸軍憲兵學校令公布。

【八月】

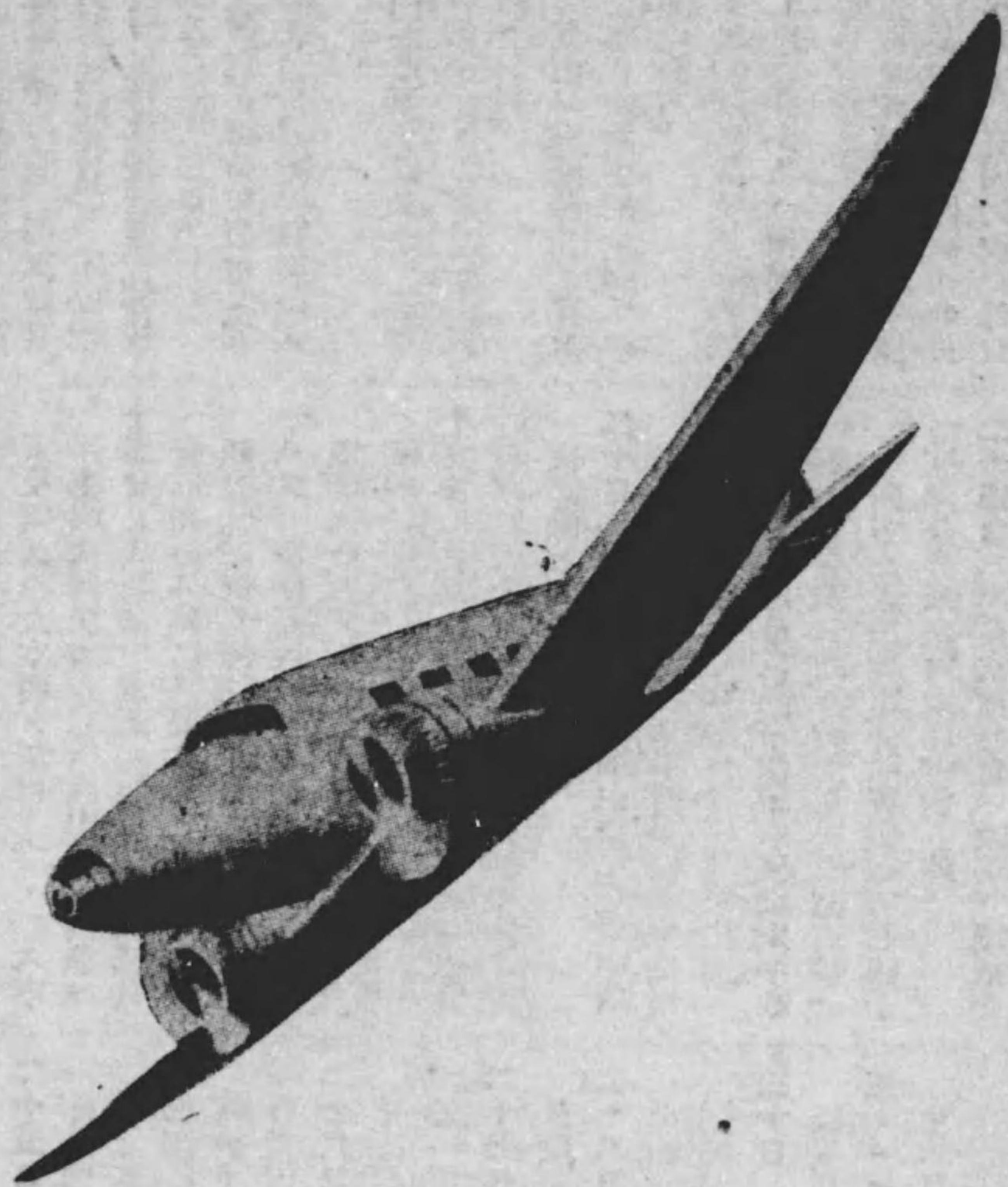
- 二日 憲兵隊配置及分隊管區中改正。宇

- 品港軍事取締法中改正。軍事郵便規則中改正(第一種書狀公用は六百瓦、私用は二十瓦其他)。北支方面との間に發着する軍事小包(書留)及航空取扱各料金公布。陸軍會計事務規程其他改正。
- 三日 北支に在る新聞通信記者に對し陸軍從軍新聞記者心得準用。陸軍定期移動發行。
- 四日 中部防空司令部大阪市第四師團司令部廳舎内に設置。
- 五日 滿洲國建國大學令公布。
- 六日 海軍に臨時通譯設置の件。陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特例中改正の件公布(現役期間一年を二年に延長)。海軍練習航空隊令中改正(選修學生制度)。
- 八日 第七十一議會閉院式舉行。在支軍事報道新聞記者に海軍從軍新聞通信者心得適用。
- 九日 上海虹橋飛行場附近に於て海軍中

- 尉大山勇夫及一等水兵齋藤與藏の兩氏支那保安隊の爲殺害せらる。海軍武官服役令中改正(服役期間延長)。學校配屬陸軍現役將校中缺員は豫後備役將校を以て補充し得ることとなる。
- 十日 北平に河北省治安維持會發會(冀察政務委員會解散)。帝國燃料興業株式會社法公布。
- 十一日 人造石油製造事業法公布。高雄要塞地帯の區域發表。十二年十一月採用陸軍軍醫候補生召募。
- 十二日 平綏線方面南口攻撃開始。北支事件特別稅法公布。連通郵便全國に適用。航空郵便規則公布。
- 十三日 上海海軍特別陸戰隊支那軍の挑戰により應戦し戰端開かる。製鐵事業法公布。
- 十四日 支那空軍我を攻撃。遂に彼我空中戰開始さる。長谷川第一〇艦隊司令長官重大決意を表明す。又國民政府外交部も自衛權の下に自由行動を執る旨發

- 表。我が海軍航空部隊渡洋長驅して南京及南昌の大空襲を決行。二・二六事件第四次判決發表(北、西田死刑其他)。
- 十五日 兵役法中改正(現役期間内未入營期間の外特に必要あるとき三月以内延長)。軍機保護法改正公布。
- 十八日 事變關係死後軍屬の遺族に對し鐵道運賃五割引。我海軍航空隊廣東、汕頭、南京、虹橋を空襲。
- 十九日 北支事變に關する陸軍戰時給與規則特例公布(出勤者の在勤加俸は在支部隊と同一とす)。
- 二十日 陸軍經理學校學生採用規則中改正(甲種學生)。陸軍軍醫學校學生採用規則中改正(佐官學生及甲種學生)。
- 二十三日 陸軍自動車發給事務細則中改正。平綏線方面作戦部隊居庸關占領。上海方面派遣陸軍部隊羅店鎮方面揚子江岸及吳淞鎮附近に敵前上陸。
- 二十四日 兵役法施行令中改正。陸軍大尉の停年限四十八歳を五十歳に當分延

- 長の旨發令さる。
- 二十五日 兵役法施行規則中改正、平綏線方面八達嶺奪取、懷來平地に進出す。本日迄海軍航空部隊空襲の結果支那側に與へたる損害一飛行機一七六、格納庫二五棟。支那沿岸の交通遮斷を宣言す。
- 二十六日 青島方面居留民全部引揚を命ぜらる。我海軍揚子江通州附近にて敵艦一隻撃沈。
- 二十七日 平綏線方面に進出せる關東軍部隊張家口を占領す。
- 二十八日 陸軍少尉候補者選拔名簿書式公布。簡易生命保險及郵便年金北支事變特別取扱規則制定。
- 三十日 特別志願將校に關し改正(年齢延長其他)。
- 三十一日 海軍航空部隊廣東方面を空襲す。吳淞砲臺占領。



中島飛行機株式會社

宮 廷

皇 室

**天皇陛下** 第二百二十四代天皇 大正天皇第一皇子。御名 裕仁。明治三十四年四月二十九日御降誕。迪宮と稱し奉る。同四十二年四月十一日學習院初等科に御入學。明治四十五年七月三十日儲位に登らせられる。大正元年九月九日任陸軍少尉任海軍少尉叙大勳位。同三年四月二日學習院初等科御卒業。同日御學問所御開始。同年十月三十一日任陸軍中尉任海軍中尉。同五年十月三十一日任陸軍大尉任海軍大尉。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式御舉行。同九年十月三十一日任陸軍少佐任海軍少佐。同十年二月二十八日御學問所御終業。同年三月三日御外遊。同年九月三日御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日任陸軍中佐任海軍中佐。同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女良子女王を妃と爲し給ふ。同十四年十月三十一日任陸軍大佐任海軍大佐。同十五年十二月二十五日大正天皇崩御即日御踐祚。昭和元年十二月二十八日朝見式。同三年十一月十日御即位禮御舉行。同十四日十五日大嘗祭御親祭。

**皇后陛下** 故久邇宮邦彥王第一女。御名 良子。明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學習院女學部に御入學。大正七年一月十七日東宮妃に御豫定の御沙汰あり。同四月御學問所御開始。同十一年六月二十日御婚嫁勅許。同年九月二十八日御納采。同日叙勳一等。同十三年一月二十六日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。

**皇太后陛下** 故公爵九條道孝第四女。御名 節子。明治十七年六月二十五日御誕生。同二十三年九月華族女學校に御入學。同三十二年七月十八日華族女學校初等中學校御修了。同三十三年五月十日御入宮。同日皇太子妃とならせ給ふ。大正元年七

宮廷—皇室

月三十日皇后に登らせらる。  
昭和元年十二月二十五日皇太后とならせ給ふ。

- 皇太子 明仁親王 今上天皇第一皇子。昭和八年十二月二十三日御誕生。繼宮と稱し奉る。
- 皇太子 正仁親王 今上天皇第二皇子。昭和十年十一月二十八日御誕生。繼宮と稱し奉る。
- 皇女子 成子内親王 今上天皇第一皇女。大正十四年十二月六日御誕生。繼宮と稱し奉る。
- 和子内親王 今上天皇第三皇女。昭和四年九月三十日御誕生。孝宮と稱し奉る。
- 厚子内親王 今上天皇第四皇女。昭和六年三月七日御誕生。順宮と稱し奉る。

○秩 父 宮

大正一一年六月二五日秩父宮の稱號を賜はる。

東京市赤坂區表町一番地ノ一

陸軍歩兵少佐大勳位 雍仁親王 大正天皇第二皇子 明治五年六月三日御誕生 昭和二年九月六日御結婚  
 雍仁親王妃勳一等 勢津子 子爵松平保男姪 (松平恒雄第一女) 明治三年九月九日御誕生

初め淳宮と稱し奉る。大正六年四月陸軍中央幼年學校豫科御入學、同九年三月同校本科御卒業、士官候補生として歩兵第三聯隊へ御入隊、同年十月陸軍士官學校本科御入學、同十一年六月二十五日秩父宮の御稱號を賜はり一家御創立、同年七月同校御卒業、同年十月二十五日任陸軍歩兵少尉、補歩兵第三聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、同十四年五月任陸軍歩兵中尉、同五月二十四日海外御見學のため御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、同三年十二月陸軍大學校御入學、同五年三月六日任陸軍歩兵大尉、同六年十一月陸軍大學校御卒業、同月歩兵第三聯隊中隊長、同七年九月一日補歩兵第三聯隊附、參謀本部附御勤務、同九年六月二日御名代として滿洲國帝政實施御慶祝のため御渡滿、同六月十八日御歸朝、同十年八月一日任陸軍歩兵少佐、補歩兵第三十一聯隊大隊長、同十一年十二月一日參謀本部附、同十二年三

月十八日御名代として英國皇帝陛下戴冠式御參列のため御渡英、列國御歴遊の後同年十月十五日御歸朝。  
 ○高 松 宮 東京市芝區高輪西台町一番地

大正二年七月六日高松宮の稱號を賜はる。

海軍少佐大勳位 宣仁親王 大正天皇第三皇子 明治八年一月二日御誕生 昭和五年三月四日御結婚  
 宣仁親王妃勳一等 喜久子 故公爵德川慶久第二女 明治四年三月三日御誕生

初め光宮と稱し奉る。大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家御創立、有栖川宮家の御祭祀を司らせらる、同九年五月海軍兵學校御入學、同十三年七月御卒業、同十四年十二月任海軍少尉、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ、昭和二年十二月任海軍中尉、同五年四月ガーター勳章御答禮使として妃殿下と共に御渡英、歐米各國御巡遊、同年十二月一日任海軍大尉、同六年六月十一日御歸朝、海軍軍令部出仕、同年十二月一日海軍砲術學校高等科學生被仰付、同七年十二月一日同校學生被免、補高雄分隊長、同八年十一月十五日補扶桑分隊長、同九年十一月一日海軍大學校甲種學生被仰付、同十年十一月十五日任海軍少佐、同十一年十一月二十六日海軍大學校御卒業、同年十二月一日補軍令部出仕兼部員。

○三 笠 宮

昭和一〇年一二月二日三笠宮の稱號を賜はる。

東京市赤坂區表町青山東御殿

陸軍騎兵少尉大勳位 崇仁親王 大正天皇第四皇子 大正四年三月二日御誕生  
 初め澄宮と稱し奉る。昭和七年三月學習院中等科第四學年御終了、同四月陸軍士官學校豫科御入學、同九年三月同校豫科御卒業、士官候補生として騎兵第十五聯隊へ御入隊、同年九月陸軍士官學校本科に御入學、同十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はり一家御創立、同十一年六月二十九日同校御卒業、見習士官として騎兵第十五聯隊へ御歸隊、同年十月一日任陸軍騎兵少尉、補騎兵第十五聯隊附、大勳位に敘し菊花大綬章を賜ふ。

○兩 院 宮

東京市麹町區永田町二丁目二〇番地



宮廷一皇室

東山天皇第六皇子直仁親王に始る。享保三年初めて閑院宮と稱さる。1 直仁親王 2 典仁親王 3 美仁親王 4 孝仁親王 5 愛仁親王 6 載仁親王

元帥陸軍大將大勳位(頸飾)功二級 載仁親王 故邦家親王第十六子 慶應元年二月二日御誕生

載仁親王妃勳一等 智恵子 故公爵三條實美第二女 明治五年六月三日御誕生

陸軍騎兵少佐勳一等 春仁王 載仁親王第二子 明治三年八月三日御誕生

春仁王妃勳一等 直子 故公爵一條實輝第四女 明治四年二月七日御誕生

○東伏見宮

東京市澁谷區常盤松町一〇一番地

伏見宮邦家親王第十七子依仁親王明治三六年小松宮彰仁親王御繼嗣を止められ東伏見宮と稱さる。

故依仁親王妃勳一等 周子 故公爵岩倉具定第一女 明治九年八月二日御誕生 明治二年二月二日御結婚

○伏見宮

東京市麹町區紀尾井町四番地

崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖とす。親王初め有栖川宮を稱せられ後伏見宮と改めたまふ。

1 榮仁親王 2 治仁王 3 貞成親王 4 貞常親王 5 邦高親王 6 貞敦親王

7 邦輔親王 8 貞康親王 9 邦房親王 10 貞清親王 11 邦尚親王 12 邦道親王

13 貞致親王 14 邦永親王 15 貞建親王 16 邦忠親王 17 貞行親王 18 邦賴親王

19 貞敬親王 20 邦家親王 21 貞教親王 22 貞愛親王 23 博恭王

元帥海軍大將大勳位(頸飾)功四級 博恭王 故貞愛親王第一子 明治八年二月二日御誕生

博恭王妃勳一等 經子 故德川慶喜第九女 明治五年九月三日御誕生

明治三年一月九日御結婚

海軍中佐大勳位 博義王 博恭王第一子 明治三年三月八日御誕生  
博義王妃勳一等 朝子 故公爵一條實輝第三女 明治三年六月二日御誕生  
大正八年三月三日御結婚

博明王 博義王第一子 昭和七年一月二日御誕生  
光子女王 博義王第一女 昭和四年六月六日御誕生  
章子女王 博義王第三女 昭和九年二月二日御誕生

○山階宮

東京市麹町區富士見町二丁目五番地ノ一

伏見宮邦家親王第一子晃親王を祖とす。親王初め濟範法親王と申上しも元治元年復飾して山階宮を創めらる。

1 晃親王 2 菊麿王 3 武彦王

故菊麿王妃勳一等 常子 故公爵島津忠義第三女 明治七年二月七日御誕生 明治三年二月六日御結婚

海軍少佐勳一等 武彦王 故菊麿王第一子 明治三年二月三日御誕生 大正二年六月九日御結婚

○賀陽宮

東京市麹町區三番町二番地ノ五

初め久遠宮朝彦親王賀陽宮と稱されしも、明治八年久遠宮と改稱さる、よつて第一子邦憲王襲きて同二五年

一二月賀陽宮を稱さる。1 邦憲王 2 恒憲王

故邦憲王妃勳一等 好子 故侯爵醍醐忠順第一女 慶應元年三月七日御誕生 明治三年二月六日御結婚

陸軍騎兵中佐大勳位 恒憲王 故邦憲王第一子 明治三年一月三日御誕生 大正二年五月三日御結婚

恒憲王妃勳一等 敏子 故公爵九條道實第五女 明治六年五月六日御誕生

邦壽王 恒憲王第一子 大正二年四月三日御誕生

治憲王 恒憲王第二子 大正五年七月八日御誕生

宮廷一皇室

章憲王 恒憲王第三子 昭和四年八月七日御誕生  
 文憲王 恒憲王第四子 昭和六年七月三日御誕生  
 宗憲王 恒憲王第五子 昭和二年二月二日御誕生  
 美智子女王 恒憲王第一女 大正三年六月九日御誕生

○久 通 宮

伏見宮邦家親王第四子朝彦親王を祖と爲す。親王初め青蓮院宮中川宮實陽宮と稱せられ明治八年久通宮と改めらる。1 朝彦親王(初尊融) 2 邦彦王 3 朝融王

故邦彦王妃勳一等 子 故公爵島津忠義第七女 明治三年二月九日御誕生 明治三年三月三日御結婚  
 海軍中佐大勳位 朝融王 故邦彦王第一子 明治四年二月二日御誕生 大正二年一月六日御結婚  
 朝融王妃勳一等 知子女王 博恭王第三女 明治四年五月八日御誕生  
 邦昭王 朝融王第一子 昭和四年三月五日御誕生  
 正子女王 朝融王第一女 大正二年三月八日御誕生  
 朝子女王 朝融王第二女 昭和二年二月三日御誕生  
 通子女王 朝融王第三女 昭和八年九月四日御誕生  
 英子女王 朝融王第四女 昭和三年七月三日御誕生  
 故多嘉王妃勳一等 家静子 故子爵水無瀬忠輔第一女 明治七年九月五日御誕生 明治四年三月九日御結婚  
 家彦王 多嘉王第二子 大正九年三月七日御誕生

○梨 本 宮

伏見宮貞敬親王第七子守脩親王(初昌仁法親王) 慶應四年復節、明治三年梨本宮を初めて稱さる。1 守脩親王 2 守正王

元帥陸軍大將 守正王 故朝彦親王第四子 明治七年三月九日御誕生 明治三年二月六日御結婚  
 大勳位功四級 守正王妃勳一等 伊都子 故侯爵鍋島直大第二女 明治五年二月二日御誕生  
 陸軍中將大勳位 鳩彦王 故朝彦親王第八子 明治三年二月二日御誕生 明治四年五月六日御結婚  
 陸軍歩兵中尉勳一等 孚彦王 鳩彦王第一子 大正元年二月八日御誕生  
 湛子女王 鳩彦王第二女 大正八年八月二日御誕生

○東 久 通 宮

明治三十九年一月東久通宮の稱號を賜はる。1 稔彦王

陸軍中將大勳位 稔彦王 故朝彦親王第九子 明治三年三月三日御誕生 大正四年五月八日御結婚  
 稔彦王妃勳一等 聰子内親王 (御稱號奉宮) 明治元年五月二日御誕生  
 陸軍砲兵少尉勳一等 盛厚王 稔彦王第一子 大正五年五月六日御誕生



宮廷—皇室、王族及公族

彰常王 裕彦王第三子  
俊彦王 裕彦王第四子

大正九年五月三日御誕生  
昭和四年三月三日御誕生

○北白川宮

伏見宮邦家親王第十四子智成親王を祖と爲す。親王初め聖護院宮、後照高院宮と稱せられ明治三年一月北白川宮と改めらる。1 智成親王 2 能久親王 3 成久王 4 永久王

故成久王妃勳一等 房子内親王

明治天皇第七皇女 (御稱號周宮)

明治三年一月六日御誕生 明治三年四月九日御結婚

陸軍砲兵大尉勳一等 永久王妃勳二等

永久王 故成久王第一子  
男爵徳川義恕二女

明治三年二月九日御誕生 昭和二年四月六日御結婚

道久王 永久王第一子  
多惠子女王 故成久王第三女

昭和三年五月二日御誕生 大正九年四月五日御誕生

○竹田宮

明治三九年三月竹田宮の稱號を賜はる。1 恒久王 2 恒徳王 東京市芝區高輪南町一七番地

故恒久王妃勳一等 昌子内親王

明治天皇第六皇女 (御稱號常宮)

明治三年九月三日御誕生 明治四年四月三日御結婚

陸軍騎兵大尉勳一等 恒徳王妃勳二等

恒徳王 故恒久王第一子  
公爵三條公輝第二女

明治三年三月四日御誕生 昭和九年五月三日御結婚

王族及公族

昌徳宮

陸軍歩兵大佐大勳位 李王 塚

李王妃勳一等 方子女王 梨木宮守正王第一女

明治三年十月二日御誕生 大正九年四月六日御結婚

王世子 李 玖

李王 塚 李王塚第二子

昭和六年三月元日御誕生 明治七年九月二日御誕生

故李王圻妃勳一等 李 尹

李 尹 侯爵尹澤榮第一女

明治七年九月二日御誕生 明治四年一月二日御結婚

陸軍騎兵大尉勳一等 李 誠

李 誠 李 子 伯爵廣橋眞光家族 (松平氏第一女)

明治三年十月六日御誕生 昭和六年二月五日御結婚

李 李 李 李 李

李 子 李 子 李 子 李 子

昭和七年八月四日御誕生 昭和二年三月四日御誕生

大勳位 李 金

李 金 李 子 故男爵金思濬第一女

明治二年二月三日御誕生 明治三年三月六日御結婚

李 鋼 公

陸軍砲兵中尉勳一等 李 贊

李 贊 李 子 李 子 李 子

大正元年二月五日御誕生 昭和二年五月三日御結婚

李 李 李 李 李

李 子 李 子 李 子 李 子

大正三年三月二日御誕生 昭和二年四月三日御誕生

宮廷—王族及公族

宮廷—皇族臣籍降下、皇族臣籍婚嫁

故李襄公妃勳一等李氏 故李麟九第一女 明治六年七月二日御誕生 明治五年一月九日御結婚  
故李慶公妃勳一等金氏 故金在鼎第一女 明治二年七月八日御誕生 明治六年一月九日御結婚

【皇族臣籍降下】

海軍大佐正三位勳一等侯爵 小松輝久 故北白川宮能久親王第四子 明治三年八月二日御誕生 明治五年七月三日降下  
陸軍砲兵中尉從三位勳一等侯爵 山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子 明治三年七月五日御誕生 大正九年七月四日降下  
海軍大尉正四位勳一等侯爵 華頂博信 伏見宮博恭王第三子 明治六年五月三日御誕生 大正五年三月七日降下  
正四位勳一等侯爵 筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子 明治六年二月五日御誕生 昭和三年七月二日降下  
海軍少尉從四位勳一等侯爵 音羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子 大正三年一月五日御誕生 昭和二年四月一日降下  
陸軍步兵大尉從四位勳一等侯爵 葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子 明治四年四月元日御誕生 昭和四年三月二日降下  
從四位勳一等伯爵 東伏見邦英 故久邇宮邦彥王第三子 明治四年五月六日御誕生 昭和六年四月四日降下  
海軍少尉從四位勳一等伯爵 伏見博英 伏見宮博恭王第四子 大正元年二月四日御誕生 昭和二年四月一日降下

【皇族臣籍婚嫁】  
絢子女王 故久邇宮朝彥親王第五女 明治五年五月三十一日御誕生 明治二五年一月二十六日子爵竹內惟忠に歸嫁  
榮子女王 故久邇宮朝彥親王第二女 明治元年二月八日御誕生 明治三二年九月二十六日子爵東園基雲に歸嫁

禎子女王 故伏見宮貞愛親王第一女 明治一八年六月二七日御誕生 明治三四年四月六日侯爵山内豐景に歸嫁  
貞子女王 故北白川宮能久親王第二女 明治二〇年八月六日御誕生 明治三六年二月六日伯爵有馬頼萬嗣子頼寧に歸嫁  
滿子女王 故北白川宮能久親王第一女 明治一八年一〇月九日御誕生 明治三七年一月四日伯爵甘霖寺義長嗣子受長に歸嫁  
篤子女王 故久邇宮朝彥親王第八女 明治一一年一〇月六日御誕生 明治三九年一〇月二八日伯爵王生基義に歸嫁  
勳二等 武子女王 故北白川宮能久親王第三女 明治三三年三月二八日御誕生 明治四四年四月一七日子爵保科正昭に歸嫁  
勳二等 茂子女王 閑院宮敷仁親王第二女 明治三〇年五月二九日御誕生 大正三年一月二日侯爵黒田長成嗣子長禮に歸嫁  
勳二等 由紀子女王 故賀陽宮邦憲王第一女 明治二八年一月二三日御誕生 大正四年四月三〇日子爵町尻量弘嗣子量基に歸嫁  
勳二等 擴子女王 故北白川宮能久親王第五女 明治二八年五月二八日御誕生 大正四年七月二〇日伯爵二荒芳徳に歸嫁  
勳二等 恭子女王 閑院宮敷仁親王第一女 明治二九年五月二三日御誕生 大正四年九月三日子爵安藤信昭に歸嫁  
勳二等 安子女王 故山階宮菊麿王第一女 明治三四年一〇月三十一日御誕生 大正九年一月一日侯爵淺野長勳孫長武に歸嫁  
勳二等 智子女王 故久邇宮邦彥王第三女 明治三九年九月一日御誕生 大正一三年五月三日伯爵大谷光演嗣子光暢に歸嫁  
勳二等 信子女王 故久邇宮邦彥王第二女 明治三七年三月二〇日御誕生 大正一三年一月九日伯爵三條西實義嗣子公正に歸嫁  
勳二等 敦子女王 伏見宮博恭王第二女 明治四〇年五月一八日御誕生 大正一五年一〇月二七日伯爵清康幸保に歸嫁  
勳二等 規子女王 梨本宮守正王第二女 明治四〇年四月二七日御誕生 大正一五年一月二日伯爵廣橋眞光に歸嫁  
勳二等 華子女王 閑院宮敷仁親王第五女 明治四二年六月三〇日御誕生 大正一五年一月二三日侯爵華頂博信に歸嫁

宮廷—皇族臣籍婚嫁



宮廷一歷代天皇

陸軍騎兵大尉 騎兵第一聯隊附  
 陸軍砲兵大尉 近衛野砲兵聯隊中隊長  
 陸軍歩兵中尉 近衛歩兵第三聯隊附  
 陸軍砲兵少尉 野砲重砲兵第一聯隊附  
 陸軍歩兵大佐 陸軍豫科士官學校教授部長  
 陸軍騎兵大尉 近衛騎兵聯隊附  
 陸軍砲兵中尉 野砲重砲兵第八聯隊附

竹田宮 恒 德 王  
 北白川宮 永 久 王  
 朝香宮 孚 彦 王  
 東久邇宮 盛 厚 王  
 李 王 峯 王  
 李 王 鍵 王  
 李 王 堀 王  
 公 公 公

歷代天皇 (備考一太上天皇は△、女帝は○)

御代	御諡號	御即位紀元	御在位	皇居	御陵
一	神武	元	七六	高市郡畝傍町	畝傍山東山陵
二	綏靖	八〇	三三	高市郡畝傍町	桃花鳥田丘上陵
三	安寧	一一二	三八	高市郡畝傍町	畝傍山西南御陰井上陵
四	懿德	一五一	三四	高市郡畝傍町	畝傍山南續沙溪上陵
五	孝昭	一八六	八三	高市郡畝傍町	掖上博多山上陵
六	孝安	二六九	一〇二	高市郡畝傍町	玉手丘上陵

宮廷一歷代天皇

七	孝靈	三七一	七六	高市郡畝傍町	北葛城郡王寺町王寺
八	孝元	四四七	五七	高市郡畝傍町	高市郡畝傍町石川
九	孝開	五〇三	六一	高市郡畝傍町	春日率川坂上陵
一〇	崇神	五六四	六八	高市郡畝傍町	山邊道勾岡上陵
一一	垂仁	六三二	九九	高市郡畝傍町	菅原伏見東陵
一二	景行	七三一	六〇	高市郡畝傍町	山邊道上陵
一三	成務	七九一	六〇	高市郡畝傍町	狹城盾列池後陵
一四	仲哀	八五二	九	高市郡畝傍町	惠我長野西陵
一五	應神	八六一	九	高市郡畝傍町	惠我漢伏崗陵
一六	仁德	九七三	八七	高市郡畝傍町	百舌鳥耳原中陵
一七	履中	一〇六〇	六	高市郡畝傍町	百舌鳥耳原南陵
一八	反正	一〇六六	五	高市郡畝傍町	百舌鳥耳原北陵
一九	允恭	一〇七二	四二	高市郡畝傍町	惠我長野北陵

二〇	安	康	允恭天皇第三皇子	一一一三	三	石上穴穗宮	山邊郡丹波市町田村	菅原伏見西陵	生駒郡伏見村寶來
二一	雄	略	允恭天皇第五皇子	一一一六	三三	泊瀬朝倉宮	磯城郡朝倉村黑崎	丹比高鷲原陵	河內南河內高鷲村島泉
二二	清	寧	雄略天皇第三皇子	一一四〇	五	磐余粟宮	磯城郡安倍村池ノ内	河内坂門原陵	河內南河內西浦村西浦
二三	顯	宗	市邊押磐皇子第二子	一一四五	三	近飛鳥八釣宮	高市郡飛鳥村八釣	傍丘磐杯丘南陵	北葛城郡下田村北今市
二四	仁	賢	市邊押磐皇子第一子	一一四八	一一	石上廣高宮	山邊郡二階堂村嘉囉	殖生坂本陵	河內南河內郡藤井寺町
二五	武	烈	仁賢天皇第一皇子	一一五八	八	泊瀬列城宮	磯城郡初瀬町出雲	傍丘磐杯丘北陵	北葛城郡志津美村今泉
二六	繼	體	彥主人王々子	一一六七	二五	他	河內北河內郡樟葉村楠葉	三嶋藍野陵	攝津三島郡三島村太田
二七	安	閑	繼體天皇第二皇子	一一九一	五	勾金橋宮	高市郡金橋村曲川	古市高屋丘陵	河內南河內古市町古市
二八	宜	化	繼體天皇第三皇子	一一九五	四	檜隈廬入野宮	高市郡阪合村檜前	身狹桃花鳥坂上陵	高市郡阪合町鳥屋
二九	欽	明	繼體天皇第四皇子	一一九九	三三	磯城島金刺宮	磯城郡三輪町金屋	檜隈坂合陵	高市郡阪合村平田
三〇	敏	達	欽明天皇第二皇子	一二三二	一四	玉宮	磯城郡向村太田	河內磯長中尾陵	河內南河內磯長村太子
三一	用	明	欽明天皇第四皇子	一二四五	二	池邊磐槻宮	磯城郡安倍村阿部	河內磯長原陵	河內南河內磯長村春日
三二	崇	峻	欽明天皇第一皇子	一二四七	五	倉梯榮垣宮	磯城郡多武峯村倉梯	倉梯岡陵	磯城郡多武峯村倉梯

三三	推	古	欽明天皇第三皇女	一二五二	三六	豐浦宮其他	高市郡飛鳥村豐浦	磯長山田陵	河內南河內山田村山田
三四	舒	明	忍坂彥人大兄皇子王子	一二八九	一三	飛馬岡本宮其他	高市郡高市村島ノ莊	押坂内陵	磯城郡城島村忍坂
三五	皇	極	茅渟王々女	一三〇二	四	其他	高市郡飛鳥村		
三六	孝	德	茅渟王々子	一三〇五	一〇	長柄豐崎宮	大阪市	大坂磯長陵	河內南河內郡山田村
三七	齊	明	(皇極重祚)	一三一五	七	飛鳥坂蓋宮其他	大阪市	越智岡上陵	高市郡越智岡村車木
三八	天	智	野明天皇第二皇子	一三二一	一〇	大津宮	近江滋賀郡大津の北方	山科陵	京都市東山區山科御陵
三九	弘	文	天智天皇第一皇子	一三三一	一			長等山前陵	大津市別所町
四〇	天	武	野明天皇第三皇子	一三三三	一四	飛鳥淨見原宮	高市郡飛鳥村	檜隅大内陵	高市郡高市村野口
四一	持	統	天智天皇第二皇女	一三四六	一一	藤原宮	高市郡鴨公村高殿		
四二	文	武	岡宮天皇(荒壁)第二子	一三五七	一一			檜隈安古岡上陵	高市郡阪合村栗原
四三	元	明	天智天皇第四皇女	一三六七	九	平城宮	生駒郡都跡村佐紀	奈保山東陵	奈良市奈良阪町
四四	元	正	岡宮天皇(草壁)第一女	一三七五	一〇			奈保山西陵	
四五	聖	武	文武天皇第一皇子	一三八四	二六			佐保山南陵	奈良市法蓮町北畑

宮廷—歷代天皇

四六	孝	謙	聖武天皇第二皇女	一四〇九	一〇	平城宮	平城宮	生駒郡都跡村 佐紀
四七	淳	仁	崇道天皇第七子(舍人)	一四一八	七	"	"	淡路三原郡加集村
四八	稱	(孝謙重祚)	"	一四三四	六	"	"	生駒郡平城村
四九	光	仁	春日宮天皇(施基)第六子	一四三〇	二	"	"	添上郡田原村 日笠
五〇	桓	武	光仁天皇第一皇子	一四四一	二六	長岡宮	山城乙訓郡向日町	京都市伏見區 桃山町
五一	平	城	桓武天皇第一皇子	一四六六	四	平安宮	京都市	生駒郡都跡村 佐紀
五二	嵯	峨	桓武天皇第二皇子	一四六九	一五	"	"	京都市右京區 北嵯峨
五三	淳	和	桓武天皇第三皇子	一四八三	一一	"	"	山城乙訓郡大原野村
五四	仁	明	嵯峨天皇第三皇子	一四九三	一八	"	"	京都市伏見區 深草瓦町
五五	文	德	仁明天皇第一皇子	一五一〇	九	"	"	京都市右京區 太秦
五六	清	和	文德天皇第四皇子	一五一八	一九	"	"	京都市右京區 嵯峨水尾
五七	陽	成	清和天皇第一皇子	一五三六	九	"	"	京都市淨土寺 眞如町
五八	光	孝	仁明天皇第三皇子	一五四四	四	"	"	京都市右京區 多野馬場

宮廷—歷代天皇

五九	宇	多	光孝天皇第七皇子	一五四七	一一	平安宮	京都市	大内山陵	京都市右京區 宇多野谷
六〇	醍	醐	宇多天皇第一皇子	一五五七	三四	"	"	後山科陵	京都市伏見區 醍醐
六一	朱	雀	醍醐天皇第一皇子	一五九〇	一七	"	"	醍醐陵	"
六二	村	上	醍醐天皇第一皇子	一六〇六	二二	"	"	村上陵	京都市右京區 宇多野谷
六三	冷	泉	村上天皇第二皇子	一六二七	三	"	"	櫻本陵	京都市鹿ヶ谷 法然院町
六四	圓	融	村上天皇第五皇子	一六二九	一六	"	"	後村上陵	京都市右京區 宇多野谷
六五	花	山	冷泉天皇第一皇子	一六四四	三	"	"	紙屋川上陵	京都市衣笠北道町
六六	一	條	圓融天皇第一皇子	一六四六	二六	"	"	圓融寺北陵	京都市右京區 宇多野谷
六七	三	條	冷泉天皇第二皇子	一六七一	六	"	"	北山陵	京都市衣笠殿町 金閣東
六八	後	一條	一條天皇第二皇子	一六七六	二一	"	"	菩提樹院陵	京都市吉田神樂岡町
六九	後	朱雀	一條天皇第三皇子	一六九六	一〇	"	"	圓乘寺陵	京都市右京區 龍安寺
七〇	後	冷泉	後朱雀天皇第一皇子	一七〇五	二四	"	"	圓教寺陵	"
七一	後	三條	後朱雀天皇第二皇子	一七二八	五	"	"	圓宗寺陵	"

七二	白河	後三條天皇第一皇子	一七三二	一五	平安宮	京都市	成善提院陵	京都市伏見區竹田
七三	堀河	白河天皇第三皇子	一七四六	二二	"	"	後圓教寺陵	京都市右京區龍安寺
七四	鳥羽	堀河天皇第一皇子	一七六七	一七	"	"	安樂壽院陵	京都市伏見區竹田
七五	崇德	鳥羽天皇第一皇子	一七八三	一九	"	"	白峰陵	讚岐綾歌郡松山村青海
七六	近衛	鳥羽天皇第九皇子	一八〇一	一五	"	"	安樂壽院南陵	京都市伏見區竹田
七七	後白河	鳥羽天皇第四皇子	一八一五	四	"	"	法住寺陵	京都市三十三間堂の東
七八	二條	後白河天皇第一皇子	一八一八	八	"	"	香隆寺陵	京都市平野神社西
七九	六條	二條天皇第二皇子	一八二五	四	"	"	清閑寺陵	京都市清閑寺歌の中山
八〇	高倉	後白河天皇第七皇子	一八二八	一三	"	"	後清閑寺陵	"
八一	安徳	高倉天皇第一皇子	一八四〇	六	"	"	阿彌陀寺陵	下湖市阿彌陀寺町
八二	後鳥羽	高倉天皇第四皇子	一八四四	一四	"	"	大原陵	山城愛宕郡大原村
八三	土御門	後鳥羽天皇第一皇子	一八五八	一三	"	"	金原陵	山城乙訓郡海印寺村
八四	順徳	後鳥羽天皇第三皇子	一八七〇	一二	"	"	大原陵	山城愛宕郡大原村

八五	仲恭	順徳天皇第四皇子	一八八一(七〇餘日)	平安宮	京都市	九條陵	京都市伏見區深草本寺山町
八六	後堀河	貞(第三子)	一八八一	一二	"	觀音寺陵	京都市今熊字泉山
八七	四條	後堀河天皇第一皇子	一八九二	一一	"	月輪陵	"
八八	後嵯峨	土御門天皇第七皇子	一九〇二	五	"	嵯峨南陵	京都市右京區嵯峨
八九	後深草	後嵯峨天皇第三皇子	一九〇六	一四	"	深草北陵	京都市伏見區深草坊町
九〇	龜山	後嵯峨天皇第七皇子	一九一九	一六	"	龜山陵	京都市右京區嵯峨
九一	後宇多	龜山天皇第二皇子	一九三四	一四	"	蓮華峰寺陵	"
九二	伏見	後深草天皇第二皇子	一九四七	一二	"	深草北陵	京都市伏見區深草坊町
九三	後伏見	伏見天皇第一皇子	一九五八	四	"	"	"
九四	後二條	後宇多天皇第一皇子	一九六一	八	"	北白河陵	京都市北白川追分町
九五	花園	伏見天皇第四皇子	一九六八	一一	"	十樂院上陵	京都市粟田口三條坊町
九六	後醍醐	後宇多天皇第二皇子	一九七八	三二	"	塔尾陵	吉野郡吉野町吉野山
九七	後村上	後醍醐天皇第一皇子	一九九九	三〇	吉野宮其他	檜尾陵	河内南河内郡川上村

宮廷一歷代天皇

九八	長	慶	後村上天皇第一皇子	二〇二八	一六	吉野宮其	大和	不詳
九九	後龜山	後村上天皇第二皇子	二〇四三	一〇	他	大和	不詳	京都市右京區
一〇〇	後小松	後圓融天皇第一皇子	二〇五二	二一	平安宮	京都市	深草北陵	京都市伏見區
一〇一	稱光	後小松天皇第二皇子	二〇七二	一七	"	"	"	京都市伏見區
一〇二	後花園	後崇光院(貞成)第一子	二〇八八	三七	"	"	後山國陵	丹波北桑田郡
一〇三	後土御門	後花園天皇第一皇子	二二二四	三七	"	"	深草北陵	京都市伏見區
一〇四	後柏原	後土御門天皇第一皇子	二二六〇	二七	"	"	"	"
一〇五	後奈良	後柏原天皇第二皇子	二二八六	三三	"	"	"	"
一〇六	正親町	後奈良天皇第一皇子	二二二七	三〇	"	"	"	"
一〇七	後陽成	陽光院(誠仁)第一子	二二四六	二六	"	"	"	"
一〇八	後水尾	後陽成天皇第三皇子	二二七一	一九	"	月輪陵	"	京都市今熊野
一〇九	明正	後水尾天皇第二皇女	二二八九	一五	"	"	"	宇泉山
一一〇	後光明	後水尾天皇第三皇子	二二〇三	二二	"	"	"	"

宮廷一歷代天皇

一一一	後西	後水尾天皇第七皇子	二二三四	一〇	平安宮	京都市	"	"
一一二	靈元	後水尾天皇第一皇子	二二三三	二五	"	"	"	"
一一三	東山	靈元天皇第四皇子	二二四七	二三	"	"	"	"
一一四	中御門	東山天皇第五皇子	二二六九	二七	"	"	"	"
一一五	櫻町	中御門天皇第一皇子	二二九五	二三	"	"	"	"
一一六	桃園	櫻町天皇第一皇子	二四〇七	一六	"	"	"	"
一一七	後櫻町	櫻町天皇第二皇女	二四二二	九	"	"	"	"
一一八	後桃園	桃園天皇第一皇子	二四三〇	一〇	"	"	"	"
一一九	光格	慶光天皇(典仁)第六子	二四三九	三九	"	"	後月輪陵	"
一二〇	仁孝	光格天皇第四皇子	二四七七	三〇	"	"	"	"
一二一	孝明	仁孝天皇第四皇子	二五〇六	二一	"	"	後月輪東山陵	"
一二二	明治	孝明天皇第二皇子	二五二七	四六	宮城	東京市麴町區	伏見桃山陵	京都市伏見區
一二三	大正	明治天皇第三皇子	二五七二	一五	"	"	多摩陵	武藏南多摩郡



宮廷—歷代天皇、皇室祭祀

一二四	今上	大正天皇第一皇子	二五八六			
一	光嚴院	後伏見天皇第三皇子	一九九一	三	平安宮	京都市
一	光明院	後伏見天皇第九皇子	一九九六	一三		山國陵
一	崇光院	光嚴天皇第一子	二〇〇八	四		大光明寺陵
一	後光嚴院	光嚴天皇第二子	二〇一二	二〇		深草北陵
一	後圓融院	後光嚴天皇第二子	二〇三一	一二		深草坊町
一	後小松院	(二〇〇)後小松天皇(參照)	二〇四二	一〇		

皇室祭祀

〔大 祭〕  
 元始祭 一月三日  
 紀元節祭 二月十一日  
 春季皇靈祭 春分日  
 春季神農祭 春分日

神武天皇祭 四月三日  
 秋季皇靈祭 秋分日  
 秋季神農祭 秋分日  
 新嘗祭 十月十七日  
 先帝祭 十一月二十三日より二十四日に亘る  
 毎年崩御日に相當する日

先帝以前三代の式年祭 崩御日に相當する日  
 先帝の式年祭 崩御日に相當する日  
 皇祖たる皇後の式年祭 崩御日に相當する日  
 〔大祭に準じて祭典を行ふ場合〕  
 一、皇室又は國家の大事を神宮賢所皇靈

殿神武天皇山陵先帝山陵に親告するとき

二、神宮の造營に因り新宮に奉遷するとき

三、賢所皇靈殿神農の造營に因り本殿又は假殿に奉遷するとき

四、天皇太皇太后皇太后の靈代を靈殿に奉遷するとき

〔小 祭〕

歳旦祭 一月一日  
 新年祭 二月十七日  
 明治節祭 十一月三日  
 賢所御神樂 十二月中旬  
 天長節祭 毎年天皇の誕生日に相當する日  
 先帝以前三代の例祭 毎年崩御日に相當する日  
 先帝の例祭 毎年崩御日に相當する日  
 皇祖たる皇後の例祭 毎年崩御日に相當する日

宮廷—皇室祭祀、宮城

綏靖天皇以下先帝以前四代に至る歷代天皇の式年祭

崩御日に相當する日

〔小祭に準じて式典を行ふ場合〕

皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王の靈代を皇靈殿に遷すとき  
 此の場合に於ては特旨に由るの外拜禮を行はず

宮 城

紀元二一七長祿元年丁丑四月鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資武藏國豊島郡江戸に築き稱して江戸城と爲す。天正十八年庚寅八月徳川家康入城城廓を擴張し慶長年間將軍秀忠之を修築して一大城廓を成す。紀元二五二八年明治元年戊辰四月朝廷江戸城を收め七月江戸を東京と改め、十月明治大帝東京に行幸し給ひ同月十三日江戸城を東京城と改稱し給ふ。

同六年五月五日後宮に火を失し皇居炎上し、天皇赤坂離宮を假皇居と定め給ひ、明治十五年五月皇居御造營に着手せられ同二十一年十月御城成、同二十七日皇居を「宮城」と御改定、同二十二年一月十一日天皇遷幸遊ばさる。

總計 費 三、九六八、〇〇〇圓  
 總面積 三〇六、七六〇坪  
 總建坪 一一、七〇三坪  
 御門 宮城正門—元西丸大手門、坂下門—元西丸坂下門—(宮内省正門)。通用門—乾門(代官町)。吹上東門—(乾門宮内省通路西側)。千里門—(元吹上釣橋西南參集所東北)。道灌門—(元吹上釣橋西北)。吹上門(半藏門内)。吹上一の門(吹上門内左方廣芝に通ず)。  
 表宮殿 正殿、鳳凰之間、桐之間、化粧之間、葡萄之間、豐明殿、千種之間、牡丹之間、竹之間、南溜、東溜、西溜、化粧一之間、化粧二之間、東一之間、

二之間、西一之間、二之間、左廂、右廂、御車寄、東御車寄、北御車寄その他の總稱。

正殿 皇室國家の大典並びに軍旗親授式等の本殿に行はせ給ふ。即ち紫宸殿の如く萬の御儀式を行はせられる。中央南面して東西七十尺南北六十五尺の正室を廻り、周圍三方に廣き廻廊を加へて、東西九十八尺、南北八十三尺、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造とす。内壁は紫赤色正倉院龍紋模様の欄子を貼り、其の上に紫赤色桐鳳凰模様の欄子を垂れ、金糸の縹をこれに附し、上部小壁には紫赤色獅子唐草模様の欄子を貼り、御天井は塗格縁と爲し格間には襷紙を貼り極彩色を以て寶相華蜀葵等の模様を描き、内部は窓帷をかけ、御床は黒檀花欄機等の寄木張にして南面五間、東西二面各四間とす。玉座は北壁中央に位し南面して床上の

壇三級に設けられ紫赤色の絨氈を以て覆はれ、壇上に二脚の御椅子を安置す。一は主上の玉座、一は皇后の御座なり。玉座の眞上には高く金菊の御紋章を表はせる天蓋あり、背壁に帳あり白茶色欄子にして金糸を以て菊桐模様を刺繡し中央に金糸刺繡を以て菊花御紋章を表し菊桐の小模様を一面に散したり。

鳳凰之間 勳章親授式、文武官拜謁、外國使節謁見、御講書始、御歌會等を本殿に行はせ給ふ。四方の壁に鳳凰飛翔の象を描く。

桐之間 皇后宮内謁見所。寶冠章親授式、内外臣僚使節拜謁等を本殿に行はせ給ふ。

葡萄之間 (皇族御休所)  
豐明殿 慶宴所。國寶並びに内外臣僚使節に本殿に於て酬宴を賜ふ。四壁は暗茶色蜀江模様の緞子を以てし、上部小壁同色鳥織仙唐草模様の緞子を貼り、

格天井は二重折上げにして紅靱潤蠟色塗の格縁を用ひ窓帷及緞帳をかけ御床は黒檀花欄機松を配合せる寄木張なり。

千種之間 牡丹之間、竹之間と共に後席の間と稱し饗宴後の御室なり。

奥宮殿 御座所、御寢殿の二棟あり、平家建檜白木造りにして、天皇皇后兩陛下の御居間は自ら區分さる。

表御座所 十間四方四間、西南を出御の御間とし、西北を近侍の控所とす。天井は白木格天井、壁間には千羽雀を描き、床の御刀臺には御太刀を掛け給ふ。

賢所 神鏡を奉安せられ内侍所とも申さる。檜白木破風造の神殿。  
皇靈殿 神武天皇を始め奉り御歴代の皇靈及び皇后皇妃皇親の御靈を鎮祭し給ふ所、賢所と並んでその西にあり。  
神殿 神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賢神、

御食津神、事代主神及び天神地祇を祀らせ給ふ。賢所と並んでその東にあり。

神喜殿 新嘗祭を行はせ給ふ所にして賢所の西にあり。

振天府 明治二十七八年役及び臺灣の役において我が軍隊が戦利品或は記念品として獻上した品々又忠死者の氏名肖像武器等永く御保存の思召を以て建設せられ、櫻田門に面して吹上御苑の入口と並びたる堤上にあり。

有光亭 威海衛の勳獲品を蔵め給ふ。  
懷遠府 明治三十三年北清事變における殉國者の氏名肖像記念品等を蔵む。

建安府 明治三十七八年役の戦利品或は記念品及戦病死者の氏名肖像等を保存さる。

健明府 大正三四年役の戦利品或は記念品又戦死将卒の遺物を保存遊ばさる。  
顯忠府 昭和六七年滿洲上海事變に關する前同様の記念物を蔵む。

宮廷—御苑、離宮

京都皇宮 (京都市上京區)桓武天皇延暦十二年(紀元一四五三年)詔して山城國葛野郡宇多の地に新京を營ましめ給ふ。これを平安京といふ。安徳天皇攝津福原の地に都を遷し給へるも再び平安京に都を復せられ 明治大帝御東幸あらせらるるまで一千七十餘年間の皇居なり。天徳四年以後屢々炎上、現存の宮殿は安政二年の御造營にかかるとのにして主なる宮殿は紫宸殿、清凉殿小御所、御學問所、常御殿、花御殿その他。御即位の大禮、大嘗祭は當皇宮において行はせ給ふ。總面積二十七萬六千九百九十二坪。

青山御所 (京都市赤坂區)舊紀州家の別邸にして、明治六年英照皇太后遷御あらせられ、七年一月青山御所と稱す。大宮御所 昭和五年青山御所内に御新築、皇太后陛下御在所と定めらる。東宮假御所 昭和十二年三月赤坂離宮内に御造營あり、皇太子殿下御在所と定めらる。

めらる。

御苑

吹上御苑—宮城内  
舊西の丸の西北にあり、總坪十三萬五百六十八坪、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、觀瀑亭、花蔭亭、吹上御茶屋等あり。  
新宿御苑—京都市澁谷區千駄ヶ谷町、舊内藤氏の邸地、維新後御料地となり内外の花弁、蔬菜を培養せらる。櫻樹多く大正六年以降觀櫻會をこの御苑に催させらるることになりたり。

離宮

赤坂離宮 (京都市赤坂區)離宮中最も古き歴史を有し、舊紀州家の有なりしを明治五年三月離宮となし給ふ。庭園は林泉の勝をもつて聞ゆ。  
濱離宮 京都市京橋區  
霞關離宮 京都市麩町區  
二條離宮 京都市中京區

宮廷—御用邸、御獵場、御料牧場、宮中席次

桂離宮 京都市右京區桂  
修學院離宮 京都市左京區修學院  
武庫離宮 神戸市須磨  
函根離宮 神奈川縣足柄下郡箱根町

御用邸

葉山御用邸 神奈川縣三浦郡葉山町  
同 附屬邸 同 右  
立石御休所 同 右西浦村  
沼津御用邸 沼津市揚原町  
同 附屬邸 同 右  
同 西附屬邸 同 右  
日光御用邸 栃木縣上都賀郡日光町  
日光田母澤御用邸 同 右  
同 附屬邸 同 右  
豐原御用邸 栃木縣豐谷郡豐原村  
那須御用邸 栃木縣那須郡那須村  
伊香保御料地 群馬縣群馬郡伊香保町

御獵場

江戸川筋御獵場

埼玉縣下—南埼玉郡、北葛飾郡  
千葉縣下—東葛飾郡  
長良川筋御獵場—岐阜縣岐阜市、郡上郡  
武儀郡  
神通川御獵場—富山縣婦負郡、上新川郡

御料牧場

宮内省下總牧場—千葉縣印旛郡  
帝室林野局新冠牧場—北海道日高國靜内郡

宮中席次

皇室儀制令中抄(大正十五年皇室令第七號)

文武高官有爵者優遇者ノ宮中ニ於ケル席次ハ特旨ニ由ルモノヲ除クノ外左ノ順位ニ依ル  
第一階  
第一 大勳位  
一 菊花章頸飾  
二 菊花大綬章

第二 内閣總理大臣  
第三 樞密院議長  
第四 元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜ハリタル者  
第五 元帥國務大臣宮内大臣内大臣  
第六 朝鮮總督  
第七 内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者  
第八 國務大臣宮内大臣又ハ内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者  
第九 樞密院副議長  
第十 陸軍大將海軍大將樞密顧問官  
第十一 親任官  
第十二 貴族院議長衆議院議長  
第十三 勳一等旭日桐花大綬章  
第十四 功一級  
第十五 親任官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者  
第十六 公爵  
第十七 從一位  
第十八 勳一等  
一 旭日大綬章

第二階

二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第十九 高等官一等  
第二十 貴族院副議長衆議院副議長  
第二十一 勳香間祇候  
第二十二 侯爵  
第二十三 正二位  
第三階  
第二十四 高等官二等  
第二十五 功二級  
第二十六 錦雞間祇候  
第二十七 勳任待遇  
第二十八 伯爵  
第二十九 從二位  
第三十 勳二等  
一 旭日重光章  
二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第三十一 子爵  
第三十二 正三位  
宮廷—宮中席次

第三階

第三十三 從三位  
第三十四 功三級  
第三十五 勳三等  
一 旭日中綬章  
二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第三十六 男爵  
第三十七 正四位  
第三十八 從四位  
第四階  
第三十九 貴族院議員衆議院議員  
第四十 高等官三等  
第四十一 高等官三等ノ待遇ヲ享クル者  
第四十二 功四級  
第四十三 勳四等  
一 旭日小綬章  
二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第四十四 正五位  
第四十五 從五位

第五階

第四十六 高等官四等  
第四十七 高等官四等ノ待遇ヲ享クル者  
第四十八 功五級  
第四十九 勳五等  
一 雙光旭日章  
二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第五十 正六位  
第六階  
第五十一 高等官五等  
第五十二 高等官五等ノ待遇ヲ享クル者  
第五十三 從六位  
第五十四 勳六等  
一 單光旭日章  
二 寶冠章  
三 瑞寶章  
第七階  
第五十五 高等官六等

宮廷—宮中席次、内外人主催ノ集會ニ於ケル席次

- 第五十六 高等官六等ノ待遇ヲ享クル者
- 第五十七 正七位
- 第五十八 高等官七等
- 第五十九 高等官七等ノ待遇ヲ享クル者
- 第六十 從七位
- 第六十一 功六級
- 第九階
- 第六十二 高等官八等
- 第六十三 高等官八等ノ待遇ヲ享クル者
- 第十階
- 第六十四 高等官九等
- 第六十五 奏任待遇
- 第六十六 正八位
- 第六十七 功七級
- 第六十八 勳七等

- 一 青色桐葉章
- 二 寶冠章

- 三 瑞寶章
- 第六十九 從八位
- 第七十 勳八等

- 一 白色桐葉章
- 二 寶冠章
- 三 瑞寶章

同順位ノ者ノ間ニ在リテハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ身位ヲ得タル日ノ前後ニ從ヒ其ノ前後ナキトキハ其ノ日ニ有シタル席次ノ順序ニ從ヒ其ノ日ニ席次ヲ有セザリシトキハ年齡ノ順序ニ從フ

同爵者間ノ席次ハ位階ニ依ル  
大臣ノ禮遇又ハ前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者ニシテ其ノ順位ヲ超エタル官ニ任セラレ退官ノ後更ニ前ニ賜ハリタル禮遇ト同順位ノ禮遇ヲ賜ハリタルトキハ前ニ禮遇ヲ賜ハリタル時有シタル席次ニ依リ後ノ禮遇前ノ下ナルトキハ第三十四條ノ例ニ依ル  
親任官ニシテ國務大臣ニ任セラレ退官

ノ後二年以内ニ更ニ前ト同順位ノ親任官ニ任セラレタルトキハ前ニ有シタル席次ニ依リ前ノ順位ヨリ降りタル官ニ任セラレタルトキハ第三十四條ノ例ニ依ル

○内外人主催ノ集會ニ於ケル席次

第一 内閣總理大臣ノ集會ニ於ル席次  
本邦駐劄各外國大使、各大勳位、内閣總理大臣、外務大臣、次ニ本邦駐劄各外國全權公使ト樞密院議長  
大臣禮遇(元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)  
元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣(以上順位ハ官中席次令ニ依ル)

國務大臣禮遇(順位ハ官中席次令ニ依ル)  
朝鮮總督

前官禮遇(内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)

前官禮遇(國務大臣、宮内大臣又ハ内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)

トヲ交互シ本邦駐劄外國全權公使ヲ首席トス

第二 外國人主催ノ集會ニ於ル席次  
内閣總理大臣、外務大臣、本邦駐劄各外國大使、各大勳位、次ニ樞密院議長  
大臣禮遇(元勳優遇ノ爲大臣ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)  
元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣(以上順位ハ官中席次令ニ依ル)

國務大臣禮遇(順位ハ官中席次令ニ依ル)  
朝鮮總督

前官禮遇(内閣總理大臣又ハ樞密院議長タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)

前官禮遇(國務大臣、宮内大臣又ハ内大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜リタル者但順位ハ官中席次令ニ依ル)

ト本邦駐劄各外國全權公使トヲ交互シ樞密院議長(樞密院議長缺席ノ時ハ其次席者)首席トス  
(大正六年外務省)

宮廷—國葬一覽

國葬日	國葬一覽	氏名
明一六・七・二五	前右大臣	岩倉具視
明二〇・二・一八	前左大臣	島津久光
明二四・二・二五	内大臣	三條實美
明二八・一・二九	陸軍大臣	有栖川宮熾仁親王
明二九・二・三〇	陸軍大臣	北白川宮能久親王
明三一・一・九	貴族院議員	毛利元德
明三六・二・二六	貴族院議員	島津忠義
明四二・一・四	樞密院議長	小松宮彰仁親王
大二・七・二七	元帥海軍大將	伊藤博文
大五・二・二七	内大臣元帥陸軍大將	有栖川宮威仁親王
大八・三・三	樞密院議長元帥陸軍大將	大山巖
大一一・二・九	樞密院議長元帥陸軍大將	德壽宮李太王熙
大一一・二・二四	元帥陸軍大將	山縣有朋
大一一・二・二四	前内大臣	伏見宮貞愛親王
大一一・七・二二	前内大臣	松方正義
大一一・六・二〇	元帥禮遇陸軍大將	昌德宮李王圻
大一一・六・一五	元帥海軍大將	東郷平八郎

1. 一般伸銅品(板、管、棒、壓搾加工品等)  
輕合金(マグネシウム合金、デユラルミン其他)
2. 鐵道及軌道用車輪、車軸、外輪等  
一般鑄鐵品、鑄鋼品、鍛鋼品、特殊鋼等
3. 鋼管(冷間引拔及熱間仕上繼目無)  
瓦斯管、各種壓縮瓦斯容器等



# 住友金屬工業株式會社

本店(營業所) 大阪市此花區島屋町三七  
 伸銅所 大阪市此花區島屋町五六  
 製鋼所 大阪市此花區島屋町二四九  
 鋼管製造所 兵庫縣尼崎市東向島西之町二八

## 憲法

### 帝國憲法

(明治二十二年二月十一日)

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ  
 踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖  
 宗ノ遺德ヲ承シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ  
 念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發  
 達セシムコトヲ願ヒ又其ノ實業ニ依リ  
 與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望  
 ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履  
 踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ  
 示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者  
 ワシテ永遠ニ履行スル所ヲ知ラシム  
 國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケ  
 テ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫  
 ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコ

憲法

トヲ飯ラサルヘシ  
 朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴  
 重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍  
 内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコ  
 トヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召  
 集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ  
 有效ナラシムルノ期トスヘシ  
 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スル  
 ノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ  
 繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ  
 付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依  
 リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢  
 テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ  
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ  
 施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來

ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義  
 務ヲ負フヘシ

御名 御職

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黑田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣兼內務大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有禮
逓信大臣	子爵	榎本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之  
 ヲ統治ス  
 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依  
 リ皇男子孫之ヲ繼承ス  
 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ  
 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ  
 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス  
 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス  
 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス  
 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ  
 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル  
 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス  
 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム  
 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス  
 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス  
 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス  
 第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス  
 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル  
 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ  
 第二章 臣民權利義務  
 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ

定ムル所ニ依ル  
 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得  
 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス  
 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス  
 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス  
 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ  
 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ  
 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルルコトナシ  
 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコト

トナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ  
 公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル  
 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス  
 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス  
 第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得  
 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ  
 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ概觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス  
 第三章 帝國議會

憲法

第三十二條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス  
 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス  
 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス  
 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス  
 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得  
 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス  
 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ

同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス  
 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ  
 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ  
 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル  
 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ  
 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ  
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ  
 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以

テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ據テ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ據テ受クルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ實ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ

トナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問  
第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス  
裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ  
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

ス

第六十四條 國家ノ歳出入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足

ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヒタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遼田ノ效力ヲ有ス  
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

皇室典範

(明治二十二年二月十一日)

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキ

ハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第二章 踐祚即位
- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚

シ祖宗ノ神器ヲ承ク

- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ
- 第三章 成年 立后立太子
- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス
- 第四章 敬稱
- 第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬稱

ハ陛下トス

第五章 攝政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
- 天皇久シキニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ攝政ヲ置ク
- 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
- 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
- 第一 親王及王
- 第二 皇后
- 第三 皇太后
- 第四 太皇太后
- 第五 内親王及女王
- 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
- 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ

皇室典範

其ノ配偶アラサル者ニ限ル

- 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ
- 第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得
- 第六章 太傅
- 第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
- 第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
- 第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス
- 第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職

セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

- 第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ
- 第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス
- 第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス
- 第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス
- 第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス
- 第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス
- 第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル



後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ  
第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル  
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル  
第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス  
第四十三條 皇族國璽ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ  
第八章 世傳御料  
第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割譲與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メスヘシ

定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム  
第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命ジ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス  
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訴訟ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス  
第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ

皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命ジ議長タラシム  
第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ  
第五十九條 親王内親王女王王ノ品位ハ

之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產繼承及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範增補 (第一次)

(明治四十年二月十一日)

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦爛ハ條章ノ増廣ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所以ノ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分業ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範增補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシ

テ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム

皇室典範增補

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス  
第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關ス

ル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム  
皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル  
第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基キ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

皇室典範增補 (第二次)

(大正七年十一月二十八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範增補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇室典範增補

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

公 式 令

(明治四十年二月一日勅令第六號)

第一條 皇室ノ大事ヲ宣讀シ及大權ノ施行ニ關スル勅旨ヲ宣讀スルハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外詔書ヲ以テス  
詔書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ大事ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ内閣總理大臣ト俱ニ之ニ副署ス其ノ大權ノ施行ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第二條 文書ニ由リ發スル勅旨ニシテ宣讀セサルモノハ別段ノ形式ニ依ルモノヲ除クノ外勅書ヲ以テス  
勅書ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ其ノ皇室ノ事務ニ關スルモノニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス其ノ國務大臣ノ

職務ニ關スルモノニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第三條 帝國憲法ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢及帝國憲法第七十三條ニ依ル帝國議會ノ議決ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ他ノ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第四條 皇室典範ノ改正ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ國務各大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第五條 皇室典範ニ基ツク諸規則宮内官制其ノ他皇室ノ事務ニ關シ勅定ヲ經タル規程ニシテ發表ヲ要スルモノハ皇室令トシ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス國務

大臣ノ職務ニ關連スル皇室令ノ上諭ニハ内閣總理大臣又ハ内閣總理大臣及主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス  
皇族會議及樞密顧問又ハ其ノ一方ノ諮詢ヲ經タル皇室令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第六條 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス  
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第七條 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス  
樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニ

ハ其ノ旨ヲ記載シ帝國憲法第八條第一項又ハ第七十條第一項ニ依リ發スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス  
帝國議會ニ於テ帝國憲法第八條第一項ノ勅令ヲ承諾セサル場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同條第二項ニ依ル旨ヲ記載ス

第八條 國際條約ヲ發表スルトキハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ樞密顧問ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第九條 豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス  
前項ノ上諭ニハ帝國議會ノ協贊ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

第十條 閣令ニハ内閣總理大臣年月日ヲ

記入シ之ニ署名ス  
省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス  
宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十一條 皇令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

第十二條 前數條ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

第十三條 國書其ノ他外交上ノ親書、條約批准書、全權委任狀、外國派遣官吏委任狀、名譽領事委任狀及外國領事認可狀ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ主任ノ國務大臣之ニ副署ス外務大臣ニ授クル全權委任狀ニハ内閣總理大臣之ニ副署ス

第十四條 親任式ヲ以テ任スル官ノ官記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

内閣總理大臣ヲ任スルノ官記ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ任スルノ官記ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス  
前二項ニ依ルモノノ外勅任官ノ官記ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス  
奏任官ノ官記ニハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十五條 親任式ヲ以テ任シタル官ヲ免スルノ辭令書ニハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス  
内閣總理大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ他ノ國務大臣又ハ内大臣、宮内大臣ヲ免スルノ辭令書ニハ内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

前二項ニ依ルモノノ外勅任官ヲ免スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

奏任官ヲ免スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス宮内官ニ付テハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十六條 爵記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第十七條 一位ノ位記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

二位以下四位以上ノ位記ニハ御璽ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス五位以下ノ位記ニハ宮内省ノ印ヲ鈐シ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ宣ス

第十八條 爵位ノ返上ヲ命シ又ハ允許スルノ辭令書ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ヲ奉ス

第十九條 勳二等功三級以上ノ勳記ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ勳三等功四級以下ノ勳記ニハ國璽ヲ鈐シ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

勳記ニハ勳章ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十條 記章ノ證狀並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ之ニ署名セシム

證狀ニハ其ノ種別ニ從ヒ號數ヲ附シ簿冊ニ記入スル旨ヲ附記シ賞勳局ノ印ヲ鈐シ賞勳局書記官之ニ署名ス

第二十一條 勳章及記章並外國勳章及記章ノ佩用免許ノ證狀ヲ親署スルノ辭令書ニハ内閣總理大臣旨ヲ奉シ賞勳局總裁ヲシテ年月日ヲ記入シ之ニ署名セシム

歷代內大臣 (△印は兼官)

三條實美 德太寺實則 桂 太郎  
 貞愛親王(內大臣府出仕) 大山 巖  
 松方正義 平田東助△濱尾 新  
 牧野伸顯 齋藤 實△一木喜德郎  
 湯淺倉平

歷代宮內大臣 (△印は兼官)

△伊藤博文 土方久元 田中光顯  
 岩倉具定 渡邊千秋 波多野敬直  
 中村雄次郎 牧野伸顯 一木喜德郎  
 湯淺倉平 松平恒雄

歷代權署總理長

伊藤博文 大木喬任 山縣有朋  
 黑田清隆 西園寺公望 清浦奎吾  
 濱尾 新 穂積陳重 倉富勇三郎  
 一木喜德郎 平沼騏一郎

營業品目

綿糸 綿布 絹糸 絹布  
 加工綿布 生糸 人絹 毛織

鐘淵紡績株式會社

社長 津田信吾

東京市向島區隅田町二丁目一六一二番地  
 營業所 神戸市林田區御崎町一丁目一番地

創業明治四十年

印



菱

資本金四千萬圓

製	品	種	目
各種	板硝子		
耐火	煉瓦		
電融	造コルハート		
ソ	重灰		
ソ	輕灰		
苛性	ソーダ		
純無水	炭酸ソーダ		
重炭酸	ソーダ		
テキスタイル	ソーダ		
美料	ソーダ		
ランドリー	ソーダ		
サニタリー	ソーダ		

支店及出張所

工場

東京支店	東京市京橋區京橋二ノ四	電話(三三)一〇〇五(5)
大阪支店	大阪市東區道修町四ノ七	電話北濱(五七)七〇〇五(4)
門司出張所	門司市棧橋通り一番地	電話門司(九五)三六八(五)
名古屋出張所	名古屋市中區廣小路通六ノ三	電話本局(一一)六九九七
小樽出張所	小樽市南濱町一ノ四	電話小樽(一四)〇〇三
旭硝子工場	兵庫縣尼崎市	
尼崎硝子工場	兵庫縣尼崎市	
牧山硝子工場	福岡縣戸畑市	
鶴見硝子工場	横浜市鶴見區	
牧山曹達工場	福岡縣八幡市	
尼崎煉瓦工場	兵庫縣尼崎市	

本社 旭硝子株式會社

電話九ノ内(23) 代表番號三一八五(5)

爵位勳功

華族令の要旨

華族の稱は明治二年六月十七日の太政官達により「官武一途上下協同ノ思召ヲ以テ自今公卿諸侯ノ稱廢セラレ改テ華族ト稱スヘシ」とあるに始る。

明治十七年七月七日「華族授爵の詔」發せられ、同日宮内省達を以て華族令が布かれ、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五等となし、有爵者には其爵に相當する禮遇を享有せしめらるゝこととなつた。

明治十七年七月七日華族令の發布と同時に舊公卿、大名、華族及維新の功臣に對し、其門閥の高下、勳功の大小に依つて公爵十一名、侯爵二十四名、伯爵七十三名、子爵三百二十五名、男爵七十四名

爵位勳功

の授爵を見た。

明治四十年五月八日皇室令第二號を以て新たに華族令が制定せられ、同時に明治十七年七月の華族令は廢止され、明治四十年の華族令は、其の後同四十三年に一部分の改正を加へられ現在に至つてゐる。

授爵は勅旨を以て宮内省是れを奉行し有爵者は其爵に相當する禮遇を享け、有爵者の婦は其夫の爵に相當する禮遇及び名稱を享け、有爵者の寡婦で其家にあるものには特に從前の禮遇及び名稱を享けさせ、其家の戸主となりたる時又は襲爵者なくして其家にある時には、其者に限り特に華族の族稱を保有させ從前の禮遇及名稱を享有し、又有爵者の曾祖父、祖

父、父、襲爵することの出来る法定推定家督相續人及其嫡長男子(嫡出の男子なき時は其庶長男子)戸主たりしもの、並に各其配偶者にも華族の禮遇を享けしめることとなつて居る。

華族戸數(各年末現在十一年は人員)

年次	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
昭和八	一九	元	二〇	七九	四二	九五
九	一九	〇〇	一〇八	七四	四〇八	九五
一〇	一九	〇〇	一〇八	七三	四二	九五
一一	一九	四	一三	四四	三八	九五

朝鮮貴族令要旨

明治四十三年八月二十九日皇室令第十四號を以つて發布された。爵を分つて公侯、伯、子、男の五等とし、有爵者は其爵に應じ華族令による有爵者と同じの禮

爵位勳功

遇を享けるものと定めらる。

朝鮮貴族戸數(各年末調)

年次	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
昭和八	七	三	一八	三	六
九	七	三	一七	三	六
一〇	七	三	一七	三	六
二	七	三	一七	三	六

位階令要旨

舊來用ひられた大寶令の位階は親王四階(一品、二品、三品、四品)諸王諸臣三十階(正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大少初位各上下)であつたが、明治二十年新たに叙位條例制定せられ、正一位より從八位に至る十六階となされ

た。大正十五年位階令制定、同時に叙位條例は廢止となつたけれども、大體には變りはない。  
位は(一)國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、(二)有爵者及び爵を襲ぐことを得べき相續人、(三)在官者及び在職者之に叙せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授である。有位者は其の位に相當する禮遇を享ける。

有位者左の各號に該當する時は其禮遇を失ふ。

- (一) 禁治産者及準禁治産者。
  - (二) 破産者にして復權を得ざるもの。
  - (三) 刑事の訴を受け拘留又は保釋若くは責付中に在る者。
  - (四) 禁錮以上の刑の宣告を受けたる時より其裁判確定するに至る迄の者。
- 有位者死刑、懲役又は無期若しくは三年以上の禁錮に處せられたるときは其位を失ふ。

勳章

有位者左の各號の一に該當する時は情狀に依り其位を失はしむ。  
(一) 刑の執行を猶豫せられたるとき。  
(二) 三年未滿の禁錮に處せられたるとき。  
(三) 懲戒の裁判又は處分に依り免官又は免職せられたる時。

勳章

勳章は勳績及び功勞ある者を賞するため、明治八年初めて設定されたもので、一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章(及び桐葉章)一種丈であつたが、翌年大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章制定せられ、越えて同二十一年勳一等旭日大綬章の上に勳一等旭日桐花大綬章が追加せらるゝと共に、勳一等より勳八等に至る瑞寶章、同じく寶冠章(婦人の勳勞あるものに賞賜せらる)制定せられ、且つ大勳位に叙せられたるものに特賜せ

らるゝ大勳位菊花章頸飾が制定された。同二十三年には、更に神武天皇登極紀元二千五百五十年に到達せるの故を以て、將來武功拔群なるものに授與し、永く同帝の威烈を光にし、且つ忠勇を獎勵せんとの趣旨を以て金鷄勳章が創設された。

本章は功一級より功七級に至り、將官の初叙は三級、佐官は四級、尉官は五級、准士官及び下士官兵は七級であつて、武功を累ぬるに従ひ佐官は逐次二級に至り、尉官は三級、准士官下士官は五級、兵は六級に至るを得。尙ほ大正八年五月に至り、瑞寶章の授與範圍擴張され、婦人にも及ぼさるゝ事となつた。又昭和十二年紀元節に際し文化勳章が制定され、文化の發達に勳績卓絶なる者に賜はるとなつた。

年金―旭日章には年金を加賜さるゝ場合あり。金鷄勳章には終身必らず左の定額の年金伴ひ、死後仍ほ一年間其遺族が

爵位勳功

之を受けるのであるが、其受領期間を通じて五年に滿たざる場合は滿了まで賜與される。

- 一級 一、五〇〇圓、二級 一、〇〇〇圓、三級 七〇〇圓、四級 五〇〇圓、五級 三三〇圓、六級 二二〇圓、七級 一五〇圓

勳章の種類

- 大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章頸飾。
- 旭日章(勳功ある者に授けらる)
- 勳一等旭日桐花大綬章(同副章)
- 勳一等(旭日大綬章)勳二等(旭日重光章)
- 勳三等(旭日中綬章)勳四等(旭日小綬章)
- 勳五等(雙光旭日章)勳六等(單光旭日章)
- 勳七等(青色桐葉章)勳八等(白色桐葉章)
- 寶冠章(婦人の勳勞ある者に授けらる)
- 勳一等寶冠章―勳八等寶冠章。
- 瑞寶章(勳勞ある者に授けらる)
- 勳一等瑞寶章―勳八等瑞寶章。

金鷄勳章(武功拔群なる者に賜ふ)

功一級―功七級。  
文化勳章(文化の發達に關し勳績卓絶なる者に賜ふ)文化勳章は一種にて綬を以て胸部中央に佩ぶ。

勳章年金支給細則摘要

- 一、年金は半額を毎年六月、十二月の兩回に支給される。
- 二、遺族に年金を賜ふときは其順序左の如し。
  - 1、寡婦 2、孤兒 3、父 4、母 5、祖父 6、祖母 7、家督相續人又は戸主
- 孤兒數人あるときは家督相續人に賜ふ其他は男子を先にし女子を後にし順次年長者に賜ふ。
- 此規則に於て孤兒とは、年齢二十歳未滿の男女子にして未だ結婚せざる者を謂ふ。

爵位勳功

記章の種類

憲法發布、戦役其他を記念する爲に設けられたもので、現存種類左の如し。

名稱	制定年月
明治廿七、八年従軍記章	明治一九・一
明治三十三年従軍記章	同 三五・四
明治卅七、八年従軍記章	同 三九・三
大正元年乃至九年従軍記章	大正 四・一
昭和六年乃至九年事變従軍記章	昭和 九・七
憲法發布記念章	明治二二・八
大正二十五年祝典之章	同 二七・三
皇太子渡韓記念章	同 四二・三
韓國合併記念章	同 四五・三
大正大禮記念章	大正 四・八
戦捷記念章	同 九・九
第一回國勢調査記念章	同 一〇・六
軍人傷痍記念章	同 一三・八
昭和典禮記念章	昭和 三・七

帝都復興記念章	同 五・八
軍人遺族記念章	同 六・八
朝鮮昭和五年國勢調査記念章	同 七・七

褒章の種類

紅綬、綠綬及藍綬は明治十四年の制定紺綬は大正七年九月の追加に係り、黃綬は明治二十年の臨時制定に係る。褒章は本人に限り終身之を佩用するを得。  
 紅綬褒章—は自己の危険を顧みず人命を救助したるものに、  
 綠綬褒章—は孝子、順孫、節婦、義僕の類にして德行卓絶なるもの、又は實業に精勵し、衆民の模範たるべきものに、  
 藍綬褒章—は學術技藝上の發明改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校、病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公益の利益を興し、成績顯著なるもの、又は公

同の事務に關し勞功顯著なるものに、  
 紺綬褒章—は公益のため私財を寄附し功績顯著なるものに賜與せられ、  
 黃綬褒章—は當時海防の急に際し、資を獻じて其事業を贊助したるものに對し臨時に賜與せられたものである。  
 飾版—已に褒章を賜りたるもの再度以上同様の實行ある時は其都度飾版一箇を賜與し、其綬に附加せしめる。  
 褒狀—表彰せらるべきもの團體なる時は褒狀を賜はり、其死亡したる時は遺族に賜はるか又は追賞さるゝことあり。又褒章に準ずべき奇特の行爲にも褒狀を授けらる。  
 圓杯贈金—場合に依り褒狀に代へ、又は褒賞と併せて金銀木杯又は金員を賜はることあり。

有位者人員(昭和十一年末現在)

從一位	一
正二位	二七
從二位	六七
正三位	四四八
從三位	八四四

正四位	二、〇二〇
從四位	四、三三六
正五位	九、八二二
從五位	一二、八九五
正六位	一五、一五四
從六位	一九、三九九

正七位	三五、一二九
從七位	六六、三七七
正八位	九四、七五八
從八位	二、〇七一
總計	二六三、三四八

勳章佩用個數及人員(昭和十年末)

等級	大勳位	旭日章	瑞寶章	寶冠章
菊花章類飾	三	一、七五六	五、八三三	三
菊花大綬章	三	四〇五	一、三三五	三
桐花大綬章	一	元	九、一九二	七
桐花大綬章	一	元	九、一九二	七
等	五	七、四一〇	三、四〇六	二
爵位勳功	五	七、四一〇	三、四〇六	二

爵位勳功

計	八	七	六
	二	一	一

勳章年金受給者及年金

(昭和十年末現在)

旭日章 三、八〇四人 一七三、一五圓  
 金鷄章 六〇、八九人 一〇、八九圓、五圓  
 大勳位拜受者以下氏名

【文官】 公爵三條實美、公爵岩倉具視、公爵島津久光、侯爵中山忠能、公爵伊藤博文(頸飾章加授)、公爵九條道孝、伯爵黒田清隆、公爵松方正義(頸飾章加授)、侯爵井上馨(同上)、公爵徳大寺實則(同上)、侯爵大隈重信(同上)、公爵西園寺公望、原敬、伯爵加藤高明、子爵齋藤實、高橋是清。  
 【陸軍武官】 公爵山縣有朋(頸飾章加授) 公爵大山巖(同上)、公爵桂太郎(同上)

111,009	17,106	3,912
119,811	24,751	75,835
29,801	65,039	45,648
77,388	67,954	59,803

侯爵野津道貫、伯爵寺内正毅、伯爵長谷川好道、子爵川村長明、伯爵奥保鞆子爵上原勇作。  
 【海軍武官】 侯爵東郷平八郎(頸飾章加授)、伯爵伊東祐亨、伯爵樺山資紀、子爵加藤友三郎、伯爵山本權兵衛。

旭日桐花大勳章拜受者以下氏名

一木喜徳郎 石黒忠憲 宇垣一成  
 大島健一 岡田啓介 香羽正彦  
 華頂博忠 葛城茂麿 金子堅太郎  
 清浦奎吾 倉富勇三郎 小松輝久  
 筑波藤麿 幣原喜重郎 鈴木貫太郎  
 鈴木庄六 田中光顯 財部 彪  
 徳川家達 奈良武次 林 權助  
 菱刈 隆 東伏見邦英 平沼騏一郎  
 関 丙 爽 伏見博英 牧野伸顯

36,666	5	32
83,944	33	331
48,799	1,660	1,663
63,950	2,018	2,021

南 次郎 山階芳麿 山本達雄  
 李 允用 若槻禮次郎  
 功一級金鷄章拜受者  
 大井成元 本庄 繁  
 褒賞受給者數

勳章勳令

第一條 勳章ヲ有スル者死刑、懲役又ハ無期若ハ三年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキハ其勳等功級又ハ年金ハ之ヲ觀奪セラレタルモノトシ外國勳章ハ其佩用ヲ禁止セラレタルモノトス但シ第二

條第一項第一號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ勳章、勳記、功記年金證書又ハ外國勳章佩用免許證ハ之ヲ沒收ス前級ノ勳記又ハ功記ニ付亦同シ

第二條 勳章ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ情狀ニ依リ其勳章功級又ハ年金ヲ褫奪シ外國勳章ハ其佩用ヲ禁止ス

一、刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキ  
 二、三年未滿ノ禁錮ニ處セラレタルトキ

三、懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタルトキ  
 四、素行修ラス帶勳者タルノ面目ヲ汚シタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ適用ス

第三條 勳章ヲ有スル者法令ニ因リ拘禁セラレ又ハ勞役場ニ留置セラレタルト

爵位勳功

キハ其期間勳章ヲ佩用シ又ハ之ニ屬スル禮遇特權ヲ享クルコトヲ得ス外國勳章ハ其佩用ヲ停止ス保釋、責付、假出獄又ハ刑ノ執行猶豫ノ期間亦同シ

第四條 勳章年金ヲ有スル者拘留セラレ又ハ禁錮以上ノ刑ニ因リ拘禁セラレタルトキハ其期間年金ヲ受クルコトヲ得ス保釋、責付、假出獄又ハ刑ノ執行猶豫ノ期間亦同シ但シ處刑セララルコトナクシテ釋放若ハ放免セラレ又刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルコトナクシテ拘留ノ期間ヲ經過シ且其期間勳章ヲ觀奪セラレサル者ハ拘留ノ日ニ遡リテ年金ヲ受ク

第五條 三年未滿ノ禁錮ニ處セラレ刑ノ執行ヲ了リタルトキ又懲戒ノ裁判若ハ處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタルトキハ勳章觀奪ニ關スル決定アル迄勳章ヲ佩用シ之ニ屬スル禮遇特權又ハ年金ヲ享受スルコトヲ得ス外國勳章ハ其佩用ヲ停止ス但シ勳章觀奪ノ處分ニ及ハ

第六條 本令ハ文化勳章、記章、褒章ノ觀奪又其佩用停止及外國記章ノ佩用禁止ニ之ヲ準用ス

勳章觀奪人員(各年末調)

〔金鷄章〕

昭和七 四等 五 六 七 八 計  
 以上 等等 等等 等等  
 昭和七 一 一 二 四 九 二七 〇  
 八 一 一 三 五 二 三 三  
 九 一 二 四 五 三 三 〇  
 一〇 一 一 九 六 二 五 〇

資本金 壹億圓  
諸積立金 五千九百貳拾萬圓

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地

電話丸ノ内 (23)

二二三一 (代表番號)  
二二四一 (代表番號)  
長二三九 (長距離)  
〇〇三一 (代表番號)  
〇〇三一 (宿直用)

# 株式會社 三菱銀行

## 支店出張所

永代橋支店	丸之内支店	丸之内第二支店	日本橋支店
四谷支店	駒込支店	日本橋通町支店	神田支店
品川支店	大森支店	虎之門支店	京橋出張所
大塚支店	中之島支店	船場支店	大阪南支店
神戶支店	三宮支店	京都支店	名古屋支店
小樽支店	上海支店	大連出張所	倫敦支店
紐育支店			

# 高血壓症に ノルマトン

獨創的研究完成品 注射用と内服用  
作用緩和にして效力持續性に富み、連用するも副作用なく應用安全、價格低廉なる特長を有す……



(説明書御申越次第進呈)

粉末 250入 75個  
錠劑 30錠入 50個  
別に注射液  
並に大量入あり

東京・室町  
三共株式會社

# 頭痛にチエフアン

作用效力に定評あるアミノピリン、フェ  
ナセチン、プロムワレルル尿素及カフェ  
インの一定量より成る服用しやすき錠劑

一〇錠入三五錢 一〇〇錠入二・一〇錢

一回二——四錠一日一乃至二回……  
頭痛一般、齒痛、月經痛等に適應す……

東京・室町 三共株式會社



陸軍省 海軍省  
鐵道省 他各官廳

御指定



# 高島屋飯田株式會社

## 營業種目

各種纖維原料諸織物類  
航空被服、航空用品類  
光學製品、精密機械  
鐵鋼材並ニ一般機械類

本店

出張所

海外支店

東京市京橋區銀座西二丁目一番地  
大阪市東區横堀一丁目十一番地  
神戸市葺合區磯上通四丁目一番地  
横須賀市諏訪町一十八番地  
名古屋市中區廣小路通六丁目三番地住友ビル内  
ロンドン、シドニー、メルボルン、ブエノス  
アイレス

## 帝國軍制の沿革

我が帝國の 皇統一系天壤と與に窮ま  
りなく國礎鞏固にして千古動かないの  
は、皇祖文武の威徳を以て皇道を四海に  
展べ給ひしより、列聖相承け能く其道を  
遵守せられ、國民亦忠君愛國の念熾盛に  
して尙武の氣象に富み、良く皇業を輔翼  
して君民一體祖業を恢弘紹述した結果で  
あつて、我が軍制は其基礎を實に此光輝  
ある國體に置くものである。

神武天皇の中洲を平定し給ふや、文武  
一途海内皆兵にして、此大權は悉く 天  
皇親ら之を總攬し給ひ帝國軍制の基礎が  
確立した。神功皇后の遠征によつて皇威  
遙に三韓に及び、爾來我が武威隆々たる  
ものがあつた。大化の改革に及び徴兵の  
制を採用し文武の制度は整備せられたけ

帝國軍制の沿革—陸軍軍制の沿革

れども、昇平久しきに亘ると共に朝廷の  
政務漸く文弱に流れ、朝臣は和漢稽古の  
家と稱して朝要に方り、武士は弓馬の族  
と稱して諸國に占據し、文武全く岐れ皇  
綱紐を解きて兵權遂に武門に歸し、祖宗  
の垂胎し 列聖の經營し給へる所も一時  
壞亂するに至つた。

源賴朝幕府を鎌倉に開くや兵馬の權全  
く之に歸し、爾來北條氏、足利氏等の武  
門遞々政を執り漸く封建の制を爲し、群  
雄列藩擅に私兵を養つて遂に我が國體に  
戻り、祖宗の遺訓に背戾するに至つた。  
此間元寇の覆滅、秀吉の外征等時に我が  
武威を海外に示したこともあつたが、國  
家的發展は殆ど見るべきものがなかつ  
た。然るに明治の聖代に至り兵馬の制亦

我が國固有の擧國皆兵の本性に服し、精  
銳無比の國軍が建設せられ、爾來七十年  
數次の外戦に連勝し、特に今次事變に際  
し帝國將兵の勇戦はよく皇威を宇内に宣  
揚し、以て東洋平和の確保に邁進しつゝ  
あるのである。  
次に年代を逐うて國軍の變遷を述べて  
見よう。

### 陸軍軍制の沿革

太古(神代) 太古に於ける軍制は茫漠と  
して之を審にすることは出来ないが、  
武を以て國を肇め給へることは確實で  
あつて、尙武の氣は蓋し我が帝國成立  
の重要な要素なるは明白である。

上古(神武天皇即位より紀元一三〇五年  
大化改新に至る) 此千三百五十年間に於  
ける軍制は専ら簡易を主とし、海内を  
擧げて兵とし之が兵權は總て 皇室に  
在り、征討ある毎に 天皇躬ら元帥と  
なり、時として 皇后、皇太子の代ら

せ給ふことはあつても之を臣下に委ね給ふことはなかつた。仲哀天皇の親征日本武尊の東征、神功皇后の遠征等皆之が證左である。

垂仁天皇の朝屯倉を創められて漸次之を増加して殆ど國都に漏ぎに至り、各地に部曲を置き之をして屯田を耕し糧食を貯ましめ、各部は皆、臣、連、伴造、國造を以て之を總領し、其最も貴き者を大臣、大連とし、征伐の事あるとき、臣、連、伴造、國造は各々其部曲を率ゐて大臣、大連に隸屬したが欽明天皇以降臣、連兵權を握るの弊漸次積りて互に權勢を争ひ内難を構ふるに及び、遂に之を制し得ざる状態に立到つた。殊に崇峻、推古の二朝に於て甚しいものがあつた。

中古(紀元一三〇五年大化改新より紀元一八四五年鎌倉開府に至る)大化中興の新政は屯倉を廢し、臣、連の領する所の各部を罷め以て盡く公民と爲し、

兵權全く朝廷に歸し、兵部省を置きて軍事を掌らしめ、文武始めて職を分つに至つた。然し兵農一に出づること尙舊の如きものであつた。

持統天皇三年(紀元一三三九年)勅して全國の人民四分の一を徴して兵と爲し、武事を演習せしめ給ふや舉國皆兵の制一變して徴兵となり、次で文武天皇大寶令を制定あらせらるゝや軍備大に整ひ諸國に軍團を設け兵馬の權は平時は兵部省之を執り、事ある時は臨時任命する將帥之を握り、又六衛の官常に其所屬の兵を握つて宮闕を守り、太宰府は防人司を指揮して外寇に備へ、諸國軍團は管下壯丁の三分の一を徴收して兵と爲し、之を訓練して衛士防人に供し、且地方の警備に任じ、軍團數約百三十、兵士十萬人に及んだ。

然るに爾後天下太平にして志氣漸く衰へ、聖武天皇の時特に壯者を募り健兒と稱して之を諸國に配備し、光仁天

皇の朝地方の豪民弓馬に堪ふるものを點して番上せしめ、羸弱の兵士を農に赴かしめ、兵農分離の端を開き、爾後軍團は漸次其實を失ひ、朝廷及國衙亦兵力を有せざるに至り、地方豪族の勢漸次増大して遂に武士となり、兵農全く分離するに至つた。實に徴兵制度創設以來二百五十年である。

其後醍醐天皇延長五年(紀元一五八七年)延喜式を發布せられ軍制完備し大寶令に優るものがあつたが、兵權の實質は已に地方豪族に移つて制度も終に實行せられず、天慶の亂以來事ある毎に豪族の力を藉りて僅に他豪族の叛亂を鎮定する状態となり、朝威大に衰頽して兵制は素れ、遂に兵は之を武門に索めざるべからざるに至つた。此間が亦二百五十年である。

近古(紀元一八四五年鎌倉開府より紀元二五二七年大政奉還に至る)後鳥羽天皇文治元年(紀元一八四五年)源賴朝

六十六國の總地頭、總追捕使となるや筑紫奉行を設けて鎮西の緩撫に任じ、

大藩をして京都を密衛せしめ、鎮守府將軍に代ふるに陸奥奉行を以てして蝦夷に備へしめた。かくて建久三年(紀元一八五二年)賴朝征夷大將軍に任せらるゝに及び兵馬の權は政權と共に全く武門に歸して了つた。但し其兵尙土著のものであつたが、北條氏を経て足利氏兵馬の權を握るに及び、全く封建の制を創め、而も天下多事軍役興ること煩はしく、諸士の武士は常に其將帥の往々に隨つて東西に轉移し、天下の兵土著の風を失つて了つた。

足利氏の衰ふるに及び、群雄割據互に其領域を攻略して隱然侯國の勢を爲し、織田氏に次で豊臣氏天下を統一するに及び、其幕下將校の封は朝變幕改將領は常に其士卒を城下に聚めて轉移に便した。是に於て兵の土著せざるもの一一定し、兵庶全く分離し、徳川氏に

帝國軍制の沿革—陸軍軍制の沿革

及び封建制度が完成せられた。

爾後太平約三百年、兵備頗る緩み軍制漸く虚文に流れて實際の用には立たなくなつた。其末期に至り兵器の進歩は銃陣砲隊の編成となり、城壘、砲臺の構築を促し軍制一部の改變を見たが、到底宇内の形勢に伴はず、動もすれば外侮を受けんとするの危機を招來した。かくて明治維新となり、政權の朝廷に歸すると共に封建の制を改め、兵制亦古に復した。實に賴朝開府以來約七百年である。

近代(紀元二五二七年王政復古以降)

明治元年 軍務官を設け兵制を統轄せしむることになつた。

明治二年 軍務官を廢し兵部省を置く。

明治三年 常備兵員を定め洋式を斟酌して兵制を一定し、始めて徴兵規則を設けた。

明治四年 東京、大阪、東北、鎮西の

四鎮臺を設け、尙ほ讀法七章を頒つた。

明治五年 兵部省を廢し陸、海軍の二省を置て陸、海軍の事務を分掌せしめ、徴兵令を公布して全國徴兵の制を確立し、帝國臣民一般に兵役(常備、後備、國民の三とす)に服するの義務を負担せしむるに至り、兵備の形體が始めて整備した。寔に我が國軍制振興の一大壯舉である。又此年近衛兵を新設し且陸海軍刑律及懲罰令を頒賦す。

明治六年 始めて徴兵を召集して諸兵種を設け團隊を編成した。即ち全國を六軍管に分ち、各軍管に鎮臺を置き、歩兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十六中隊、工兵十小隊、輜重兵六隊海岸砲兵九隊を編成す。其の兵員平時約三萬二千人、戰時約四萬六千人、別に近衛の部隊があつた。

明治七年 近衛部隊を歩兵二聯隊基幹

帝國軍制の沿革—陸軍軍制の沿革

のものに編成し、且軍旗を制定授與す。陸軍士官學校條例制定。此年佐賀の亂あり、嘉彰親王征討總督として之を平定し給ひ、又兵約四千を派して臺灣を征討。

明治九年 熊本、萩等に亂あり、各鎮臺兵を出して鎮定。同十年鹿兒島の亂に際しては熾仁親王征討總督として之を鎮定せらる。

明治十一年 陸軍軍務を三大別し陸軍省、參謀本部及監軍本部を置き、陸軍省は軍政を司り、參謀本部は専ら國防及作戰の機務を規畫し、監軍本部は檢閲及軍令出納の事(教育を含む)を掌る。是に於て我が國軍の制度全く其面目を一新した。

明治十二年 全國を七軍管、十四師管に分ち、各軍管に鎮臺を置く。又此年徵兵令を改正し、兵役を常備、豫備、後備及國民の四とす。

明治十四年 憲兵を設けて陸軍兵科の

一とし陸軍、海軍、内務、司法の四省に兼轄し、専ら軍事警察を掌り兼て行政、司法の警察に任せしむ。

明治十五年 一月陸海軍人に勅諭下賜。此年更に軍備擴張の計畫を立て明治十八年より左の兵力を整備するに決す。

歩兵二十八聯隊(内近衛歩兵四聯隊)、聯隊は三大隊編成(一大隊は四中隊)

騎兵七大隊 大隊は三中隊編成  
野戰砲兵七聯隊 聯隊は三大隊とし、二大隊を野砲、一大隊を山砲とす(一大隊は二中隊)

工兵七大隊 大隊は二中隊編成  
輜重兵七大隊 大隊は二中隊編成  
屯田兵 歩兵四大隊 騎、砲、工各一隊

七月朝鮮の亂、歩兵二中隊を派遣し我が公使を護衛せしむ。又東京鎮臺の一部を福岡に派し熊本鎮臺の兵

と共に混成旅團を編成し之に備へた。參謀本部創設以來第一回の動員である。八月戒嚴令を制定し、十一月陸軍大學校條例を定む。

明治十六年 徵兵令中若干の改正。  
明治十七年 朝鮮に亂あり歩兵二大隊を京城に派遣す。

明治十九年 對馬に警備隊を置き、小笠原島、佐渡、隱岐、大島、沖繩にも漸次之を設置の豫定。又臨時砲臺建築部を置き専ら沿海の諸要點に砲臺を建設し以て沿海の軍備を嚴にせしめた。

明治二十年 監軍部及軍事參議官を置く。監軍は大、中將を以て之に充て天皇に直隷して陸軍軍隊練成の齊一を規畫す。

明治二十一年 參軍官制を定め參軍の下に陸、海軍の各參謀本部を置く。又新に師團司令部條例を公布し在來の兵隊を近衛以下七師團に編成す。

明治二十二年 徵兵令改正、又參軍官制を廢し新に陸海軍參謀本部條例發布。參謀總長は大、中將を以て之に親補し帷幄の軍務に參贊す。

明治二十三年 要塞砲兵を創設し漸次要塞所在地に配備す。

明治二十六年 戰時大本營の制を定めらる。

明治二十七年 戰役前には明治十五年の陸軍擴張計畫の大部完成し、且軍制就中行軍、輜重、兵站並動員業務及帥兵術に亦面目を一新して該戰役に臨み、大に清軍を撃破して國威を發揚した。

明治二十八年 防務條例及要塞司令部條例を發布して陸、海軍協同作戰の指揮及其任務を規定。

明治二十九年 第七乃至第十二師團及騎兵二旅團、砲兵二旅團の増設を定む。而して新設諸隊は翌三十年十二月始めて其一部を設置し概ね三年の

帝國軍制の沿革—陸軍軍制の沿革

後に平時編制を完了した。同二十九年都督部條例を制定し三都督を置き陸軍大、中將を以て之に親補す。

明治三十一年 元帥府を置き又監軍部を廢して教育總監部を置く。

明治三十三年 義和團の亂、臨時派遣隊(歩兵一大隊、騎兵一小隊、工兵一中隊)を第五師團に於て編成して先づ之を清國に派し、次で第五師團を動員し之に所要の部隊を配屬して出征。翌三十四年亂平ぎ諸隊凱旋。

明治三十七年 東京衛戍總督部條例が發布された。

明治三十七、八年 戰役は我が陸海軍共に曠古の偉勳を奏し能く交戰の目的を達し 皇威を四表に宣揚した。

而して該戰役に於ける我が軍の編制は二十七、八年戰役後改正の編制に據つてゐるが、作戰の進捗に伴ひ兵力を要すること愈々多く臨時に數多の部隊を編成した。其主なるものを

擧ぐれば野戰師團四師、後備師團二師、後備混成旅團七師、後備歩兵旅團六師及獨立重砲兵旅團一師等で、之より小なる部隊の臨時に編成せられたものは殆ど枚擧に遑かない。

役後平時の陸軍を擴張して十九師團となし尙騎兵二旅團、野砲兵一旅團、山砲兵三大隊、交通兵一旅團を増設し、要塞砲兵を重砲兵と改稱して其二旅團を新設。

大正元年 大正天皇踐祚に際し軍人に勅諭を賜ふ。

大正三年 世界大戰起り帝國は獨逸に對し戰を宣し、第十八師團を基幹とする攻城軍を派遣して青島を攻略。

大正五年 新に二師團増設に着手し、之を朝鮮に置き大正九年完成。  
大正七年 帝國は聯合與國と協調して西伯利地方に出兵し該地の治安維持に任じたが、同十一年派遣軍を撤去した。

帝國軍制の沿革—海軍軍政の沿革

大正九年 東京衛戍總督部及對島警備隊を廢す。又同年補充令を改定し大に人材登用の途を拓く。

大正十一年 世界大戰の結果我が陸軍も整理の必要を生じ、諸般の編制を改むると同時に、野砲兵三旅團司令部、野砲兵六聯隊、山砲兵一聯隊、重砲兵一大隊を廢し（人員約五萬四千、馬約一萬三千實に約五師團分）新に野戰重砲兵二旅團司令部、野戰重砲兵二聯隊、騎砲兵一大隊及飛行二大隊を設く。

大正十二年 平時編成の改正に伴ひ、種々軍備の整理を行ふ。此年東京警備司令部を設置す。

大正十四年 再び軍備整理の必要に迫られ、四師團司令部並之に伴ふ部隊其他若干を廢し（人員約三萬四千、馬約六千）戰車一隊、高射砲一聯隊飛行二聯隊、臺灣山砲兵一大隊等を新設し兵備の大整理を行ひ内容の充

實に力む。

昭和元年 今上天皇踐祚に際し陸、海軍人に勅諭を賜ふ。

昭和二年 徵兵令を改正し兵役法を制定せらる。

昭和三年 濟南事變、先づ第六師團を急派し次で第三師團を動員して之に交代せしめ以て居留民を保護せしめ同四年之を撤去した。

昭和六年九月 以降の滿洲事變及今次の支那事變に於ける皇軍の活躍は實に眼見しきものがあるが、目下其兵力沿革に關し公表を憚るものがあるから記述しない。たゞ陸軍では緊迫せる國際情勢に對應するため、昭和十二年度豫算編成に際し新國防充實計畫を立て、總額約十四億圓、六ヶ年繼續の豫算成立、愈々本格的恒久的軍備充實に邁進する事となつた。（詳細は財政の部參照）

海軍軍政の沿革

（陸軍と共通せる事項を除く）

神武天皇東征の記録中舟師を率ゐ給ふた話あり、又神功皇后の朝鮮を征し給ふや舟師を聯ねられたことが傳へられるが其制は明かではない。大寶の制中兵部省の管下に主船司といふのがあつたが水軍の組織に關しては審ではない。又聖武、孝謙の二朝北陽、山陰、山陽、南海等の諸國に命じて兵船を造らしめられたが其用ひられたことを聞かず。降つて源平の戦に至り始めて水戰の事が出てゐるが、海軍を平時から準備した模様はない。

鎌倉幕府の制度中海戰事務を掌るを船奉行と謂ひ、其子孫世襲して船手衆と稱した。足利時代の末葉に至り此等の輩が私に支那沿岸又は南洋諸島を侵略し武威を擅にして、八幡船或は倭寇等と稱せられるのがそれである。

豊臣秀吉朝鮮征伐に際し船奉行を置き

水軍を指揮せしめたが、徳川幕府は大船の製造を禁じ鎖國主義を勵行した結果、我が國海軍の發達は茲に大頓挫を來した。而して同幕府の末葉歐米の艦船頻りに我が沿岸に出没し海内爲に騒然是に於て天下長夜の夢覺めて幕府は嘉永六年船艦を關國に購ひ、安政元年大艦製造の禁を解くと同時に人を外國に遣はして海軍兵法を學ばしめ、安政二年長崎に海軍練習所を置いた。次で文久二年内地に於て軍艦を製造し、諸藩亦之に倣ふに至り、茲に近世海軍の萌芽を見るに至つた。

將軍慶喜大政を奉還せる結果、鳥羽、伏見及江戸の争亂があり、奥羽征討、函館戰爭を経て明治維新の大業成る。就中函館戰爭は朝、暮共に海軍を有し陸、海軍の協同作戰を現出した。

明治三年 英國の式を對酌採用して諸藩兵式の統一を期す。  
明治五年 兵部省を廢し始めて陸軍省、海軍省を分置す。

帝國軍制の沿革—海軍軍制の沿革

當時に於ける帝國軍艦は鋼鐵、木製大小合して僅に十七隻、排水噸數一萬三千八百噸に過ぎなかつたが、爾來年と共に漸次勢力の擴張に勉めた。

明治六年 提督府廳を假に海軍省内に置く。

明治八年 諸艦船を東西兩部に分ち、東京灣及長崎港を以て各部の常船地と爲し、翌九年始めて東海、西海に鎮守府を置き、東海鎮守府を横濱に假設し、從來の提督府を廢す（西海鎮守府は實設を見ず）。

明治十七年 東海鎮守府を横須賀鎮守府と改稱し鎮守府の軍制を定む。

明治十九年 帝國の海岸及海面を五海軍區に分ち、各區に鎮守府又軍港を設けられた。

明治二十二年 海兵團を各鎮守府所在地に設け、諸軍艦を鎮守府に分屬し、且軍港及要港に水雷隊を置く。

明治二十六年 海軍司令部を置く。

明治二十七年、八年 戰役の起れる當時我が海軍の勢力は軍艦三十一隻（排水噸數五萬九千八百噸）水雷艇二十四隻にして略々勢力匹敵せる清國海軍と戦ひて大捷を博し敵艦十七隻を收容す。

明治三十六年 海軍區を四海軍區に定む。  
明治三十七年 日露戰前に於ける我が海軍の勢力は軍艦（驅逐艦を含む）七十六隻（排水噸數二十五萬八千噸）、水雷艇七十六隻を算し戰役の結果二十一隻（十三萬八千噸）を收容し又我が軍艦十九隻（四萬六千噸）を失ふ。

明治四十三年 朝鮮合併の結果海軍區を五海軍區と爲し新に鎮海を以て軍港となす。  
大正二年 本年末に於ける我が海軍の勢力は排水噸數殆ど六十五萬噸に達す。

大正三年 日獨戰端を開くや我が海軍は青島を封鎖し、且南洋方面並北米沿岸に出動し東洋に於ける敵海軍を驅逐

し、更に地中海にも活動して聯合軍に協力した。

大正十一年 華府會議の結果、英、米、日三國主力艦の比率を五—五—三となつたので、爾後之に基き逐次所要の整理を行つた。

大正十二年 海軍區を三海軍區に改め（鎮守府所在地横須賀、吳、佐世保）、別に關東州の海岸及海面を關東海軍區となし佐世保鎮守府をして、南洋委任統治區域の海岸海面を南洋海軍區となし横須賀鎮守府をして夫々之を管せしめた。

昭和二年 日、英、米の三國壽府に會議を開き海軍軍備に關する協定を行つたが、何等の決定を見なかつた。

昭和四年 日、英、米、佛、伊の五國倫敦に會議を開き英、米、日三國補助艦の比率を大約一〇—一〇—七弱（潜水艦に限り三國同等にして約五萬二千噸）として條約を締結した。

昭和六年 滿洲事變勃發、次で七年三月戦火上海に及ぶや水陸空の諸隊の活躍により武威を輝かした。

昭和十年 十二月倫敦に於て華府會議を脱退し、帝國独自の海軍建設に邁進してゐる。

而して本大事變に於ては陸に海に空に其勢威を發揮しつゝある。

### 帝國國軍の現制

わが國軍は萬世一系の 天皇親しく統率し給ふところ皇威を發揚し國家を保護するため、學國皆兵の主義によつて成立してゐることは建國の歴史と國體とに徴し、また憲法の條章に照して明である。帝國憲法第十一條に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示し、もつて國軍の統帥は一至尊の大權であつて専ら帷幄の大命に屬することを示し、同第十二條に「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して編制權の所在を明にしました同第二

十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定めもつて國民皆兵の制を確立して居る。

〔統帥權〕 憲法第十一條「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」に依り統帥大權は専ら帷幄の大命に屬し、一般國務の範圍外に在る。即ち國軍を指揮命令するは一天皇の統帥大權に存し、帷幄の補佐機關の外は行政機關、立法機關等何れの干與をも許さざるの趣旨を明にし、以て統帥權を不羈獨立の地位に置いたものである。蓋し統帥の事たる、兵馬の統一は建國以來帷幄の大命であつて、その施行は迅速且つ機密を必要とし國家政務に左右せらるゝが如きは戰機を逸するがためである。

〔編制權〕 憲法第十二條「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」はいはゆる編制大權であつて、伊藤博文の憲法義解によれば「軍隊艦隊ノ編制及管區方面ヨリ兵器ノ使用給與、軍人ノ教育、檢閲、紀律、禮式、服制、衛戍、城塞及海防、

守港、出師準備ノ類皆其中ニ在ルナリ」とあつて編制權は國軍を建設し之を管理維持する作用を總稱し、その範圍はすこぶる廣汎である。而して之が施行に當つては國務大臣たる陸海軍大臣はその輔弼の實に任ずるも、議會の干渉を受くべきものでない。この點、一般統治大權の施行と其趣を異にするところであるが、議會の豫算議定權により間接の制限をうけることはある。

〔統帥權と編制權との關係〕 統帥權の作用と編制權の作用とはその本質上密接不離の關係にあつて、明確にその分界を附し難きものがある。かつ、軍務には機密に屬する事項が多い故、統帥、編制の兩大權は共に一途に出で、統帥權は勿論編制權もまた一般政務の外に超越してゐるのが國防上の理想とするところであり、わが制度の精神は正にこの理想に適合したるものである。從て統帥及軍機に屬する事項は、閣議を経ることなく、直

### 帝國軍制の沿革—帝國國軍の現制

謀の軍務中央機關より上奏するを得ることとせられてある。これが、所謂、帷幄上奏である。この場合に限り軍務大臣は統帥參與の機關といふ特殊の地位にあつて輔弼の實に任ずるものとなつてゐる。帷幄上奏といふ名稱は法文上に存してゐるのではない。軍部より 天皇に上奏することを戰陣に因んで帷幄といふ文字を冠稱したに過ぎない。

參謀總長、教育總監、海軍軍令部長等の行ふ上奏は國防用兵又は軍隊、艦隊に對する指揮命令に關する事項であつて、全然一般國務に關係を有しない。世上所謂、帷幄上奏なるものは主として、陸海軍大臣の行ふものであつて、内閣官制第七條所掲の「事ノ軍機ニ係リ上奏スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下附セラシムルノ件ヲ除ク外陸軍大臣、海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告スヘシ」に該當する事項をさすものであつて、これは内閣制度の特例であり、他の各省大臣とその

地位を異にする點である。

國軍の編制は 至尊の親專せらるべき大權事項に屬すとは雖も、その作用は統帥權も其の趣を異にし平戰兩時を通じ一般國務と密接なる關係を有し、軍人軍屬以外の一般國民に直接作用する所が少なくない（統帥權は戰時若しくは事變の場合の外直接國民に作用する所はない）且財務の之に伴ふものも極めて多く、兵役、軍需工業動員、徴發、軍事司法の如き國民の權利義務に關係ある事項、裝備其他の財務に關する事項等は一般の國家統治權作用による所が多い。

統帥權作用及編制權作用の一部を軍令といひ、之に干與する機關を統帥機關或は軍令機關と稱す。

統帥權、編制權、軍事司法權三者の作用を除く軍務を、一般に軍事行政といひ編制權作用の大部と軍事行政とを合して軍政と稱す。而して軍政には陸海軍大臣の輔弼により親裁し給ふものと、他の行

政機關を介して行はせ給ふものがある。

軍政に關與する軍務行政機關を軍政機關、軍事司法に干與する軍務機關を軍事司法機關といつてをる。

〔軍制の制定〕 軍制は國家制度の一部であるから、軍事法規となつて實現する。而して其内容が一般の國務に屬するものは、一般の手續及形式に従ひ、然らざるもの(統帥關係事項)は特別の手續と形式とを以てする。即ち前者にあつては憲法に依り法律の形式に依るを必要とする法規(例へば兵役法)は一般立法の手續に従ひ、帝國議會の協賛を経て御裁可を仰ぎ、また勅令の形式に依るを要する事項(例へば武官の官等、進級、任免の規定)は閣議を経て御裁可を仰ぎ、制定公布せらるゝものである。然るに後者は全然之とその趣を異にし、議會の協賛若しくは閣議を経ることなく陸海軍大臣より直に上奏し御裁可を仰ぎ制定せられる

ものであつて「軍令」なる形式を以て施行せられる。即ち「軍令」は「陸海軍ノ統帥ニ關シ勅定ヲ經タル規程」である。〔軍令の特色〕 軍令はその制定の手續きを異にする外、左の如き特色を有してゐる。

- 一 軍令の形式を採る法規は統帥に關する事項に限る。從て其適用を受くべき者は軍隊及現に軍の構成分子たる軍人に適用せらるゝを原則とする。但し戰時又は事變の場合に於ては國民を支配することを得。
- 二 法律勅令には必ず内閣總理大臣及主務大臣(又は關係國務大臣)の副署を必要とするが、軍令には陸軍大臣又は海軍大臣或は陸海軍大臣のみ副署する。
- 三 法律勅令は必ず公布せらるべきものであるが、軍令には公布せられないものもある。
- 四 一般の法規は公布の日より滿二十日を経て之を施行するを本則とするが、

軍令は即日施行を以て原則とする。

〔統帥命令と軍令との關係〕 統帥命令は直接軍隊の行動を律すべき統帥の本體である。故に其發動は何人と雖之を妨ぐるを許さない。しかも此の命令は筆記或は口達を以て傳宣せらるゝものであつて單に統帥機關の長ばかりでなく、苟も將校は特旨を奉ずるときは、皆之が傳宣の任に膺ることを得。從て統帥命令は其の本質上、其傳宣奉行に關して一定の條規形成を設けることがない。ところが所謂「軍令」は兵を運用する純統帥命令ではなくて、統帥の本體即ち統帥命令より發源したる勅定規程であつて、陸海軍大臣の副署を具へ、陸軍部内(海軍部内)にのみ布達すべき性質のものであつても、其創議上奏を參謀總長(軍令部長)よりすると、教育總監よりするとに論なく、凡て陸軍大臣(海軍大臣)が奉行傳宣するを主旨とする。軍令並軍政命令に關する形式は左の如くである。

其一 軍令

軍令 號。公示スヘキ軍令中陸海軍ニ共通スルモノノ發布ニ使用ス  
軍令陸(海)號。公示スヘキ軍令中陸軍(海軍)ニノミ關スル諸條例、諸規則、操典、教令、教範類ノ發布ニ使用ス  
軍令陸(海)甲號。公示セサル軍令中機密事項即ち動員計畫戰時編制等ノ發布ニ使用ス  
軍令陸(海)乙號。公示セサル軍令中機密事項即ち平時編制、勤務令等ノ發布ニ使用ス

其二 軍政令

勅令 省令、訓令、告示。  
陸達 號。公示スヘキ軍政令達事項中主トシテ部隊、官衙、學校ニ關スル諸規則又ハ諸細則其他概ネ永久ニ屬スル軍政令達ニ使用ス

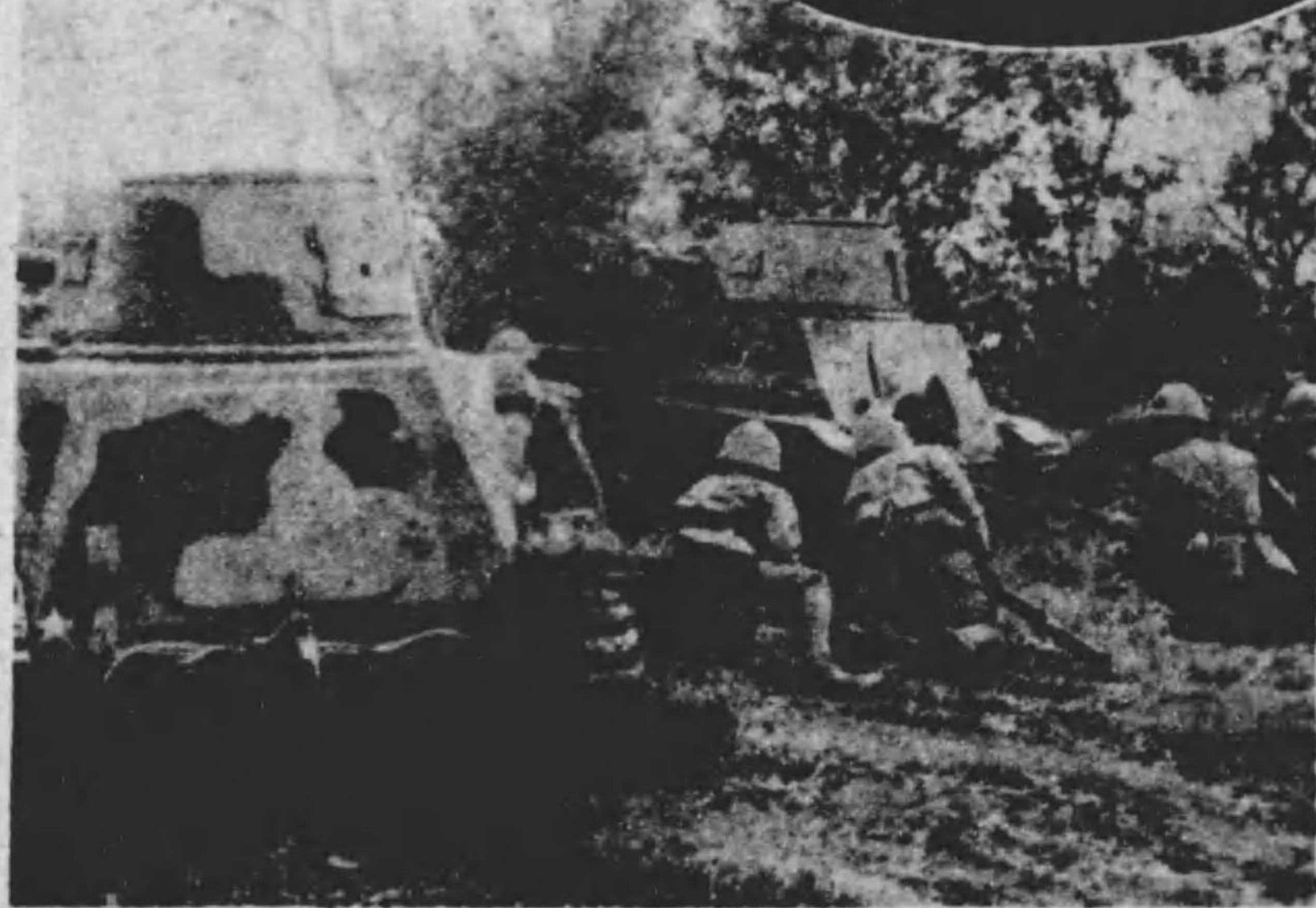
其三 軍政及軍令ノ系統ニ關スル事項ノ令達、通牒、訓令等

陸機密 號。軍政及軍令ノ系統ニ屬スル機密事項ノ令達、通牒及照覆ニ使用ス  
陸普 號。軍政及軍令ノ系統ニ屬スルモノニシテ機密、秘密ヲ要セサル事項ノ令達、通牒及照覆ニ使用ス、但軍政令達事項ハ主トシテ一時的ノモノニ限ル  
陸訓 號。軍政及軍令ニ關係アル訓令(其一ノモノヲ除ク)訓示、内訓等ノ事項ニ使用ス  
但機密、秘密、普通事項ニ共通ス

感狀

軍人戰地に於て左の各號に該當する行爲あるとき、軍司令官、獨立師團長、司令長官、獨立司令官、其他大本營に直屬する團隊長之を授與し其功績を表彰す。又軍隊、艦艇として行動し之に相當する功績ありたるときは、其軍隊、艦艇に授與することを得。  
1、敵前に於て拔群の勳功を顯し其行爲軍人の模範とすべきとき  
2、特別の任務を負ひ、危險を冒して敵前に行動し依りて我軍に勝利を得しめたるとき  
3、戰團中長官の危急を救ひ、或は敵の將官を生擒し又は軍旗を奪取したるとき  
4、前各號に準すべき拔群なる武功ありたるとき

皇軍の突撃三態



專賣特許の殺菌劑  
 クロールカルバクロー  
 ルーモチドール  
 合配



ムシ歯や口臭を防ぐばかりでなく、結核や悪疫の豫防から云つても齒磨は重大な役目をもつてゐます。下表に御注意!

殺菌劑セル配合ニ磨齒クラブ

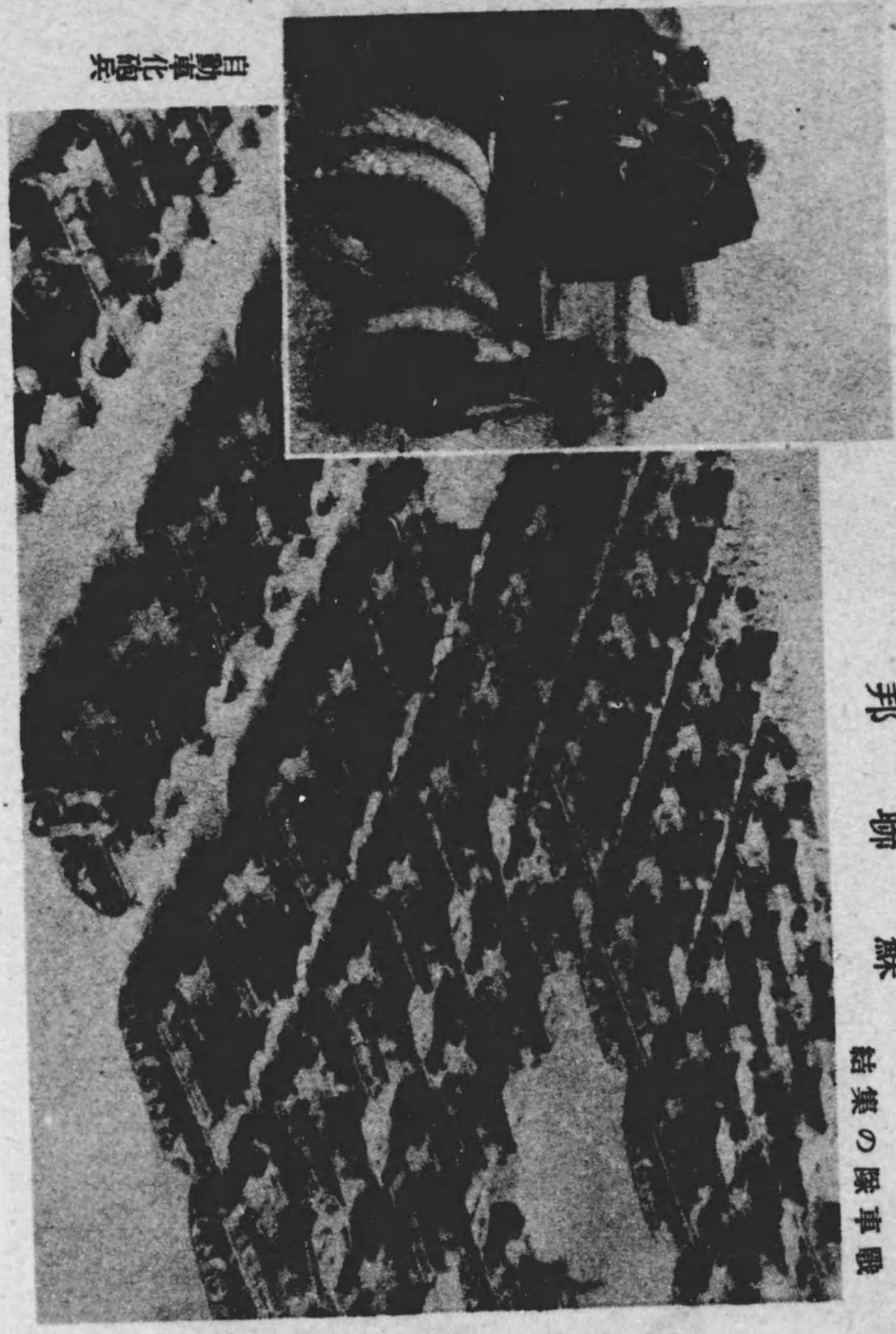
クロールカルバクロール 併用劑ノ殺菌力  
 ヨ・ドチモール

	500倍 稀釋液	1,000倍 稀釋液	5,000倍 稀釋液	10,000倍 稀釋液	
ナフス菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	一〇〇〇倍乃至五〇、〇〇〇倍稀釋液ニテモ細菌ノ繁殖ニ依リテハ完全ニ死滅スルモ、ニテハ省時ス
葡萄狀球菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
連鎖狀球菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
大腸菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
肺炎双球菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
假性デフテリア菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
加答兒性球菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
結核菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
乳酸菌類	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	
其他ノ腐敗菌	完全死滅	完全死滅	完全死滅	完全死滅	

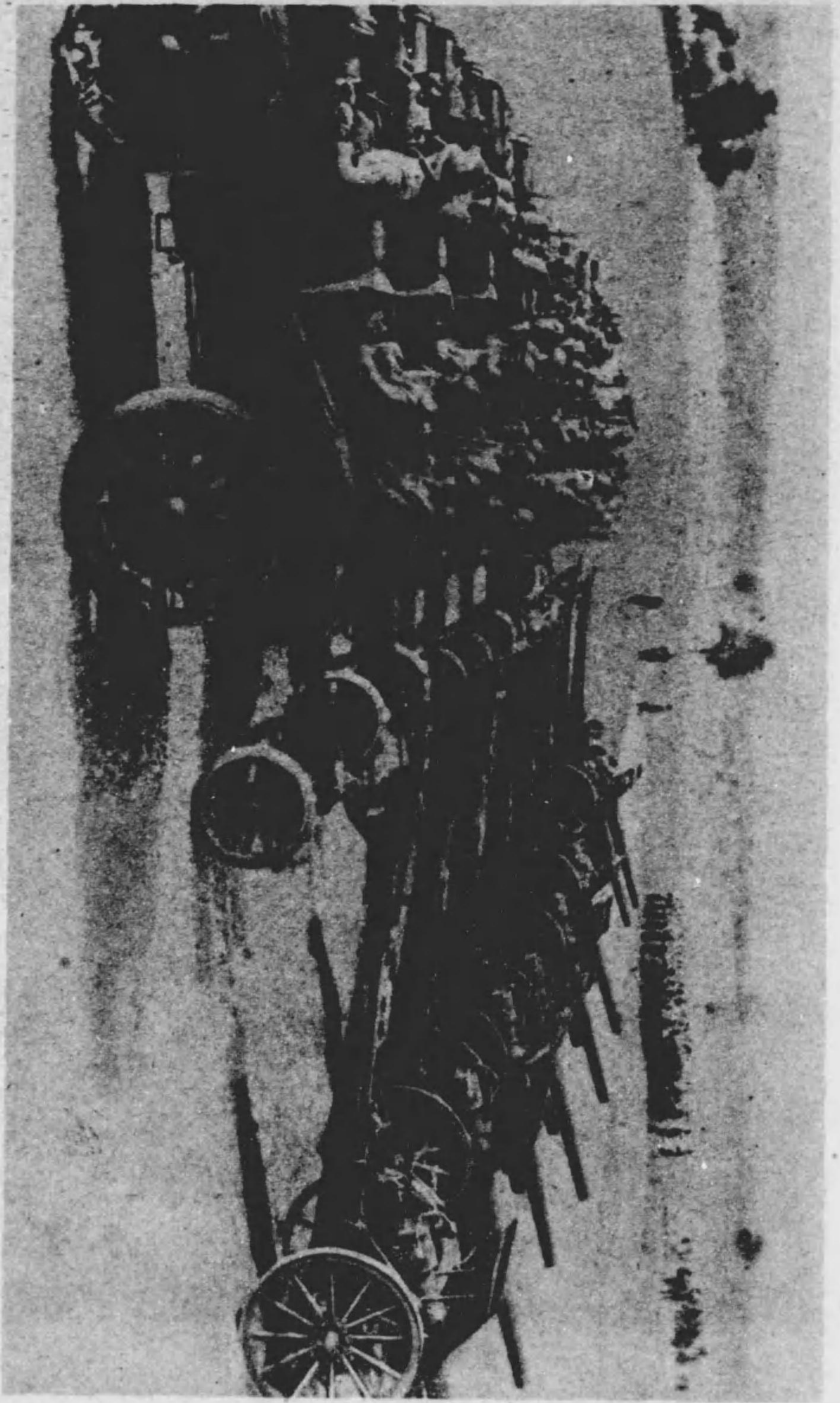
上記ニ於ケルガ如ク驚嘆ニ價スル殺菌力ヲ有シ、何等ノ副作用ナキノミナラズ嚙下スルモ寧ロ驅蟲劑ノ効ヲ奏ス

用藥  
**クラブ磨齒**

邦 聯 蘇  
結集の隊車戦



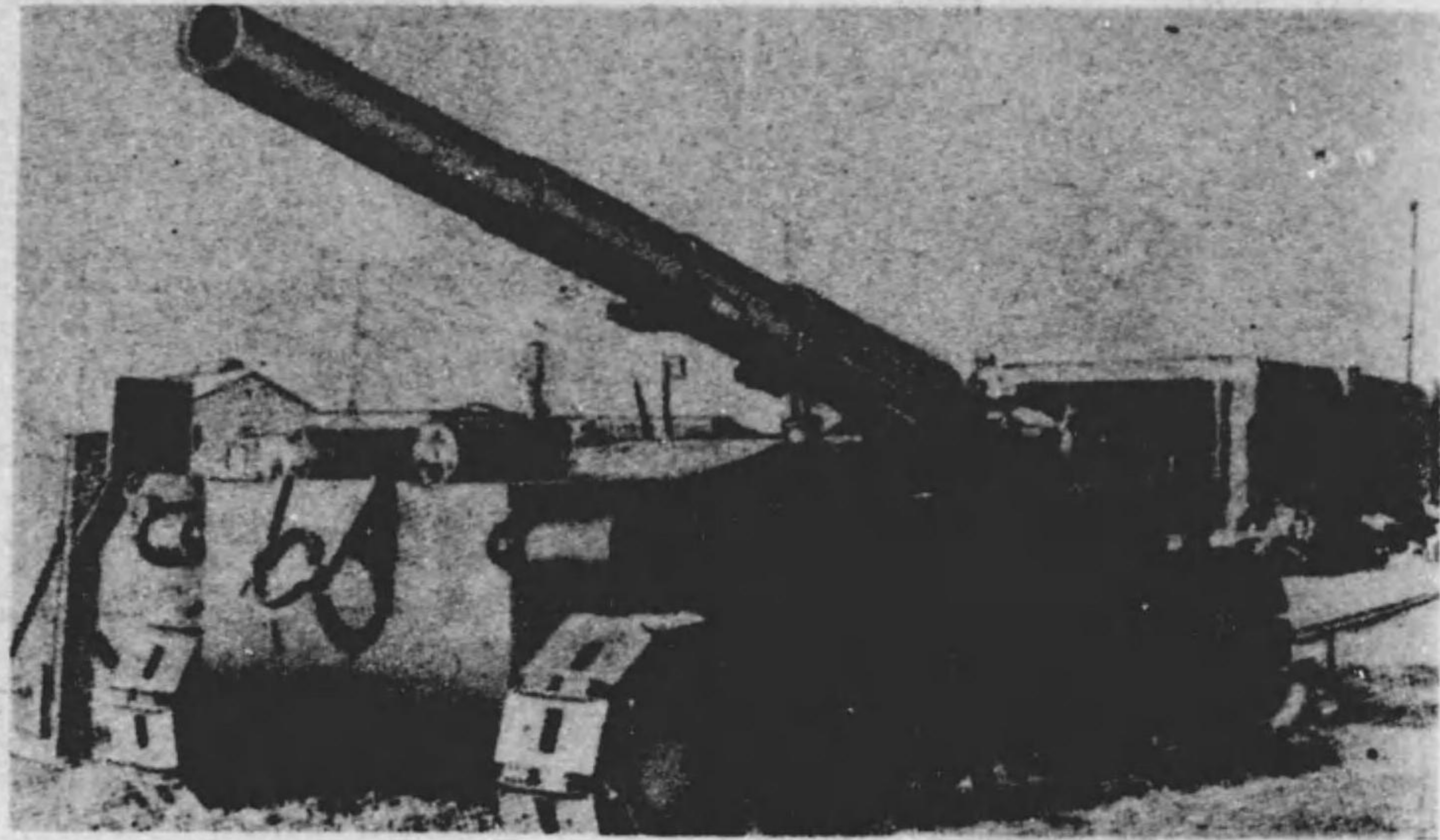
自動車化砲兵



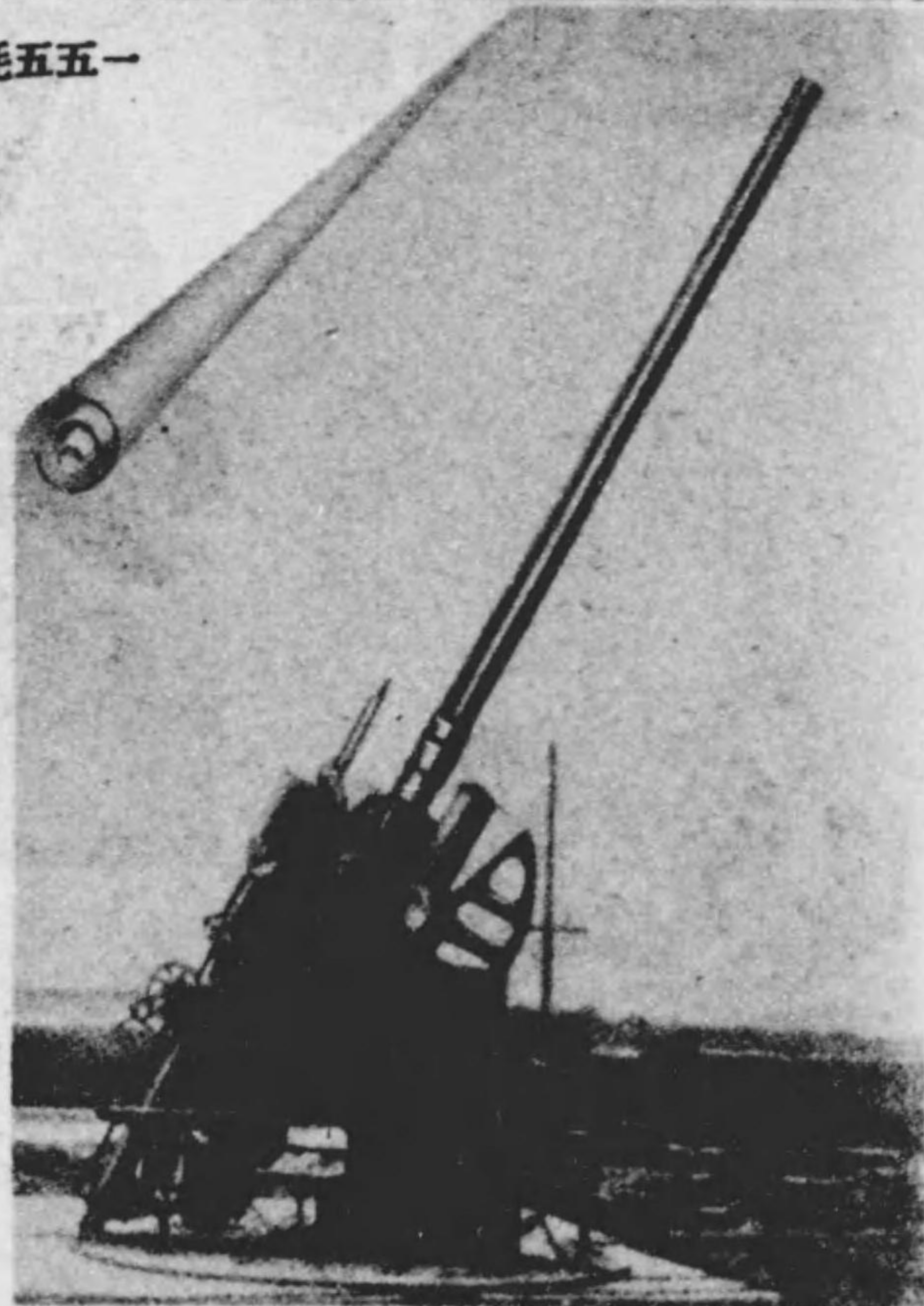
隊砲重戦野利太伊



國 米

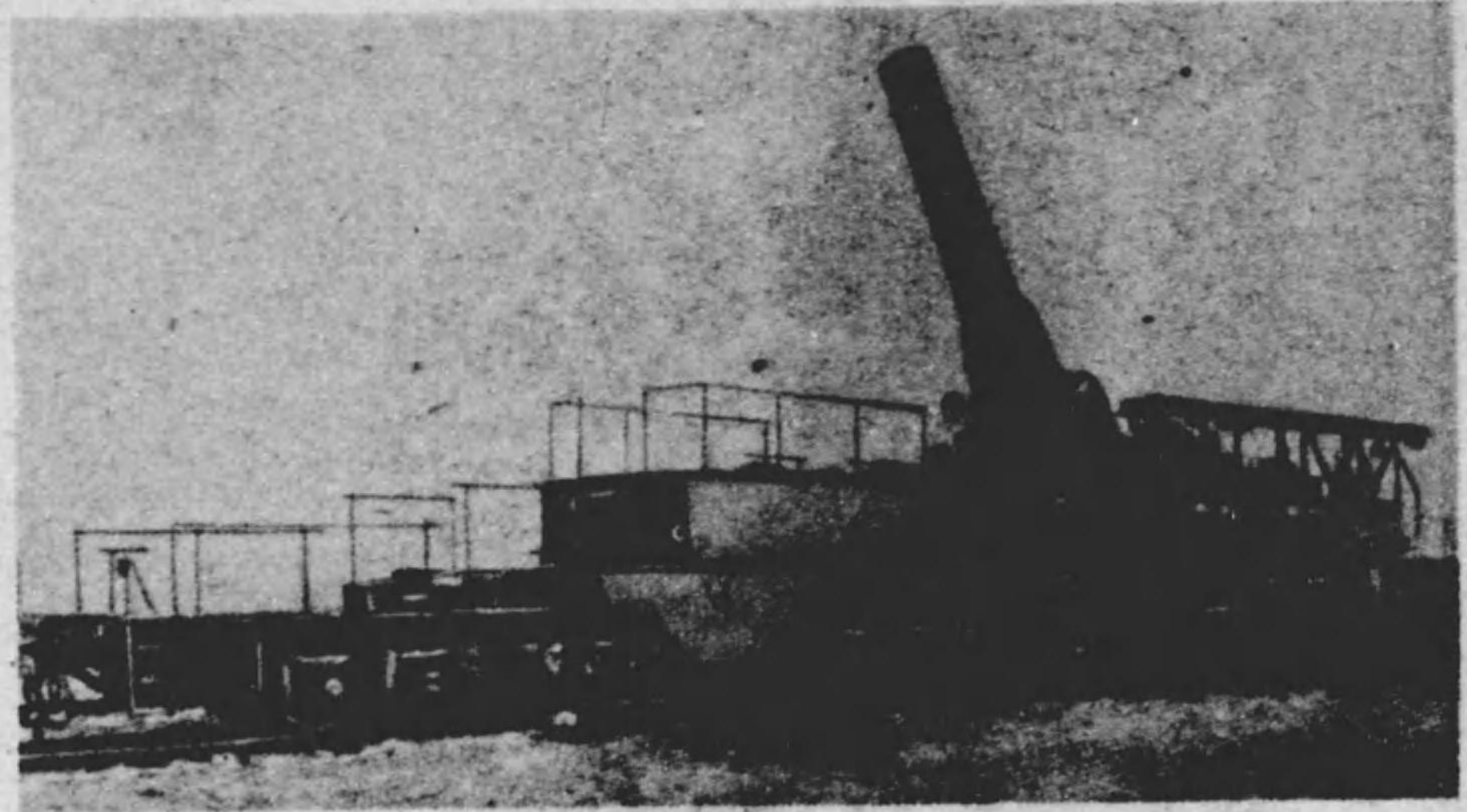


架砲用併軌輪耗五五一

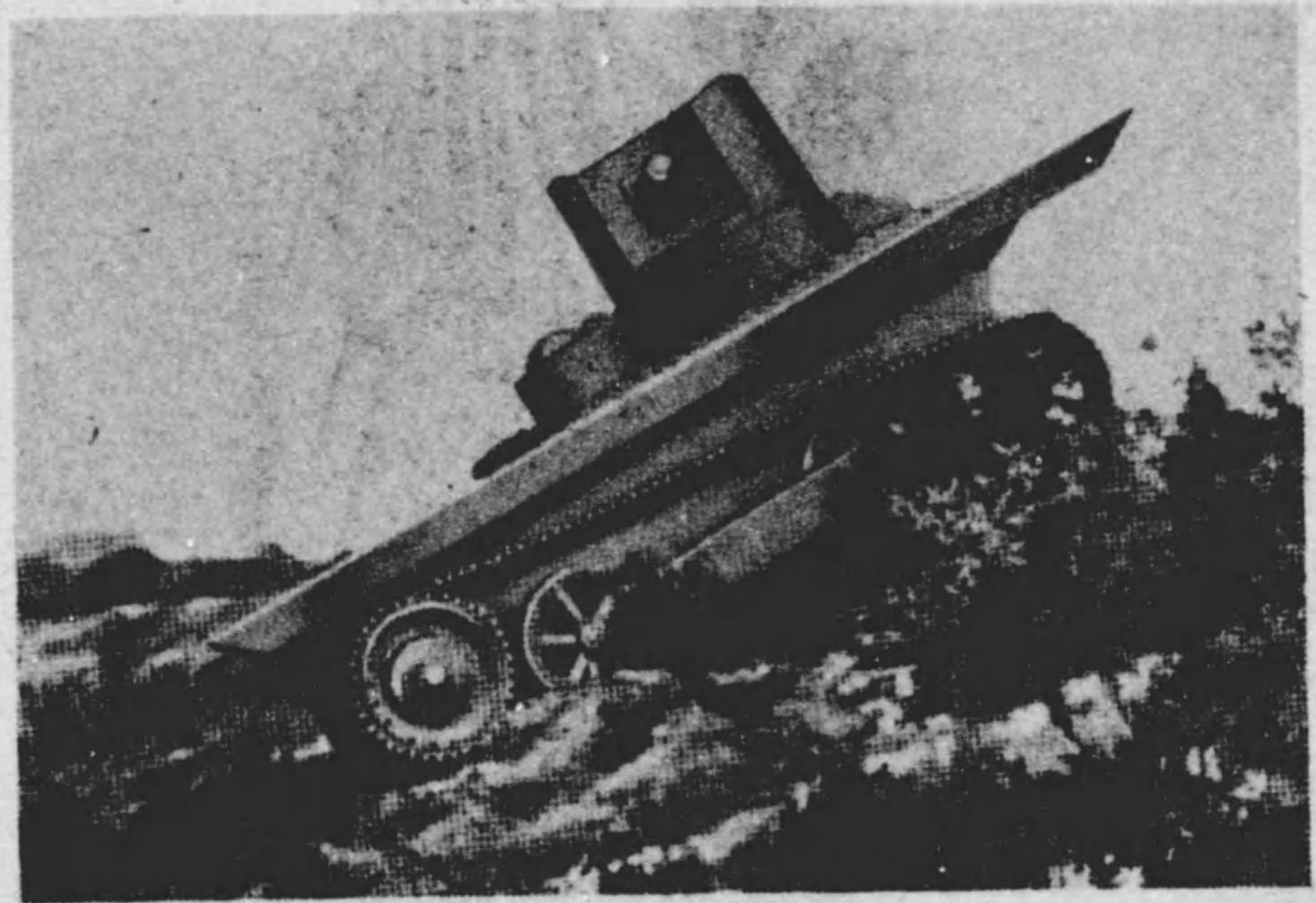


一〇・五機對空砲

國 英

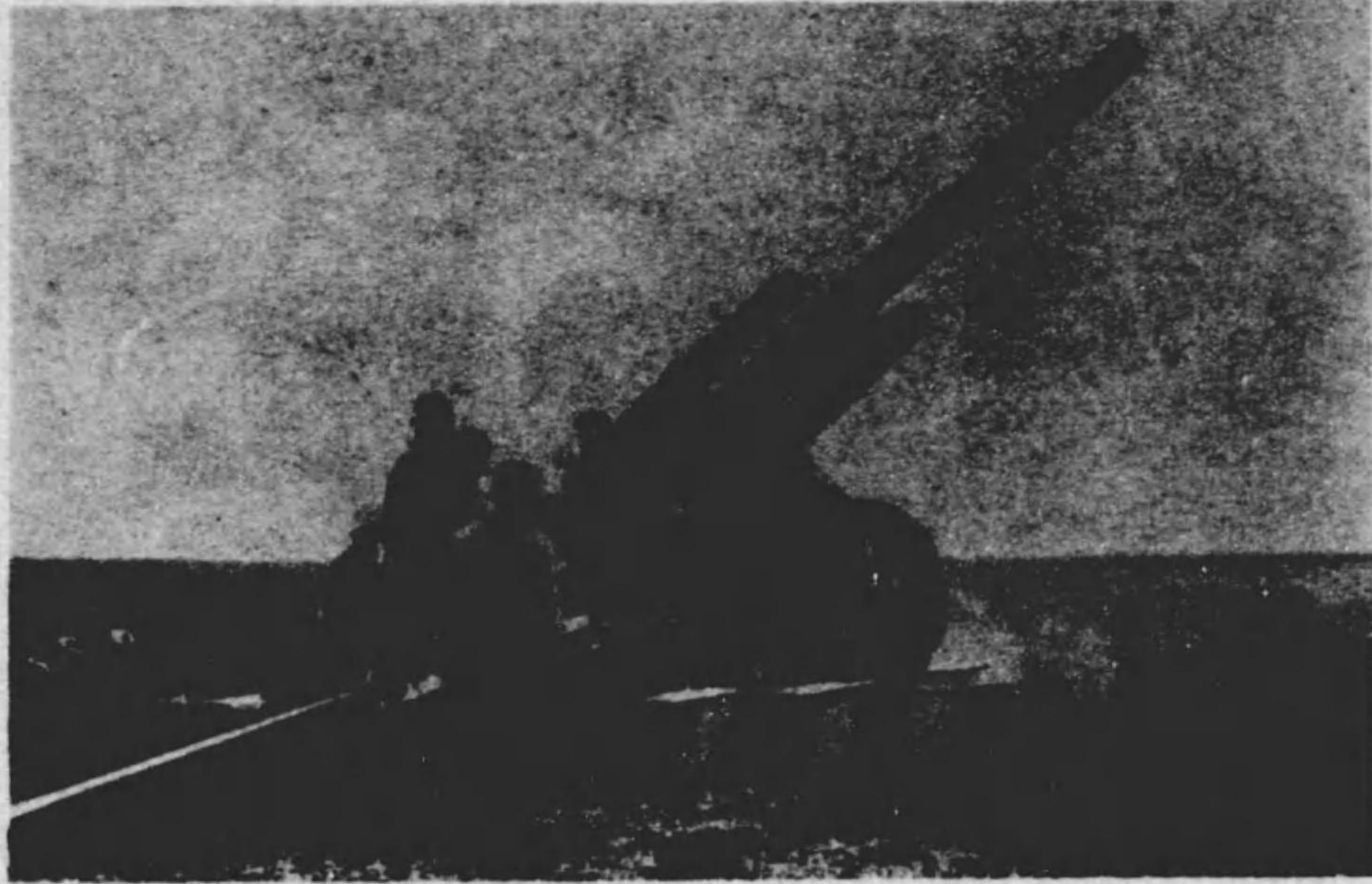


砲車列槽二五

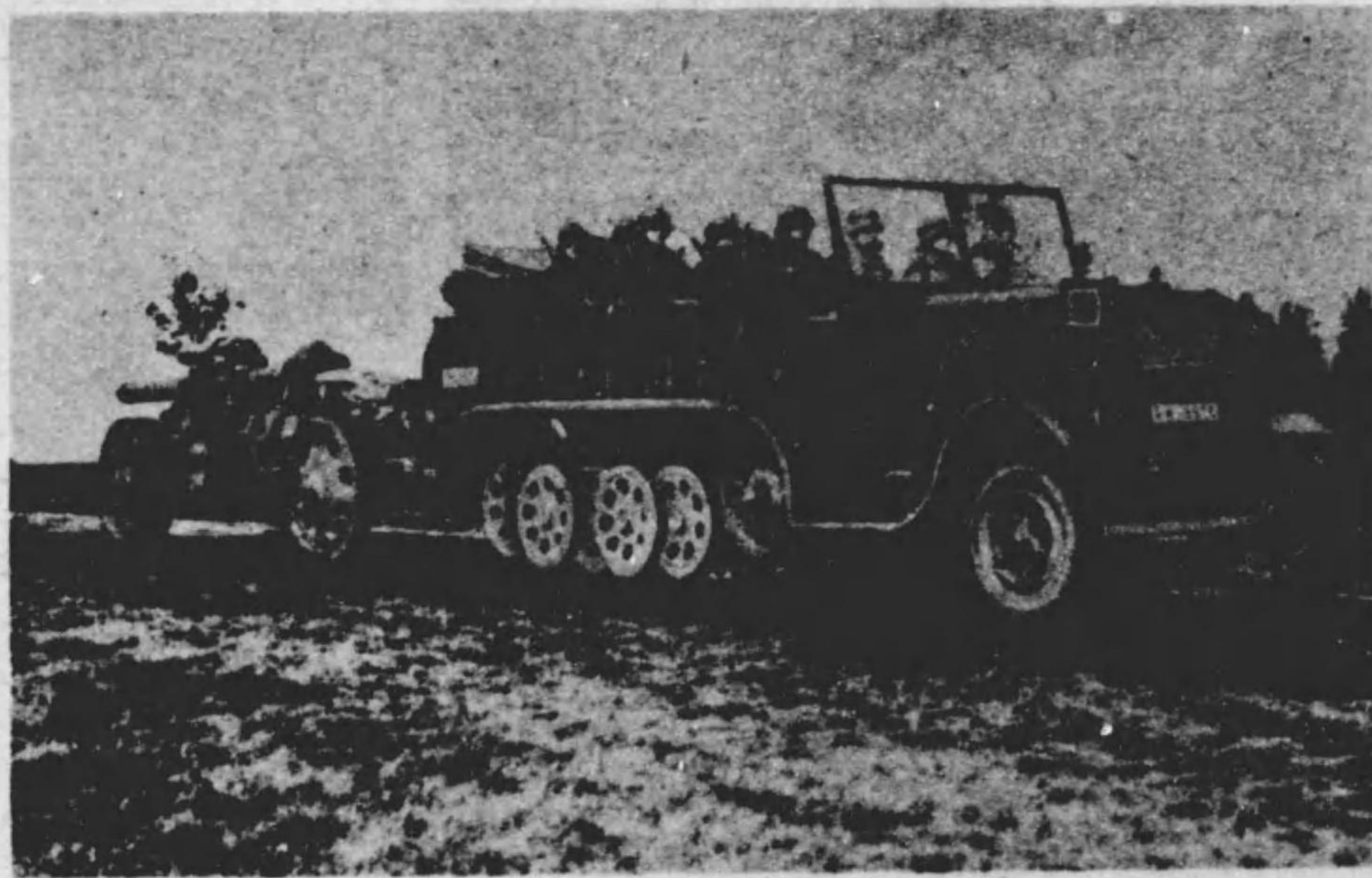


車戰用兩陸水

逸 獨

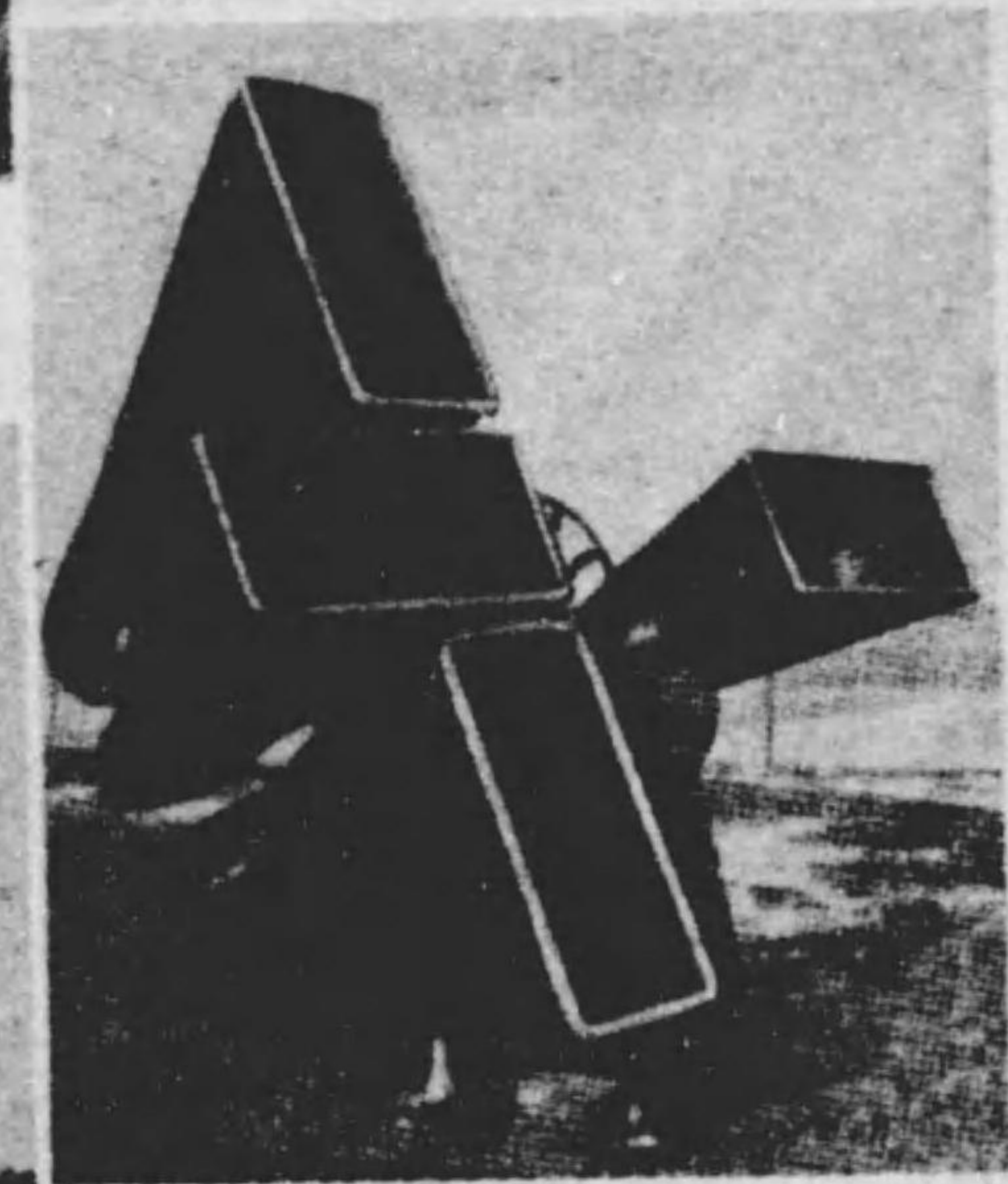
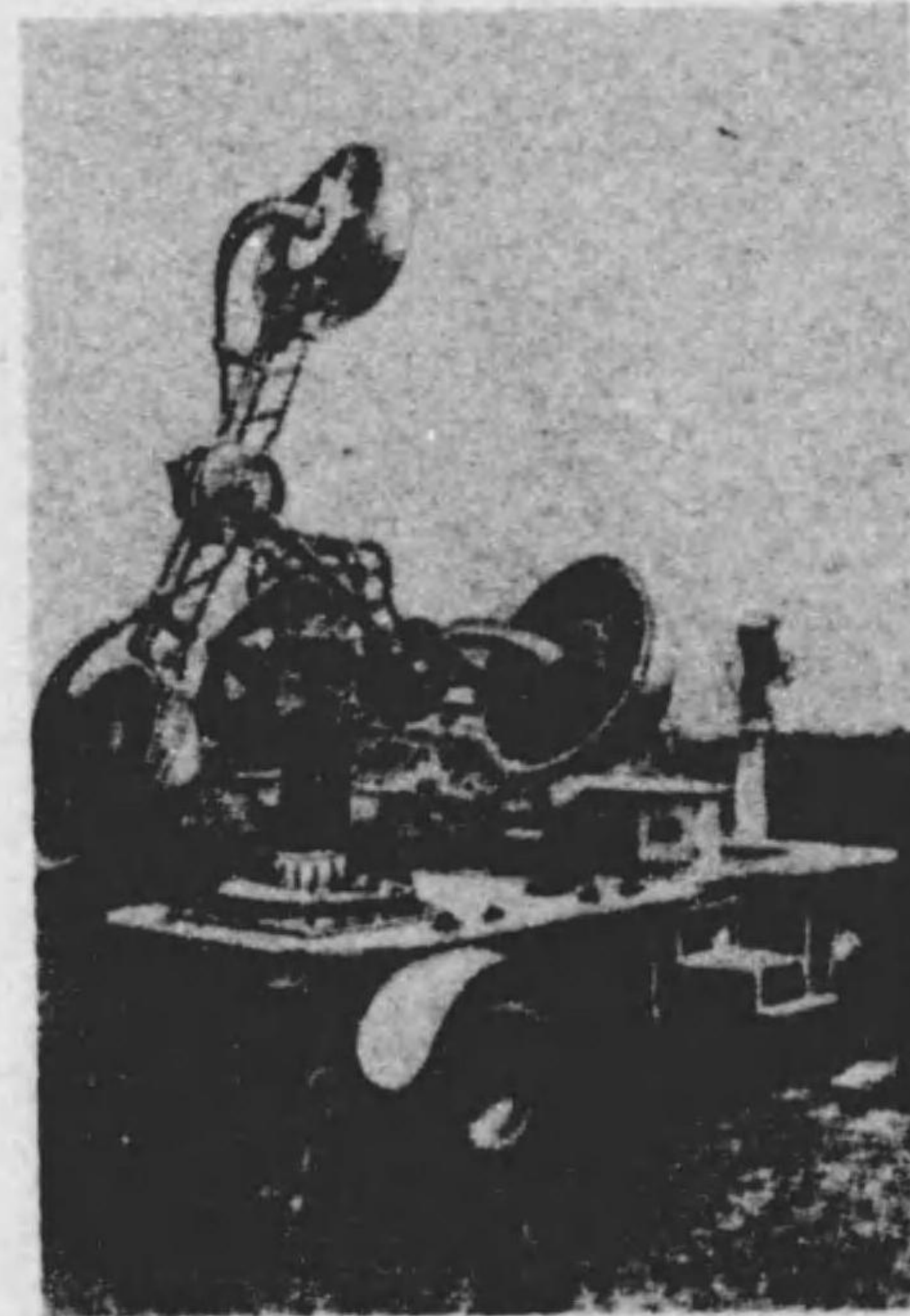


砲 射 高



兵 砲 化 械 機

國 佛



機 音 聽 型 新 種 各

廣  
告

はに蓄貯の様子おい愛可

# 富國徴兵



富國徴兵保險相互會社

社長 根津嘉一郎

本東社 比谷

一四一



チエコスロバキア機械化部隊



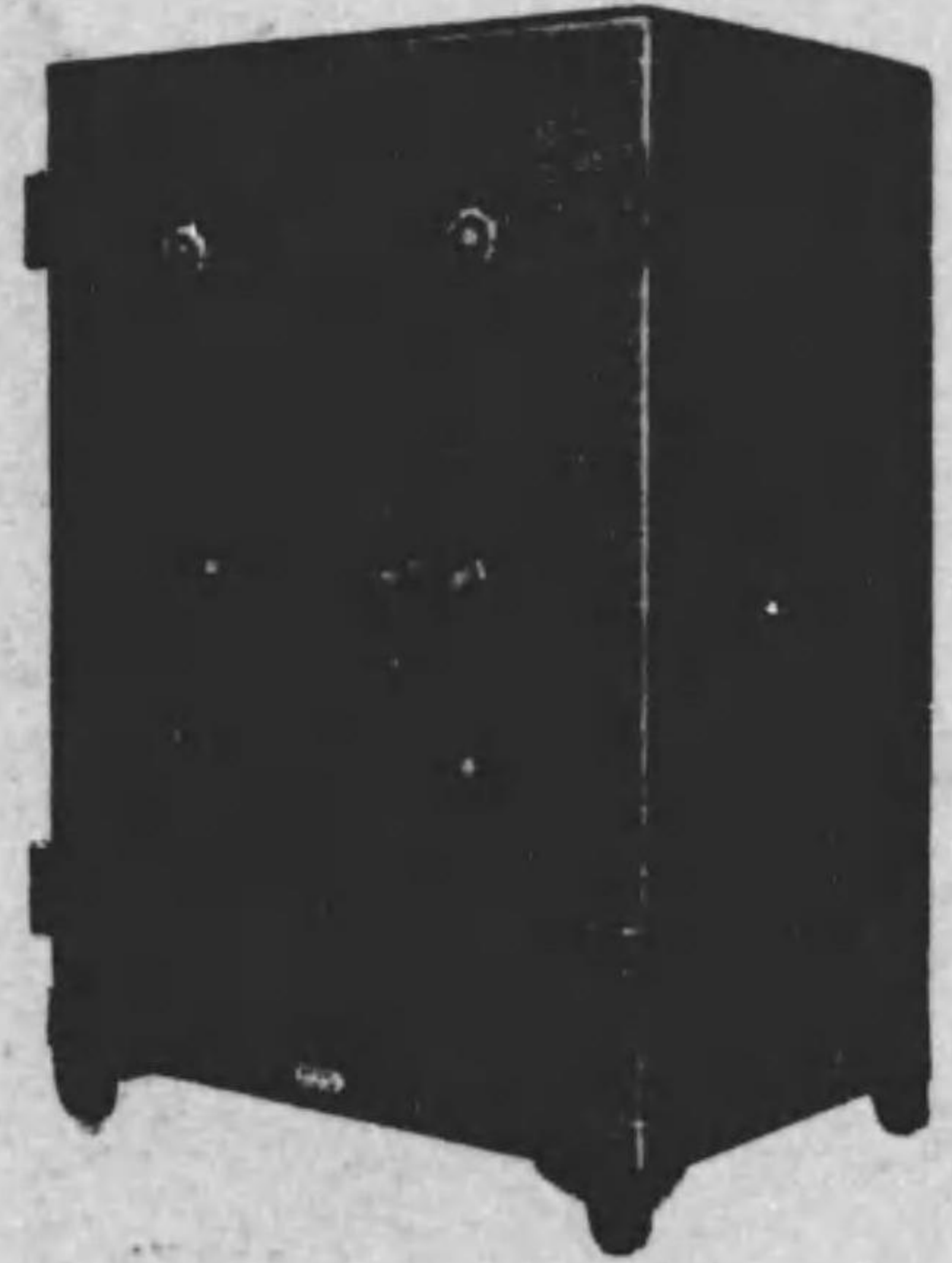
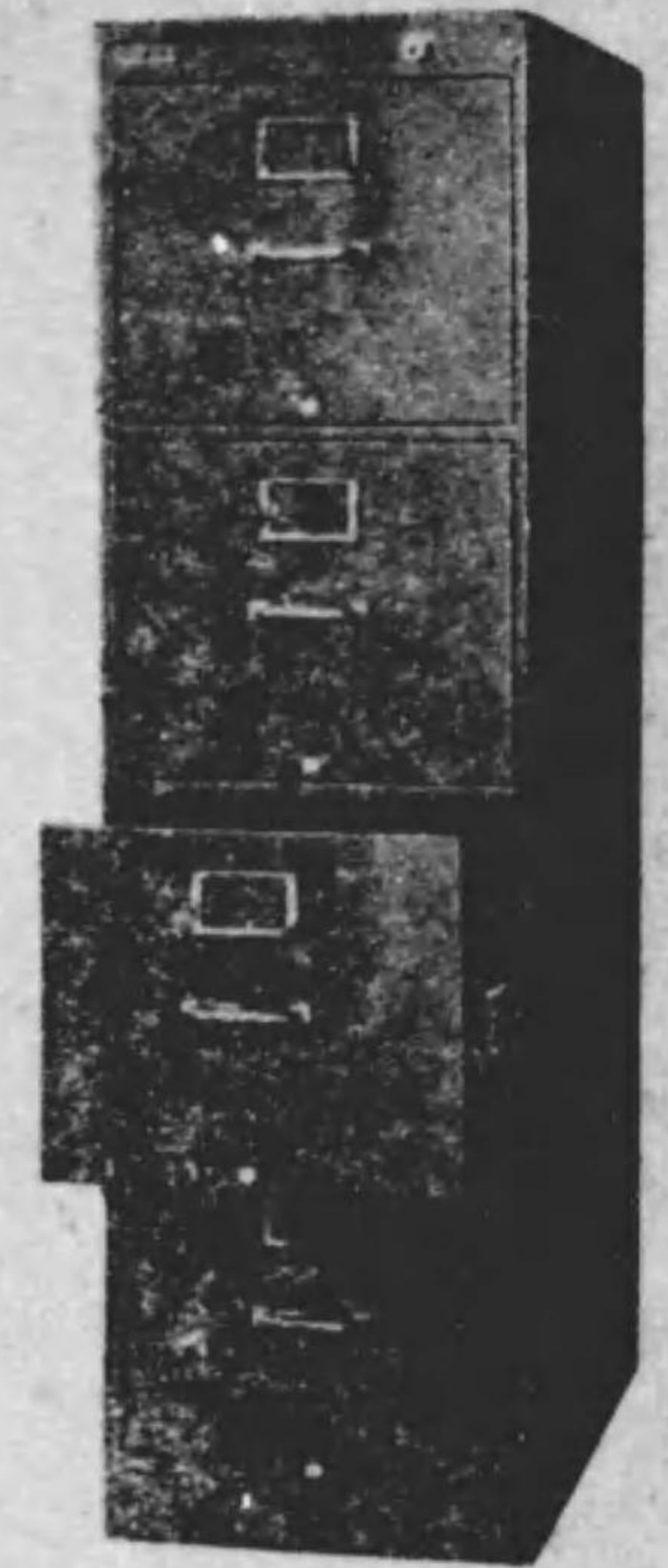
ベルギー重機關銃隊

近代化する小國陸軍

# 佐倉金庫

オール・スチール  
金庫元祖  
特別品  
官省特指  
御定

## 鋼鐵家具



營業科目  
鋼陸金鋼  
鐵海庫鐵  
工軍防家  
業軍火具  
一需鐵  
式品扉類

東京市京橋區西八丁堀二丁目六番地  
**佐倉鋼鐵工業株式會社**

電話京橋(56) 1334・2331・2332・2334

銀座支店 東京市京橋區銀座5丁目3番地  
電話銀座(57) 1429・1430

大阪支店 大阪市東區唐物町2丁目8番地  
電話船場 3064・3640

### 帝國陸軍

#### 統帥機關(軍令機關)

統帥に關する中央統帥機關は平時に於ては參謀本部、其長官は參謀總長、戰時に於ては 天皇の大勳下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す。參謀總長は天皇に直隸し軍令部總長と共に各々其幕僚に長として帷幄の機務に奉仕し作戰に參畫し終局の目的に趨へ陸海兩軍の樂應協同を圖るを任とす。(三五四頁參照)  
即ち平時に於ては内外の軍事、地理、資源、運輸、交通等を調査して國防用兵に關する計畫を立案し、戰時にありては大命を奉じて此計畫の實施に當るものなり。然りと雖軍の統率は大元帥として天皇の親裁あらせらるゝところにて參謀

帝國陸軍—統帥機關(軍令機關)

總長の管掌する能はざるところとす。戰時は作戰の遂行をして遺憾なからしむるため軍令、軍政共に一途に統轄するを要するを以て作戰軍に關する軍政は大本營に合從せらるゝものとす。

〔官衙〕  
參謀本部(東京市麹町區永田町)  
國防及用兵の事を掌る所にして參謀總長(陸軍大、中將を以て之に親補す)は天皇に直隸し、帷幄の軍務に參畫し、國防及用兵に關する計畫を掌り、參謀本部を統轄す。

〔歴代參謀總長〕  
熈仁親王、彰仁親王、川上操六、大山巖、山縣有朋、兒玉源太郎、奧保鞏、長谷川好道、上原勇作、河合操、鈴木莊六

金谷範三、載仁親王  
〔參謀總長の管轄する官衙學校〕  
陸地測量部(東京市麹町區永田町)  
陸地測量を施行し兵要地圖及一般の國用に充つべき内國圖を製造修正し、其他量地に關する事を掌る所にて陸地測量官の養成をも行ふ。

陸軍大學校(東京市赤坂區青山北町一)  
將校に高等用兵に關する學術を修得せしめ、併せて軍事研究に須要なる學識を増進し、又高等用兵に關する學術の研究を行ふ。

學生は各兵科(憲兵科を除く)尉官の中、少尉任官後八年迄の者にして二年以上隊務に服し學識に富み身體強健、勤務精勵、志操堅確將來發達の見込十分にして且選拔試験に合格したる者を以て之に充つ。修學期間概ね三年。

專科學生は各兵科(憲兵科を除く)少佐、大尉にして一年以上軍隊に於て中隊長又は大隊長として其職務を執り學識に

富み身體強健、勤務精勵、志操高尚、將來發達の見込十分にして且選抜試験に合格したるものを以て之に充つ。修學期間概ね一年。

獨航空學生は各兵科(除憲兵科)少佐、大尉にして本校を卒業したる者を以て充つ。修學期間概ね四月とす。

軍政機關

軍政に關する中央統轄機關は陸軍省にして、其長官は陸軍大臣にて、帝國陸軍の軍政事務は一般國務に屬するものと統帥及編制事項に關係するものとあり。

陸軍省(東京市麹町區永田町)

陸軍に關する軍政を掌る所にして、陸軍大臣(現役陸軍大中將を以て之に任ず)は内閣員中に列し陸軍軍政を管理し陸軍軍人軍屬を統帥し所轄部隊を監督す。陸軍省内に大區官廳(機密に屬する事項、文書記録其他の庶務及各局に屬せざる事項を掌る)及左の八局を置く。

〔人事局〕

一 補任課

イ 陸軍武官及文官の進退、任免、分限、補職、命課、増俸、増給、考科其他人事に關する事項  
ロ 陸軍武官及文官の戰時職務に關する事項  
ハ 兵籍、戰時名簿、文官名簿及停年名簿に關する事項  
ニ 待命、休職、停職、豫備役及後備役の將校及准士官並に退役將官の人事に關する事項  
ホ 准士官及下士官の文官任用に關する事項

二 徵募課

イ 兵役に關する事項  
ロ 將校以下の補充に關する事項  
ハ 學校教練及青年訓練に關する事項  
ニ 在郷軍人會に關する事項

三 恩賞課

イ 恩給及賜金に關する事項

ロ 叙位、叙勳、記章、褒章、旌表及賞與に關する事項  
ハ 休暇に關する事項  
ニ 結婚に關する事項  
ホ 扶助に關する事項

〔軍務局〕

一 軍事課

イ 陸軍軍備其他一般陸軍軍政に關する事項  
ロ 陸軍建制並平時戰時の編制及裝備に關する事項  
ハ 陸軍豫算の一般統制に關する事項  
ニ 航空兵の本務及教育、航空關係の兵器及技術其他航空に關係ある事項の統轄に關する事項  
ホ 演習及檢閲に關する事項  
ヘ 團隊配置に關する事項  
ト 戰時諸規則に關する事項

二 軍務課

イ 國防政策に關する事項  
ロ 國際的規約に關する事項

ハ 外國駐在員、留學將校及部隊外國武官に關する事項

ニ 滿洲國の軍事其他之に關聯ある事項

ホ 滿洲國以外の外國の軍事に關する事項

ヘ 帝國議會との交渉に關する事項  
ト 國防思想の普及及思想對策に關する事項

〔兵務局〕  
一 兵務課  
イ 各兵(航空兵を除く)の本務に關する事項  
ロ 軍樂部の勤務及教育に關する事項  
ハ 軍紀風紀懲罰に關する事項  
ニ 典令範(航空兵關係のものを除く)に關する事項

ホ 軍隊の内務に關する事項  
ヘ 軍事警察、軍機の保護及防諜に關する事項  
ト 儀式、禮式、服制及徽章に關する事項

帝國陸軍—軍政機關

事項

チ 練兵場、射擊場、架橋場、演習場其他の兵要施設(防備課所掌及航空關係のものを除く)に關する事項(築設及管理を除く)

二 防備課

イ 衛戍勤務に關する事項  
ロ 戒嚴及戰時警備に關する事項  
ハ 防空に關する事項  
ニ 要塞の築造及兵備並に國防用土地に關する事項  
ホ 運輸、通信、電氣、電燈、測量及軍用鳩に關する事項  
ヘ 水陸交通路に關する事項  
ト 都市計畫に關係ある事項  
チ 要塞地帶法、宇品港域軍事取締法等に關する事項

三 馬政課  
イ 軍馬の供給、飼養、管理、検査及衛生に關する事項  
ロ 地方馬の調査、検査及徴發に關する事項

事項

ハ 馬政局に關する事項  
ニ 獸醫部の勤務及教育並蹄鐵術の教育に關する事項  
ホ 獸醫部の戰時諸規則に關する事項  
ヘ 獸醫材料、蹄鐵に關する事項  
ト 軍犬に關する事項

〔整備局〕

一 戰備課

イ 軍需動員に關する事項  
ロ 總動員に關する事項  
ハ 戰時軍事交通の統制に關する事項  
ニ 軍需工業の指導及補助に關する事項  
ホ 勞務及陸軍共済組合に關する事項

二 整備課

イ 軍動員に關する事項  
ロ 召集及人員の徵用に關する事項  
ハ 軍需品の整備及調達の統制に關する事項  
ニ 軍需品の調査及研究の統制に關する事項

富み身體強健、勤務精勵、志操高尚、將來發達の見込十分にして且選抜試験に合格したるものを以て之に充つ。修學期間概ね一年。

獨航空學生は各兵科(除憲兵科)少佐、大尉にして本校を卒業したる者を以て充つ。修學期間概ね四月とす。

軍政機關

軍政に關する中央統轄機關は陸軍省にして、其長官は陸軍大臣にて、帝國陸軍の軍政事務は一般國務に屬するものと統帥及編制事項に關係するものとあり。

陸軍省(東京市麹町區永田町)

陸軍に關する軍政を掌る所にして、陸軍大臣(現役陸軍大中将を以て之に任ず)は内閣員中に列し陸軍軍政を管理し陸軍軍人軍屬を統轄し所轄部隊を監督す。陸軍省内に大區官房(機密に屬する事項、文書記録其他の庶務及各局に屬せざる事項を掌る)及左の八局を置く。

〔人事局〕

一 補任課

イ 陸軍武官及文官の進退、任免、分限、補職、命課、増俸、増給、考科其他人事に關する事項  
ロ 陸軍武官及文官の戰時職務に關する事項  
ハ 兵籍、戰時名簿、文官名簿及停年名簿に關する事項

ニ 待命、休職、停職、豫備役及後備役の將校及准士官並に退役將官の人事に關する事項  
ホ 准士官及下士官の文官任用に關する事項

二 徵募課

イ 兵役に關する事項  
ロ 將校以下の補充に關する事項  
ハ 學校教練及青年訓練に關する事項  
ニ 在郷軍人會に關する事項

三 恩賞課

イ 恩給及賜金に關する事項

ロ 叙位、叙勳、記章、褒章、旌表及賞與に關する事項  
ハ 休暇に關する事項  
ニ 結婚に關する事項  
ホ 扶助に關する事項

〔軍務局〕

一 軍務課  
イ 陸軍軍備其他一般陸軍軍政に關する事項  
ロ 陸軍建制並平時戰時の編制及裝備に關する事項

ハ 陸軍豫算の一般統制に關する事項  
ニ 航空兵の本務及教育、航空關係の兵器及技術其他航空に關係ある事項の統轄に關する事項

ホ 演習及檢閲に關する事項  
ハ 團隊配置に關する事項  
ト 戰時諸規則に關する事項

二 軍務課

イ 國防政策に關する事項  
ロ 國際的規約に關する事項

ハ 外國駐在員、留學將校及部隊外國武官に關する事項

ニ 滿洲國の軍事其他之に關聯ある事項

ホ 滿洲國以外の外國の軍事に關する事項

ヘ 帝國議會との交渉に關する事項  
ト 國防思想の普及及思想對策に關する事項

〔兵務局〕

一 兵務課  
イ 各兵(航空兵を除く)の本務に關する事項

ロ 軍樂部の勤務及教育に關する事項  
ハ 軍紀風紀懲罰に關する事項  
ニ 典令範(航空兵關係のものを除く)に關する事項

ホ 軍隊の内務に關する事項  
ヘ 軍事警察、軍機の保護及防諜に關する事項

ト 儀式、禮式、服制及徽章に關する事項

事項

チ 練兵場、射擊場、架橋場、演習場其他の兵要施設(防備課所掌及航空關係のものを除く)に關する事項(築設及管理を除く)

二 防備課

イ 衛戍勤務に關する事項  
ロ 戒嚴及戰時警備に關する事項  
ハ 防空に關する事項  
ニ 要塞の築造及兵備並に國防用土地に關する事項

ホ 運輸、通信、電氣、電燈、測量及軍用鳩に關する事項  
ヘ 水陸交通路に關する事項  
ト 都市計畫に關係ある事項  
チ 要塞地帶法、宇品港域軍事取締法等に關する事項

三 馬政課

イ 軍馬の供給、飼養、管理、検査及衛生に關する事項  
ロ 地方馬の調査、検査及徴發に關する事項

事項

ハ 馬政局に關する事項  
ニ 獸醫部の勤務及教育並蹄鐵術の教育に關する事項  
ホ 獸醫部の戰時諸規則に關する事項  
ヘ 獸醫材料、蹄鐵に關する事項  
ト 軍犬に關する事項

〔整備局〕

一 設備課  
イ 軍需動員に關する事項  
ロ 總動員に關する事項  
ハ 戰時軍事交通の統制に關する事項  
ニ 軍需工業の指導及補助に關する事項

ホ 勞務及陸軍共済組合に關する事項

二 整備課

イ 軍動員に關する事項  
ロ 召集及人員の徵用に關する事項  
ハ 軍需品の整備及調達の統制に關する事項  
ニ 軍需品の調査及研究の統制に關する事項

- る事項
  - ホ 軍需品の製造、補給及貯蔵の設備の基本に関する事項
  - ヘ 徴發に関する事項
  - ト 陸軍軍需審議會に関する事項
- 〔兵器局〕
- 一 銃砲課
  - イ 兵器（機械課所掌及航空關係のものを除く）の制式、支給、交換、調達、整備、検査及拂下並に之に関する一切の経理事項
  - ロ 要塞備砲工事に関する事項
  - ハ 兵器（機械課所掌及航空關係のものを除く）の調査、研究及審査に関する事項
  - ニ 兵器（航空關係のものを除く）の貯蔵設備に関する事項（築設及管理を除く）
  - ホ 陸軍造兵廠の作業経営及設置に関する事項
  - ヘ 兵器（機械課所掌及航空關係のもの

- を除く）製造の指導監督に関する事項
  - ト 技術に従事する將校以下（航空關係のものを除く）の技術教育に関する事項
  - チ 兵器（航空關係のものを除く）に関する戦時諸規則に関する事項
  - リ 軍事に關係ある特許及實用新案に関する事項
- 二 機械課
- イ 機械化兵器、化學兵器及自動車燃料の制式、支給、交換、調達、整備、検査及拂下並に之に関する一切の経理事項
  - ロ 海運器材に関する事項
  - ハ 機械課所掌兵器の調査、研究及審査に関する事項
  - ニ 自動車燃料の貯蔵設備に関する事項（築設及管理を除く）
  - ホ 機械課所掌兵器製造の指導監督に関する事項

- 〔經理局〕
- 一 主計課
  - イ 經理部の勤務及教育に関する事項
  - ロ 豫算及決算に関する事項
  - ハ 軍資運用の研究及審議に関する事項
  - ニ 動員豫算に関する事項
  - ホ 豫備金支出、定額繰越、過年度支出、定額戻入及年度開始前支出に関する事項
- ヘ 經理部の戦時諸規則に関する事項
  - ト 俸給、雇員給、傭人料、諸手當及旅費に関する事項
  - チ 金錢に係る經理及出納官吏に関する事項
  - リ 本省の諸給與及用度に関する事項
- 二 監査課
- イ 會計（陸軍大臣の監督に屬する法人其の他の團體の會計を含む）の監査に関する事項
  - ロ 陸軍經理部管轄外陸軍部隊の會計

- 事務の監督に関する事項
  - ハ 陸軍作業會計經理に関する會計上の監督に関する事項
  - ニ 民間工場に對する契約に基く經理及原價調査の監督に関する事項
  - ホ 諸給與及經理規定の審査に関する事項
  - ヘ 歳入徴收報告及支出報告に関する事項
  - ト 陸軍經理部所掌事務以外に係る民事訴訟に関する事項
- 三 衣糧課
- イ 被服糧秣及衣糧器具の整備補給及検査に関する事項
  - ロ 被服及糧秣の給與に関する事項
  - ハ 被服、糧秣及衣糧器具の調査、研究及審査に関する事項
  - ニ 被服、糧秣及衣糧器具の製造及貯蔵の設備に関する事項（築設及管理を除く）
  - ホ 千住製絨所の作業経営及設備に関する事項

- する事項
  - ヘ 被服、糧秣及衣糧器具の製造の指導監督に関する事項
  - ト 委任經理及酒保に関する事項
- 四 建築課
- イ 陸軍用地及諸建築（防備課及銃砲課所掌のものを除く）に関する事項
  - ロ 國有財産に関する事項
  - ハ 建築に関する調査研究及審査に関する事項
  - ニ 建築に従事する技師以下の勤務及教育に関する事項
  - ホ 軍隊需品、廳中備品及諸調度に関する事項
  - ヘ 戦用金櫃、公用行李、天幕及雨覆に関する事項
  - ト 物品會計及物品會計官吏に関する事項
- 〔醫務局〕
- 一 衛生課
  - イ 衛生部の勤務及教育に関する事項

- ロ 保健及兵業衛生に関する事項
  - ハ 衣糧、建築、給水、排水等の衛生に関する事項
  - ニ 防疫に関する事項
  - ホ 軍事衛生の調査、研究及統計に関する事項
  - ヘ 衛生部の戦時諸規則に関する事項
- 二 醫事課
- イ 治病及療養に関する事項
  - ロ 病院、醫務室及轉地療養所に関する事項
  - ハ 衛生材料に関する事項
  - ニ 身體検査に関する事項
  - ホ 恩給診断及傷病に因る除役に關する事項
  - ヘ 日本赤十字社及傷病者救恤團體に関する事項
- 〔法務局〕
- イ 陸軍司法事務官及陸軍法務官以下の勤務及教育に関する事項





大五三	三三	岡	市之助
大七五	九三	大島	健一
大〇七	六九	田中	義一
大二〇	九六	山梨	半造
大二三	一九	田中	義一
大二三	四一	宇垣	一成
昭四二	四四	白川	義則
昭四二	六七	宇垣	一成
昭五五	二六	阿部	信行
昭五五	二六	宇垣	一成
昭六六	二四	南	次郎
昭六六	二二	荒木	貞夫
昭九六	一一	林	銑十郎
昭九六	一一	川島	義之
昭二〇	三九	寺内	壽一

昭二三 中村孝太郎  
昭二二 杉山元

陸軍省隷屬官衙

- 一 陸軍航空本部(東京市麹町區軍町)  
陸軍航空に關する事項の調査研究試驗及立案、航空兵科諸軍隊の當該兵科專門教育の齊一進歩、所轄學校の教育、航空通信に關する事項、航空に關する器材の制式統一並に航空に關する器材燃料等の整備及検査を掌る。其外航空に關する器材燃料等民間工場に對し契約に基く監督をなす。
- 二 航空技術研究所(東京府立川町)  
航空に關する器材燃料等の考案及審査をなし且航空技術に關する調査研究及試驗を行ひ其改良進歩を圖る所なり。尙航空衛生に關する調査、研究及試驗並に航空被服及糧食の性能に關する實驗を行ふ。

陸軍航空部

- 三 陸軍航空部  
本廠(東京市麹町區軍町)  
支廠(立川、各務原、平壤、屏東)  
航空に關する兵器、燃料等の購買、貯藏、保存及補給並航空に關する器材の廢品處分及修理を掌る。
- 四 陸軍技術本部(東京市淀橋區百人町)  
陸軍所要の兵器及兵器材料の考案、審査、制式統一及検査を行ひ陸軍技術の調査、研究及試驗をなし且其改良進歩を圖る。
- 五 陸軍科學研究所(東京市淀橋區百人町)  
兵器及兵器材料に關する科學を調査研究する所なり。
- 六 陸軍造兵廠  
本部(東京市王子區下十條町)  
工廠(東京、名古屋、大阪、小倉)製造所(平壤)  
陸軍所要の兵器(航空本部管掌器材を除く)の考案設計をなし陸軍所要の兵器

器其他の軍需品海軍所要の火薬及一般火薬類を製造修理し、且此等製品及兵器材料の検査をなし、且軍用火薬及兵器用金屬材料に關する調査研究を行ふ所なり。

七 軍馬補充部

本部(東京市赤坂區青山南町)  
支部(馬の主産地にあり)  
軍馬の供給、育成、購買及資源調査を掌る。

八 陸軍兵器廠

本廠(東京市赤坂區青山南町)  
支廠(東京、千葉、大阪、名古屋、岡山、廣島、小倉)  
兵器(航空特殊器材を除く)の購買、検査、貯藏、保存、修理、補給及廢品處分を掌る所なり。

九 千住製鐵所(東京市荒川區南千住町)

陸軍所要の絨類及毛絲の製造を掌る所なり。

十 陸軍衛生材料廠(東京市世田谷區玉

帝國陸軍一陸軍省隷屬官衙、陸軍大臣の管轄する學校其他官衙

川用賀町二丁目)  
衛生材料及獸醫材料、蹄鐵の購買、製造修理、貯藏及補給を掌り、陸軍療工下士官の養成に任じ、且陸軍衛生材料、獸醫材料、蹄鐵に關する試驗を行ふ所なり。

十一 陸軍被服廠

本廠(東京市王子區赤羽三丁目)  
支廠(大阪、廣島)  
陸軍被服品の調辨製造、貯藏及補給を掌り、陸軍縫裝工下士官の養成に任じ且被服に關する試驗を行ふ所なり。

十二 陸軍糧秣廠

本廠(東京市深川區越中島町)  
支廠(大阪、宇品)  
陸軍糧秣品の調辨、製造、貯藏及補給を掌り、且糧秣に關する試驗を行ふ所なり。

十三 陸軍築城部

本部(東京市麹町區軍町)  
支部(須要の地に設置す)

防禦營造物の建築及検査、要塞の備砲工事並築城技術に關する調査及研究を掌り、工事中の防禦營造物及國防用の土地を管理する所なり。

十四 陸軍運輸部(廣島市宇品)

陸軍に屬する人馬物件の船舶輸送及之と聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有又は使用する汽船を管理し、船舶輸送用補助物件を整備保管し且必要に應じ其管理する船舶及搭載の人馬物件に對し檢疫消毒を施行する所なり。

十五 陸軍中央無線電信所(陸軍省內)

陸軍大臣の管轄する學校其他官衙

- 一 東京陸軍航空學校(當分の内崎玉縣大里郡三尻村)  
航空兵科現役下士官たることを志願し召募試験に合格したる者を收容し、能

谷陸軍飛行學校又は陸軍航空技術學校の生徒に必要な教育を施す。通常毎年二回入校せしめ修學期間概ね一年、卒業者は夫々適性に應じて熊谷陸軍飛行學校又は陸軍航空技術學校に入學せしむ。

二 陸軍航空技術學校(埼玉縣人間郡所澤町)

航空兵科尉官たる學生に航空技術に關する諸般の學術を修得せしめ航空兵科現役下士官となすべき生徒を教育す。尙航空技術の實務に關する調査及研究を行ふ。

將校學生を分ちて二種とす。

甲種學生 航空兵科尉官中より選拔し航空技術に關する須要なる學術を修習せしむ(期間概ね一年)

乙種學生 航空兵科尉官を以て之に充て航空技術に關する學術を修習せしむ(期間概ね二年)  
生徒を分ちて左の二種とす。

技術生徒 東京陸軍航空學校を卒業したる者を以て之に充て航空兵器の整備に必要な學術を修習せしむ。通常毎年二回入校せしめ、其修學期間は概ね二年とす。

幹部候補生 航空に關する地上勤務又は技術に従事すべき航空兵科幹部候補生を以て之に充つ。

猶陸軍士官學校學生の課程を卒業したる者の中適當なる者を少尉任官後本校員外學生となし、必要の學術を研究せしむ。

三 熊谷陸軍飛行學校(埼玉縣大里郡三尻村)

飛行機操縦に従事する航空兵科現役下士官と爲すべき生徒を教育し、且飛行機操縦に關する調査、研究及試験を行ふ。

生徒を分ちて左の二種とす。  
操縦生徒 東京陸軍航空學校を卒業したる者を以て之に充て飛行機操縦に

必要な學術を修習せしむ。通常毎年二回入校せしめ其の修學期間は概ね二年とす。

特種生徒 操縦候補生、飛行機操縦に従事すべき航空兵科幹部候補生及陸軍補充令第八十三條第一項の下士官候補者を以て之に充つ。

適當分の内特種學生を置き航空兵科尉官及下士官を以て之に充て航法又は氣象に關する學術を修得せしむ。通常航法に付ては尉官を毎年一回、氣象に付ては尉官及下士官を毎年一回入校せしめ、其の修學期間は概ね六月とす。

四 下志津陸軍飛行學校(千葉縣千葉市川野邊)

學生に偵察飛行隊に必要な諸學術を修得せしめ尙之に關する調査研究試験を行ふ。

甲種學生 航空兵科尉官を以て之に充て主として偵察及偵察に關する學術を修得せしむ(期間概ね六月)

乙種學生 新に飛行機操縦を修得したる航空兵科尉官を以て之に充て主として偵察操縦に必要な學術を修習せしむ(期間概ね三月)

偵察學生 各兵科尉官を以て之に充て偵察に關する學術を修習せしむ(期間概ね五月)

特種學生 航空兵科尉官及下士官を以て之に充て通信寫眞等に關する學科を修習せしむ(期間—通信は將校概ね一年下士官概ね六月、寫眞は將校概ね五月、下士官概ね三月)

外に下士官候補者教育を行ひ操縦、戦技、通信、各下士官候補者の三種とす。

五 明野陸軍飛行學校(三重縣度會郡北濱村)

學生に戦闘飛行隊に必要な諸學術を修得せしめ尙これに關する調査研究を行ふ。

甲種學生 航空兵科尉官を以て之を充て主として戦術及空中戦闘に關する

學術を修習せしむ(期間概ね六月)

乙種學生 新に飛行機操縦を修得したる航空兵科尉官を以て之に充て主として戦闘操縦に必要な學術を修習せしむ(期間概ね三月)

特種學生 航空兵科尉官及下士官を以て之に充て火器の取扱及對空射撃に必要な學術を修習せしむ(期間概ね三月)

六 濱松陸軍飛行學校(靜岡縣濱名郡神久呂村)

學生に爆撃飛行隊に必要な諸學術を修得せしめ尙これに關する調査研究を行ふ。

戦術學生 航空兵科尉官中より選拔し主として航空部隊の運用に關する學術を得せしむ(期間概ね六月)

甲種學生 航空兵科尉官を以て之に充て主として戦術及爆撃に關する學術

を修習せしむ(期間概ね六月)

乙種學生 新に飛行機操縦を修得したる航空兵科尉官を以て之に充て主として爆撃操縦に必要な學術を修習せしむ(期間概ね三月)

外に下士官候補者の教育を行ひ操縦及戦技の二種とする。

七 陸軍工科學校(東京市小石川區小石川町一)

陸軍工科學校は技術に従事する砲工兵科將校と爲すべき學生及砲工兵技術下士官と爲すべき生徒を教育し並に砲工兵技術下士官たる學生に技術に關する學術を修得せしめ且兵器業務に關する調査及研究を行ふ所とす。

尙右教育に資するため陸軍部隊の兵器の修理及彈藥の調製を行ふ。  
甲種學生 少尉候補者たる砲工兵技術准尉又は砲工兵技術曹長を以て之に充て技術に従事する砲工兵科將校に必要な學術を修習せしむ、其修學

期間は概ね一年とす。

乙種學生 砲、工兵技術下士官を以て之に充て主として技術能力向上に必要なる學術を修習せしむ、其修學期間概ね四月とす。  
生徒は砲、工兵技術下士官たることを志願し召募試験に合格したる者を以て之に充て、其の修學期間は概ね二年とす。

七 陸軍經理學校(東京市牛込區若松町)

學生をして經理部の勤務に必要な學術を修得せしめ尙豫科生徒として一般地方並陸軍部内の現役下士官及幹部候補生操縦候補生又現役兵から召募す。學生を分て左の四種とし通常毎年一回入校せしむ。

甲種學生 主計大、中尉(丙種學生の修業を終りたるものを除く)中選抜試験に合格したる者を以て之に充つ(修業年限概ね二年)  
乙種學生 丙種學生の修業を終り二年

以上軍隊に勤務したる者を以て充つ(期間概ね一年)

丙種學生 陸軍補充令第二十四條の規定により任官したる主計中尉を以て之に充つ(修業期限概ね八月)  
丁種學生 主計少尉候補者を以て之に充つ(修業期限概ね一年)  
生徒を分ち豫科及本科とす。  
豫科生徒は陸軍將校たることを志願し召募試験に合格したる者を以て之に充つ(修業期間概ね二年)

本科生徒は士官候補生にして所定の隊附勤務を修得したる者を以て充つ(修業期間概ね一年八月)

八 陸軍軍醫學校(東京市牛込區戸山町)

一) 將校學生をして衛生部の勤務に必要な學術を修得せしむ。又軍陣醫學及軍陣藥學及軍事衛生に關する調査研究試験及圖書の編纂を爲し、且軍陣防疫學的の檢索材料、豫防劑及治療品の製造

をなす所とす。又一般患者の診察をも行ふ。

學生を分ちて次の三種とす。(修學期間何れも概ね一年)  
甲種學生 軍醫大、中尉及藥劑大、中尉中選抜試験に合格したる者を以て之に充て軍事衛生に關する學術を專攻せしむ。  
乙種學生 初任軍醫及藥劑官を以て之に充て衛生部の勤務に必要な學術を修習せしむ。

丙種學生 衛生少尉候補者を以て之に充て衛生部將校に必要な學術を修習せしむ。  
尙衛生部佐官を佐官學生として必要な學術を修習せしむ。

九 陸軍獸醫學校(東京市世田谷區下代田町)

將校學生及獸醫部下士官候補者をして獸醫部の勤務に必要な學術を修習せしむ、又軍陣獸醫學及軍用動物衛生に

關する調査研究試験をなし尙陸軍部隊に要する獸醫細菌學的の豫防品及治療品の製造をなす所なり。

學生を分ちて四種とす。  
專攻學生 獸醫少佐及獸醫大尉中より撰抜したる者(期間概ね一年)  
甲種學生 獸醫大中尉(期間概ね十月)  
乙種學生 獸醫中少尉(期間概ね五月)  
丙種學生 獸醫部下士官(期間概ね三月)

獸醫部下士官候補者の修業期間は概ね十月とす。

十 陸軍憲兵學校(東京市麹町區竹平町)

憲兵科將校と爲すべき學生及憲兵教習兵を教育し並に憲兵科下士官たる學生に憲兵の實務に必要な學術を修得せしむ。學生を分ちて三種とす。

甲種學生 各兵科(除憲兵科)尉官を以て之に充つ(期間概ね一年)  
乙種學生 憲兵科少尉候補者を以て之に充つ(期間概ね一年)

丙種學生 憲兵科下士官を以て之に充つ(期間概ね六月)

憲兵教習兵は各隊より分遣する者を以て之に充て、憲兵上等兵及下士官に必要な學術を修習せしむ(期間概ね一年)

其他官衙

一 防衛司令部

東京、大阪、小倉に夫々東部、中部及西部防衛司令部を置き。  
司令官は陸軍大、中將を以て親補し天皇に直隸し其所管區域の防衛に任ず其の擔任する防空管區は  
東部—第一・二・八・十四師管  
中部—第三・四・九・十・十一・十六師管  
西部—第五・六・十二師管  
警備管區は夫々第一、四及び十二師管とす。

二 軍司令官若は師團長に隸屬する官衙

- 1 要塞司令部  
司令官は要塞所管の師團長又は軍司令官に隸し要塞の防禦計畫を擔任し要塞備付の兵器、器具材料及防禦營造物を管理し軍需品の整備に任ず。
- 2 聯隊區司令部  
各師管に置き司令官は師團長に隸し聯隊區内に於ける徵兵召募、在郷軍人の服務、召集、在郷將校團及在郷軍人會に關する事務を掌る。
- 3 陸軍病院  
各衛戍地に置き其所在地の陸軍部隊の患者を收容治療し衛生材料を保管供給し衛生試験をなし衛生部下士官以下の教育を掌る所なり。
- 4 陸軍監獄  
軍法會議所在地に置く、陸軍監獄を分ちて衛戍刑務所及拘禁所の二種とし前者は懲役監、禁錮監を置き、後者には拘留場及拘留監を置く。
- 5 陸軍倉庫

龍山及大連に置き朝鮮及滿洲陸軍部隊所要の糧秣、被服、陣營具、衛生材料、獸醫材料、及蹄鐵の貯藏、調辨、製造、補給を掌る所なり。

### 教育機關

教育總監部(東京市麹町區代官町)

教育に關する中央統轄機關は教育總監部にして其長官は教育總監なり。

陸軍に於ける教育は其性質に應じ大別して左の二種とす。

甲、軍隊練成の爲にする一般の教育及幹部の技能を増進する爲の教育

乙、幹部を補充する爲に一定人員の養成教育

教育總監は教育に必要な經費器材等は之を陸軍大臣に要求し陸軍大臣は事情の許す限り此要求に應ずべきものとす。

又軍隊の編制、戰時諸勤務其他軍紀風紀、儀式禮式、人馬衛生、兵器、被服等に關する事項は皆教育と密接の關係を有する所とす。

を以て教育總監は此等に關し參謀總長及陸軍大臣に對し意見を述べ又參謀總長は用兵上の必要に鑑み軍隊の練成に關し所要の要求を提示して教育總監と協議を爲すものとす。

教育總監部内に本部(庶務課、第一課、第二課)の外騎兵監部、砲兵監部、工兵監部、輜重兵監部を置く。

〔歴代教育總監〕

- 寺内正毅、野津道貫、寺内正毅、西寛二郎、大島久直、淺田信興、上原勇作、一戸兵衛、大谷喜久藏、秋山好古、大庭二郎、菊池慎之助、武藤信義、林銑十郎、眞崎甚三郎、渡邊錠太郎、西義一、杉山元、寺内壽一、畑俊六。

教育總監部の管轄する學校

一 陸軍幼年學校(東京市牛込區戸山町 廣島市基町、仙臺市)

陸軍將校たることを志願する者の中より適任者を選抜して生徒となし、陸軍士官學校預科生徒たるに必要な素養

を與ふる爲軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し軍人精神を涵養する所なり。生徒修學期間は概ね三年とす。校長は教育總監に隸す。

二 陸軍醫科士官學校(東京市牛込區市ヶ谷本村町)

各兵科士官候補生と爲すべき生徒及各兵科(憲兵科及航空兵科を除く)將校と爲すべき學生を教育する所とす。

生徒は陸軍幼年學校を卒業したる者又は陸軍將校たることを志願し召募試験に合格したる者を以て之に充つ(修學期間概ね二年)

學生は各兵科(除憲兵科及航空兵科)少尉候補者を以て之に充つ(修學期間概ね一年)

三 陸軍士官學校(神奈川縣高座郡座間) 陸軍各兵科(憲兵科及航空兵科を除く)將校と爲すべき生徒を教育する所とす。生徒は士官候補生にして所定の隊附勤務を修得したる者を以て之に充つ(修

學期間概ね一年八月)。

四 陸軍士官學校分校(埼玉縣所澤町)

航空兵科士官候補生及び少尉候補學生を教育す。

五 陸軍砲工學校(東京市牛込區若松町)

砲工兵科の中少尉を以て學生となし砲工各兵科の勤務に必要な學術を教授する所とす。

普通科學生 修學期は概ね一年

高等科學生 普通科を終りたる學生中

より各兵科毎に選拔し、更に一年間在學せしめ、尙須要なる學術を修めしむ。

員外學生 高等科卒業者又は各兵科

(憲兵科を除く)尉官中技術將校として適任なる見込ある者を選び必要な學科を研究せしむ。其修學期間は

高等科卒業者に在ては概ね三年三月、步、騎、航空、輜重兵科尉官に在ては概ね五年三月を通常とし、砲工學校に於て約三月乃至二年三月修學

の後帝國大學に派遣し、更に必要な學術を研究せしむるを通常とす。

但し若干名を外國駐在員として海外に派遣修學せしむることあり。

六 陸軍教導學校(仙臺、豐橋、熊本)

步、騎、砲兵科現役下士官と爲すべき學生を教育する所とす。

豐橋陸軍教導學校に於ては步、騎、砲兵科現役下士官と爲すべき學生を教育す。

仙臺及熊本陸軍教導學校に於ては歩兵科下士官と爲すべき學生を教育す。

學生は下士官候補者たる步、騎、砲兵科現役兵を以て之に充つ、修學期間概ね一年。

七 陸軍歩兵學校(千葉市作草部)

學生に歩兵隊に必要な諸學術を修得せしめ之を各隊に普及し、是等學術の調査及研究を行ひ以て歩兵教育の進歩を圖り、且歩兵用兵器其他の資材の研究及試験を行ふ所とす。

學生を分ちて左の二種とす。

甲種學生 歩兵科大尉を以て之に充て

主として教練、陣中勤務、戰術及射撃を修習せしむ。通常毎年一回入校せしめ其の修學期間概ね六月とす。

乙種學生 歩兵科中、少尉を以て之に充て主として射撃又は通信に關する學術を修習せしむ。通常毎年射撃に

付ては二回、通信に付ては一回入校せしめ、其の修學期間は射撃に付ては概ね四月、通信に付ては概ね六月とす。必要に應じ他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て學生と爲すことを得

八 陸軍騎兵學校(千葉縣千葉郡二宮町)

陸軍騎兵學校は、學生に騎兵隊に必要な諸學術を修得せしめ之を各隊に普及し、是等諸學術の調査及研究を行ひ以て騎兵教育の進歩を圖り、且騎兵用兵器其他の資材の研究及試験を行ふ所とす。

陸軍騎兵學校に於ては、前項の外必要

の下士官及兵(幹部候補生及下士官候補者を含む)に装甲者又は無線電信に關する教育を行ふ。

學生を分ちて左の三種とす。

甲種學生 騎兵科大、中尉を以て之に充て、主として戰術及教練陣中勤務を修習せしむ。通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね八月とす。

乙種學生 騎兵科中、少尉及輜重兵科尉官を以て之に充て馬術其の他の當該兵科専門事項に關する學術を修習せしむ。通常毎年一回入校せしめ其の修學期間は概ね十一月とす。

丙種學生 騎兵科中、少尉を以て之に充て主として射撃、通信又は装甲車に關する學術を修習せしむ。通常射撃及通信に付ては隔年一回、装甲車に付ては毎年一回入校せしめ、其の修學期間は射撃に付ては概ね四月、通信に付ては概ね六月、装甲車に付ては概ね八月とす。

校長は修學を終りたる騎兵科の乙種學生中より必要なる者を長期學生として、更に概ね一年在學せしめ、主として馬術に關する必要なる學術を修習せしむることを得。

前二項の外、修學を終りたる陸軍野戰砲兵學校丁種學生中より教育總監の選拔せる者を入校せしめ、長期學生に準じ概ね一年生として馬術に關する必要なる學術を修習せしむることを得。必要に應じ他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て學生と爲すことを得。

九 陸軍野戰砲兵學校(千葉縣印旛郡千代田村四街道)

陸軍野戰砲兵學校は學生に野戰砲兵隊に必要なる諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し所要の學生に砲兵情報に關する學術を修得せしめ、是等諸學術の調査及研究を行ひ以て野戰砲兵教育の進歩を圖り、且野戰砲兵用及砲兵情報用の兵器其の他の資材の研究及試験

を行ふ所とす。

陸軍野戰砲兵學校に於ては、前項の外必要の下士官及兵(幹部候補生を含む)に砲兵情報に關する教育を行ひ、且下士官候補者に砲兵科下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の五種とし通常毎年一回入校せしむ。

甲種學生 砲兵科大尉を以て之に充て主として戰術及射撃を修習せしむ。其修學期間は概ね七月とす。

乙種學生 砲兵科大、中尉を以て之に充て、主として射撃に關する學術を修習せしむ。其修學期間は概ね五月とす。

丙種學生 砲兵科中、少尉を以て之に充て、主として觀測及通信に關する學術を修習せしむ。其修學期間概ね六月とす。

丁種學生 砲兵科中、少尉を以て之に充て、主として馬術及馭法に關する

學術を修習せしむ。其の修學期間は概ね十一月とす。

特種學生 砲兵科の尉官及下士官を之に充て、主として砲兵情報に關する學術を修習せしむ、其の修學期間は概ね六月とす。

必要に應じ他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て學生となすことを得。

一〇 陸軍重砲兵學校(神奈川縣三浦郡浦賀町)

陸軍重砲兵學校は學生に重砲兵隊に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し、是等諸學術の調査及研究を行ひ、以て重砲兵教育の進歩を圖り、且重砲兵用兵器其他の資材(高射砲及照空に關するものを除く)の研究及試験を行ふ所とす。

陸軍重砲兵學校に於ては、前項の外練習下士官及練習兵に所要の特業教育を行ひ、且下士官候補者に砲兵科下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の三種とし、通常毎年一回入校せしむ。

甲種學生 砲兵科大、中尉を以て之に充て、主として戰術及射撃を修習せしむ。其の修學期間は概ね七月とす

乙種學生 砲兵科中、少尉を以て之に充て、主として射撃に關する學術を修習せしむ。其の修學期間は概ね六月とす。

丙種學生 砲兵科中、少尉を以て之に充て、主として觀測及通信並砲塔又は要塞電燈に關する學術を修習せしむ。其の修學期間は概ね六月とす。

必要に應じ、他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て學生と爲すことを得。

十一 陸軍工兵學校(千葉縣東葛飾郡松戸町)

陸軍工兵學校は學生に工兵隊に必要な諸學術を修得せしめ之を各隊に普及し、所要の學生に測量に關する學術を修得せしめ是等諸學術の調査及研究を

行ひ以て工兵教育の進歩を圖り、且工兵用兵器其他の資材の研究及試験を行ふ所とす。

陸軍工兵學校に於ては、前項の外必要の下士官及兵(幹部候補生を含む)に工兵技術に關する特種の教育を行ひ、且下士官候補者に工兵科下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の三種とし、通常毎年一回入校せしむ。

甲種學生 工兵科大、中尉を以て之に充て主として戰術、教練及工兵技術を修習せしむ。其の修學期間は概ね八月とす。

乙種學生 工兵科中、少尉を以て之に充て、主として基礎の工兵技術に關する學術を修習せしむ。其の修學期間は概ね四月とす。

丙種學生 各兵科尉官(憲兵科を除く)下士官を以て之に充て、主として測量に關する技術を修習せしむ。其の

修學期間は概ね六月とす。必要に應じ他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て甲種又は乙種學生と爲すことを得。

十二 陸軍戸山學校(東京市牛込區戸山町)

學生に體操劍術及喇叭譜等の訓練をなし、且軍樂生徒に軍樂上等兵たるに必要なる教育をなす所とす。又體操、劍術及喇叭譜等に關する調査、研究及試験を行ひ且軍樂に關する調査、研究及試験を行ふ所とす。

學生を分ちて二種とす。(毎年二回入校) 甲種學生 各兵科(憲兵科を除く)中、少尉及下士官を以て之に充て、體操劍術等の訓練をなさしむ(修學期間概ね五月)又修學を終りたる者より若干名を選抜し、更に一修學期間繼續して在學せしめ、必要の學術を修習せしなることあり。

乙種學生 各隊の喇叭長(喇叭長の候補者たる兵を含む)を以て之に充て、喇叭譜の訓練をなさしむ(修學期間概ね二月)臨時に各兵科(憲兵科を除く)將校に必要な學術を修得せしむることあり。

十三 陸軍通信學校(東京市杉並區馬橋四丁目) 學生に通信に關する學理及技術を修得せしめ、無線通信を掌る工兵科現役下士官と爲すべき生徒を教育す。又通信に關する學術の調査、研究を行ひ以て通信技術の統一進歩を圖り、並通信器材の研究、試験、無線通信器材の審査、検査及固定無線所の建設補修等を行ふ所にして、校長は教育總監に課す。但無線通信器材及固定無線所の建設補修等の業務に關しては陸軍大臣の區處を承くるものとす。

學生を分ちて左の二種とし、通常毎年一回入校せしむ。 甲種學生 各兵科(憲兵科を除く)尉官を以て之に充て、其の修學期間は概ね十月とす。但修學を終りたる學生の中より若干名を選抜し、教育總監の認可を受け、更に一年以内在學せしめ、尚須要なる學術を修習せしむることあり。

乙種學生 各兵科(憲兵科を除く)下士官を以て之に充て、其の修學期間は概ね六月とす。 生徒は無線通信を掌る工兵科現役下士官たることを志願し、召募試験に合格したる者を以て之に充つ(修學期間概ね二年)

十四 陸軍自動車學校(東京市世田谷區世田谷) 學生及兵に自動車に關する學術を修得せしむ。又自動車に關する學術の調査研究を行ひ以て自動車に關する學術の進歩を圖

り、並自動車及之に關する器材の研究及試験を行ふ所にして校長は教育總監に課す。

自動車及之に關する器材の研究及試験に關しては陸軍大臣の區處を承くるものとす。

學生を分ちて左の三種とす。 甲種學生 各兵科(憲兵科を除く)尉官を以て之に充つ。修學期間は輜重兵科八月、其他の兵科五月)但修學を終りたる學生の中より若干名を選抜し更に一年以内在學せしめ尚須要なる學術を修習せしむることあり。

乙種學生 各兵科(憲兵科を除く)下士官を以て之に充つ(修學期間五月)

十五 陸軍習志野學校(千葉縣千葉郡大久保町)

軍事に關する科學の教育をなす。又軍事に關する科學の調査研究を行ひ、校長は教育總監に課す。 學生は各兵科(憲兵科を除く)將校を以

て之に充つ。其の人員、修學期間及入校期日は教育總監の通牒により陸軍大臣之を告達す。

十六 陸軍戰車學校(千葉縣千葉郡大久保町)

陸軍戰車學校は學生に戰車隊又は輕裝甲車隊に必要な諸學術を修得せしめ之を各隊に普及し、是等諸學術の調査及研究を行ひ以て戰車隊及輕裝甲車隊の教育の進歩を圖り、且是等に必要なる兵器其の他の資材の研究及試験並に機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所とす。

陸軍戰車學校に於ては前項の外練習下士官及練習兵に輕裝甲車に關する教育を行ひ且下士官候補者に戰車隊の下士官に必要な教育を行ふ。

學生を分ちて左の五種とし通常毎年一回入校せしむ。 甲種學生 戰車隊の大尉を以て之に充て主として戰術及教練を修習せしむ

其の修學期間は概ね六月とす。 乙種學生 戰車隊の中、少尉及下士官を以て之に充て、主として射撃及操縦又は通信に關する學術を修習せしむ。其の修學期間は射撃及操縦に付ては概ね四月、通信に付ては概ね六月とす。 丙種學生 戰車隊の中、少尉又は下士官を以て之に充て主として戰車に關する技術を修習せしむ。其の修學期間は概ね八月とす。 丁種學生 歩兵科中、少尉を以て之に充て主として戰車隊の勤務に必要な學術を修習せしむ其の修學期間は概ね六月とす。 輕裝甲車學生 歩兵科尉官を以て之に充て主として師團輕裝甲車隊の勤務に必要な學術を修習せしむ。其の修學時間は概ね八月とす。 必要に應じ他兵科(憲兵科を除く)尉官を以て學生と爲すことを得。

軍隊

軍隊と稱するもの次の如し。

朝鮮軍司令部

臺灣軍司令部

關東軍司令部

支那駐屯軍司令部

師團

航空兵團

臺灣守備隊

獨立守備隊

臺灣及滿洲に在る重砲兵聯隊

臺灣高射砲隊

憲兵隊

朝鮮軍司令部

朝鮮軍司令官（陸軍大、中將を以て之に親補す）は 天皇に直隷し朝鮮に在る陸軍諸部隊（飛行部隊及朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ず。

臺灣軍司令部

臺灣軍司令官（陸軍大、中將）は 天

皇に直隷し臺灣（澎湖島を含む）に在る陸軍諸部隊（飛行部隊及憲兵隊を除く）を統率し臺灣の防衛に任ず。

關東軍司令部

關東軍司令官（陸軍大、中將）は 天皇に直隷し關東州及南滿洲に在る陸軍諸部隊を統率し且關東州の防備及南滿洲に在る鐵道線路の保護に任ず。

航空兵團司令部

航空兵團長は陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し 天皇に直隷し部下飛行部隊を統率す。

航空兵團長は軍政及人事に關しては陸軍大臣、作戰計畫及動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承く。

航空兵團は兵團司令部、飛行團司令部及飛行聯隊若干よりなる。

師團司令部

師團司令官（陸軍中將を以て之に親補す）は 天皇に直隷し部下陸

閱點呼を掌る。

天皇は軍隊統率に關する大綱を總攬し給ふ所なるも細部の監督統轄に至りては之を専門の機關に委任せらる。故に師團長航空兵團長は統屬關係に於ては天皇に直隷するも其の業務に關しては夫々中央統轄機關の長官の區處を承く。即ち師團長は軍政及人事に關しては陸軍大臣、動員計畫及作戰計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を承くるものとす。

師團司令部は左の七部より成る。

- 1 參謀部（動員及作戰計畫、軍隊の練成、地理、運輸、交通、警備、召集、徴發に關する事項）
- 2 副官部（文書の往復及圖書の保管、軍隊内務、現役軍人、軍屬及在郷軍人、徴兵に關する事項）
- 3 兵器部（兵器事務の統理）
- 4 經理部（會計事務の統理）
- 5 軍醫部（衛生及醫事の統理）

6 獸醫部（軍馬衛生の統理）

7 法務部（軍事司法に關する事項）右の内參謀部及副官部を合して幕僚とす。

〔師團長職務範圍〕 師團は通常左の諸部隊より成る。

- 一 步兵二旅團 旅團長（少將を以て之に補す）は部下軍隊を統率し其の教育進歩の齊一を圖り軍紀、風紀、内務、經理、衛生及動員計畫を統監す。
  - 二 騎兵一聯隊
  - 三 野（山）砲兵一聯隊
  - 四 工兵一聯隊
  - 五 輜重兵一聯隊（之を有せざる師團あり）
- 右の外特別の師團に左の部隊を編合す。
- 一 戰車聯隊
  - 二 騎兵旅團（此の旅團を有する師團の騎兵聯隊は此の旅團に屬す）
  - 三 獨立山砲兵聯隊

軍諸部隊を統率し軍事に係る諸件を統理す。其の主要なるもの左の如し（一部の師團のみ限定せられある事項を除く）

- 一 其管理に係る各部團隊の動員計畫を掌る。
- 二 部下軍隊の練成に付其責に任ず。但特科専門の事項に付ては此限にあらず。
- 三 防務條例又は衛戍令に規定するものを除くの外師管内の防禦及陸軍諸建物の保護に任ず。
- 四 地方長官より地方の譴論を維持する爲兵力の請求を受けたる時事急なれば直に之に應ずることを得。但其事地方長官の請求を待つゝの邊なきときは兵力を以て便宜處置することを得。
- 五 師管内に在る陸軍諸部隊の軍紀、風紀を統監し軍法會議を管轄す。
- 六 師管内徴兵事務を統轄し召集及簡

四 騎砲兵聯隊、（騎兵旅團に屬す）

五 野戰重砲兵旅團（此旅團を有する師團の野（山）砲兵聯隊、獨立山砲兵聯隊は此旅團に屬す）

六 重砲兵聯隊

七 高射砲聯隊

八 氣球聯隊

九 鐵道聯隊

十 電信聯隊

十一 陸軍教化隊 陸軍教化隊は陸海軍兵にして屢々刑罰又は懲罰に處せらるゝも容易に改悟の狀なき者を收容し之を教導感化する所にして之を姫路に置き第十師團長の管理に屬す。

臺灣守備隊

臺灣守備隊司令官（陸軍中、少將を以て之に補す）は臺灣軍司令官に隷し部下軍隊（歩兵及山砲兵聯隊若干）を統率し守備區域内の警戒及防備に任ず。其他の職責は概ね師團長に任ず。

獨立守備隊

獨立守備隊司令官(陸軍中將を以て之に補す)は關東軍司令官に隷し部下軍隊(歩兵大隊若干)を統率し守備區域内の警戒及防備に任ず。

臺灣に在る重砲兵聯隊、臺灣高射砲隊は臺灣軍司令官に隷す。

滿洲に在る重砲兵聯隊は、關東軍司令官に隷す。

憲兵

憲兵は陸軍大臣の管轄に屬し主として軍事警察を掌り兼て行政警察及司法警察を掌る。

軍事警察とは直接には國軍の危害を豫防排除し、間接には軍の健全なる發達を援助する爲軍人及一般國民に及ぼす國家權力の作用を謂ふ。而して此等は軍自ら之に當るを至當とするを以て、陸軍の一兵種たる憲兵を設け主として國軍全般の軍事警察を管掌せしむ。憲兵司令官は憲兵諸部隊を統轄し憲兵

司令部の事務を總理す。

憲兵司令部は之を東京に又朝鮮憲兵隊司令部は之を京城に置く、而して通常師管を以て憲兵隊管區とし之に一憲兵隊を配置す。

各憲兵隊は之を本部及分隊に分ち其本部を通常師團司令部所在地に、分隊を管區内の要地に置く。

〔補助憲兵〕 陸軍大臣又は軍司令官、師團長は各兵科(憲兵科を除く)の者に補助憲兵を命ずることを得。補助憲兵は憲兵司令官、朝鮮憲兵隊司令官、憲兵隊長又は憲兵分隊長の指揮に屬し憲兵の勤務を補助するものにして、其服裝は當該兵科のものとし、左腕に腕章(白地に赤色)を以て憲兵の二字を附すを纏ふ。

〔憲兵補〕 朝鮮にて憲兵補志願者中より採用し、其身分は軍屬とし身分取扱は其階級に應じ陸軍二等兵より憲兵曹長に亘り準ずるものとす。

軍隊教育、檢閲、演習

軍隊教育の要旨

軍隊教育の目的は軍人及軍隊を訓練して戰爭の任に當らしむるにあり。而して戰爭の爲緊要缺くべからざる要素は堅確なる軍人精神並嚴肅なる軍紀たり。故に軍隊教育は此要素を涵養するを以て主眼とす。

夫れ生を棄て義を取り恥を知り名を惜み責任を重んじ艱苦に堪へ奮て困難に赴き悦んで任務に勉るゝは我が國民の古來繼承重んずる大和魂にして、特に軍人に必須の資性なり。故に軍隊教育に於ては此國民性を砥礪擴充し以て事實上に其成果を發揮せしめざるべからず。

軍人は國民の精華にして其首要部を占む。從ひて之が教育の適否は直に郷黨閭里の風尚を左右し以て國民の精神に偉大の影響を及すものなり。蓋し軍隊に於て修得せる無形上の資質は以て社會の風潮

を向上すべく、國民の儀表と爲り警實剛健の氣風を勵致して國家の隆興を増進し得べければなり。是を以て苟も軍隊教育の任に當る者は固より戰鬥を以て本旨と爲すべしと雖も、其良兵を養ふは即ち良民を造る所以なるを思ひ、國民の模範典型を陶冶するの覺悟なかるべからず。

精神教育は教育の眞髓にして寤寐の間も忽せにすべからざるものなり。故に直接教育に任ずる者は豫め企畫して遺漏なきを期すると共に、一舉止の微も忽諸に附せず、凡百の機會と資料とを捕捉して或は獎勵し或は教誡するを緊要とす。

勅諭及勅語は實に精神教育の本源なり。故に時と所とを論せず機に觸れ物に應ずる毎に聖旨のある所を懇切に説明し之を腦裡に銘刻せしめ、以て拳々服膺の實を現さしむるを要す。

國體の特長就中皇室と臣民との關係を明にするは忠君愛國の信念を鞏固ならしむる所以なり。故に教育に任ずる者は其

將校たると下士官たるとを問はず躬ら研鑽を積み修養を重ずると共に、特に時世の變遷に伴ひ之が教育資料の準備に遺憾なきを期せざるべからず。

國防及國軍建設の要義に關し的確に理解せしむるは己の責務を自覺し益々奉公の念を固くせしむる所以なり。故に被教育者の種類素養等に應じ適切に之が教育を圖るを要す。

我國粹たる古今の史實或は光榮ある所屬國隊の戰績若しくは先輩戰友の建てたる勳功等は、精神教育の重要な資料たり。故に仔細に之を説明し被教育者の自覺を促し其識見を高尙にし且躬行の規範を與ふることに勉むべし。

凡そ軍人は在郷者となりたる後と雖依然國家保護の責務を擔ふべきは言を俟たず。故に教育者は被教育者をして教育の成果特に無形上修得せる良資質を終身持續し之を郷黨に及さしむるのみならず、進んで軍隊教育と國民教育との連鎖たら

しむるの覺悟を以て教育に任せざるべからず。

軍隊教育を大別すれば左の如し。

一般教育

特業教育

將校教育

士官候補生在隊間の教育

少尉候補者教育

准士官、下士官教育

下士官候補者教育

上等兵候補者教育

幹部候補生教育

短期現役兵教育

補充兵教育

勤務演習教育

軍隊生活

〔兵營生活の目的〕 兵營は苦樂を共にし死生を同する軍人の家庭であつて、兵營生活の目的は起居の間に軍人精神を涵養し、軍紀即ち軍隊の紀律に慣れしめ鞏固なる團結を完成するに在るのである。



軍紀は軍隊をして秩序整然且最高度の有機的活動を爲さしむる爲の絶對要素である。故に軍紀は軍隊成立の大本であつて軍隊の命脈である。

兵營生活は軍隊成立の必要と戦時の要求とに基き特種の存立なれども社會の道義と個人の操守とは必ずしも軍隊にあるがため異なるものではない。故に在營間不斷の教養は常に兵役の全服役間を通じて軍人の本分を全うするに缺くべからざる基礎たるのみならず、一般國民道徳をも充分に涵養し人生終世の用を爲すべき習性を賦與すべきもので、一旦歸郷後と雖も永く之に依て各自の天職業務に精勵し淳朴なる國民と爲り自ら克く郷黨を薫染して國民の風尚を向上せしむることを得る。即ち良兵良民の礎を固め得るものである。

兵營は斯の如く嚴肅なれども、其處に上下相愛慕し同僚相親み親子兄弟も當な

らぬ情味起り、且融々和樂の内に然かも不拔の團結鞏固なる一大家庭を醸成し一朝有事の時には欣然として起ち國難に赴くを樂むに至るものである。

軍人は戰場死生の巷で個人的の慾求を全く棄て純眞なる犠牲奉公に依て一令の下に欣然として死に就かねばならぬ。此命令一下死を辭せざる習性を養ふには、身を特殊の環境に置き特殊の訓練を必要とするのである。故に或る期間軍隊に入り、教官たり指揮官たる上官の指導の許に朝夕戰友と共に練武修養に専念せしむる必要がある。是れ兵營生活の必要なる所以である。

〔各官の職務〕  
聯隊長は聯隊を統率し、軍紀風紀を振作して部下の教育訓練の責に任じ軍人精神を砥礪し同心協力以て聯隊の團結を鞏固ならしむることに勉む。

大隊長は大隊を統率し特に中隊の教育及内務を指導監督し聯隊長の意圖を徹底

せしむることに勉む。

中隊長は中隊を統率し軍紀、風紀を振作し部下の教育訓練の責に任じ特に部下をして勅諭、勅語の趣旨を銘肝せしめ、且諸種の手段を盡して軍人精神を涵養し克く其本分を理解せしめ鞏固なる團結を完成することに勉む。

中隊は戰闘の單位であると共に兵營生活も亦中隊を以て單位とする。  
中隊は中隊長を核心として中隊附將校若干、准士官、下士官若干、上等兵以下百數十名より成り之を數個の内務班に分ち、下士官を其班長として兵營が一大家族であると同時に中隊は一つの家庭である。即ち中隊長を師父とし、班長を慈母とし、此家庭内の兵は戰友であると共に兄弟であつて、古參兵は兄、新參兵は弟たる關係を以て上下相和親して居る。日常の日課は總べて喇叭號音を以て律し、午後演習後は酒保に就き娛樂慰安の設けあり、官給の兵食は一般中流の食事

に匹適し何等平時にありては衣食住に於て巷間と異なる處なき迄完備して居る。

豫後備將校團條例

第一條 陸軍將校團ハ所屬將校ノ軍人精神ヲ涵養シ其團結心ヲ鞏固ニシ且軍事上ノ知識ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 陸軍將校團ハ分テ現役將校團及豫後備將校團トス

現役將校團ハ在職ノ現役將校(豫後備役將校ニシテ平時部隊ニ在職スル者ヲ含ム)豫後備役將校團ハ豫後備役將校ヲ以テ之ヲ組織ス但シ豫後備役將校團ニハ現役將校ヲ加フルコトヲ得

退役將校ハ志願ニ依リ豫後備役將校團ニ屬スルコトヲ得

少尉候補者見習士官及士官候補生ハ將校團ニ列セシムルコトヲ得

第三條 現役將校團ハ常備聯隊、同獨立隊(憲兵隊及教化隊ヲ除ク)及教導隊、學生隊、生徒隊、練習隊ヲ有スル學校ニ之ヲ設ケ某隊又某學校將校團ト稱ス

帝國陸軍—軍隊教育、檢閲、演習

豫後備役將校團ハ聯隊區ニ之ヲ設ケ某聯隊區將校團ト稱ス但シ朝鮮ニ於ケル豫後備役將校團ハ軍司令官ノ定ムル師團ノ區域内ニ於テ師團長ノ定ムル四個ノ區域ニ各一ヲ、臺灣、關東州及滿洲國ニ於ケル豫後備役將校團ハ各當該軍司令官ノ定ムル區域毎ニ之ヲ設ケ朝鮮臺灣、關東州又滿洲豫後備役將校團(同一地域内ニ二以上アルモノハ地域名ノ下ニ第一、第二等ノ番號ヲ附ス但シ朝鮮ニ在リテハ第十九師團ノモノハ第一乃至第四ノ番號ヲ第二十師團ノモノハ第五乃至第八ノ番號ヲ附ス)ト稱ス

第四條 現役將校團ニ在リテハ當該隊長又校長豫後備役將校團ニ在リテハ當該聯隊區司令官朝鮮ニ在リテハ師團長、臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル者ヲ以テ團長トナス、團長ハ將校團ニ關スル一切ノ事項ヲ統理ス、教育總監及各兵監陸軍技術本部長並陸軍航空本部長ハ所管學校ノ將校

團、師團長及之ト同等以上ノ權アル長官、旅團長並臺灣守備隊司令官ハ各所管内ノ將校團ヲ監督ス

第五條 陸軍經理部、衛生部、獸醫部、將校ニ在リテハ將校團ニ準シ陸軍主計團、陸軍軍醫團陸軍獸醫團ヲ組織シ陸軍省經理局長、醫務局長及軍務局長ヲ以テ當該團長ト爲シ陸軍大臣之ヲ監督ス  
各部將校ハ前項ノ外將校團ニ於テ教育其他ニ關シ所屬將校ニ準シ取扱フコトヲ得  
各部少尉候補者、經理部、衛生部及獸醫部見習士官ハ當該團又將校團ニ列セシムルコトヲ得

第六條 將校ノ各團ニ於ケル所屬區分及特ニ規定アルモノヲ除ク外各團ニ於テ施行スル業務ニ關シテハ陸軍大臣之ヲ定ム  
第七條 各團所屬ノ將校ニハ必要ニ應ジ器具圖書等ヲ貸與又ハ交付スルコトヲ

得

陸軍將校團條例施行細則

- 第一條 在職現役將校(豫後備役將校ニシテ平時部隊ニ在職スル者ヲ含ム)ノ將校團所屬ハ左ノ各號ニ依ル
  - 一、常備聯隊及同獨立隊(憲兵隊及教化隊ヲ除ク)在職ノ將校ハ當該軍隊ニ於ケル將校團ニ屬ス
  - 二、教導隊、學生隊、生徒隊及練習隊ヲ有スル學校在職ノ將校ハ當該學校ニ於ケル將校團ニ屬ス
  - 三、前二號以外ノ部隊ニ在職スル將校ハ本人ノ申出ニ依リ力メテ將校團トノ兼故ヲ願慮シ師團内ニ在リテハ師團長(朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官臺灣ニ在リテハ臺灣軍司令官以下同ジ)之ヲ所管内ノ將校團ニ配屬シ其他ニ在リテハ陸軍大臣ニ於テ所屬將校團ヲ指定ス但シ聯隊區副官ハ當該豫後備役將校團ニ配屬スルヲ例トス

- 現役將校團ニ準シ各其所管内駐劄獨立隊(派遣師團及憲兵隊ヲ除ク)ニ將校團ヲ設置シ又其所管内ニ在職スル將校(派遣師團及將校團ヲ設クル獨立隊在職者ヲ除ク)ヲ所管内將校團ニ配屬スルコトヲ得
- 第三條 豫後備役及退役將校ハ居住地ノ聯隊區將校團(朝鮮ニ在リテハ師團長臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル將校團以下同ジ)ニ屬ス
- 第四條 將校團所屬ノ將校ハ尉官(現役將校團ニ在リテハ尉官及當該隊(學校)ニ在職スル佐官ヲ團員トシ佐官(現役將校團ニ在リテハ第一條第三號ニ依リ配屬セラレタル佐官)及將官ヲ名譽團員トス
- 第五條 退役將校ニシテ豫後備役將校團ニ屬セムトスル者ハ當該將校團長ニ申出其承認ヲ受クヘシ
- 第六條 將校團ヲ有スル軍隊及學校在職ノ各部將校ハ當該隊(學校)將校團ニ

於テ團員ニ準シ取扱フモノトス  
前項以外ノ在職各部將校ハ各部團長ノ依囑セル現役將校團ニ於テ、又豫後備役各部將校ハ居住地ノ聯隊區將校團ニ於テ、各其團員ニ準シテ取扱フコトヲ得

- 第六條ノ二 將校團ヲ有スル軍隊所屬ノ少尉候補者、見習士官、士官候補生、各部將尉候補者、各部見習士官ハ教育其他必要ニ應シ當該將校團ニ列セシムルモノトス
- 第七條 豫後備役將校團ニ於テ施行スル演習會ハ概ネ左ノ如シ
  - 一、講話
  - 二、兵棋、圖上戰術
  - 三、射擊、乘馬、擊劍等
  - 四、其他軍人精神ノ涵養、團員ノ親睦及軍事上ノ研究ニ資スヘキ事業
- 第八條 前條業務ノ施行ニ關シテハ將校團長ハ當該將校團ノ規約ヲ定メ師團長(臺灣關東州及滿洲國ニ在リテハ軍司

令官)ノ認可ヲ受ケ之ヲ實行スヘシ

前項將校團規約ハ順序ヲ經テ陸軍大臣ニ報告スヘシ

- 第九條 豫後備役將校團ニ屬スル名譽團員ハ要スレハ當該將校團長ノ依囑ニ應シ第七條業務ノ統裁指導等ニ關シ團長ニ協力スヘキモノトス
- 第十條 將校團ノ業務ヲ整理スル爲團長ノ下ニ委員若十名ヲ置クヘシ
- 委員ハ當該將校團ノ團員中ヨリ團長之ヲ指定ス但シ豫後備役將校團ニ於テ豫後備役將校ヲ委員ト爲ス場合ニ在リテハ本人ノ承諾ヲ經ルモノトス

- 第十一條 師團長及第二條ノ長官ハ所管内將校團ヲシテ相互ノ連結ヲ保持セシメ且現役將校團ヲシテ豫後備役將校團ノ發達ヲ圖ラシムヘシ其他軍隊官衙學校等ハ軍部ノ利益ヲ増進スル爲豫後備役將校團ニ對シ爲シ得ル限り便宜ヲ與フヘシ

第十二條 豫後備役將校團ノ事務ハ當分

帝國陸軍—軍隊教育、檢閱、演習、典範令

典範令

(之ニ準ズルモノヲ含ム)

- 【各兵科用】
- 軍隊教育令
- 戰術綱要
- 陣中要務令
- 軍隊內務書
- 陸軍演習令

- ノ内聯隊區司令部(朝鮮ニ在リテハ師團長、臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル部隊)ニ於テ取扱フコトヲ得
- 第十三條 豫後備役將校團員ニシテ屢々規約ニ背キ改悛ノ情ナキ者ハ之ヲ師團長(臺灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ軍司令官)ニ報告スヘシ
- 第十四條 各部將校ノ主計團、軍醫團、獸醫團ニ於ケル所屬區分及其施行業務等ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

- 陸軍禮式
- 衛戍勤務令
- 衛戍令
- 陸軍刑法
- 陸軍懲罰令
- 野戰築城教範
- 築營教範
- 梱包積載教範
- 劍術教範
- 體操教範
- 馬術教範
- 喇叭教程
- 陸軍喇叭譜
- 陸軍軍隊符號
- 爆破教範
- 突擊作業教範草案
- 自動車操縱教範
- 輕裝甲車教練規定
- 瓦斯防護教範草案
- 交通教範
- 小銃、輕機關銃、拳銃射擊教範

爆破教範  
 對空行動  
 空地連絡法  
 通信學理  
 視號通信規定  
 銃工教程  
 鍛工教程  
 木工教程  
 鞍工教程  
 馬事提要  
 衛生法及救急法

【步兵科】  
 步兵操典草案  
 機關銃步兵砲射擊教範  
 步兵通信教範草案  
 步兵通信教育規定  
 步兵無線電信通信教育規定  
 速射砲教育規定  
 大隊步兵砲教育假規定  
 聯隊步兵砲教育假規定  
 歩砲協同ノ教育ニ關スル參考

擲彈筒教育假規定  
 戰車隊教練規定

【騎兵科】  
 騎兵操典  
 騎兵通信教範草案  
 騎兵無線電信通信教育規定  
 騎兵隊射擊教育規定  
 騎兵爆破教程

【砲兵科】  
 砲兵操典  
 砲兵射擊教範  
 砲兵觀測通信教範草案  
 (總則及觀測)  
 (觀測小隊及觀測班)  
 (通信)  
 軍砲兵力作教範草案  
 砲兵取法教範  
 火工教程第一部(野戰彈藥)  
 火工教程第二部(要塞彈藥)  
 火工作業方式草案  
 砲兵無線電信通信教育規定

高射砲隊教練規定  
 高射砲隊射擊教育ニ關スル訓令  
 空中觀測ニ依ル砲兵射擊及空地連絡教育規定  
 四年式十五擲榴彈砲ノ制式一部改正ニ伴フ野砲隊ノ教育ニ關スル訓令  
 高射砲隊照空教育ニ關スル訓令  
 改造三八式野砲(短)ノ制式一部改正ニ伴フ野砲兵隊ノ教育ニ關スル訓令  
 九一式十擲榴彈砲ヲ裝備スル野砲兵隊教育規定  
 射表及射擊修正計算板ノ改正ニ伴フ砲兵隊射擊教育規定  
 歩砲協同教育ニ關スル參考  
 (本文)(續篇)  
 編制裝備一部改編ニ伴フ高射砲隊教練假規定  
 氣球教育假規定  
 氣球工教程  
 九四式山砲教練規定  
 天體ヲ利用スル射擊準備ニ關スル研究

【工兵科】

工兵操典  
 架橋教範  
 坑道教範草案  
 車載式架橋器材使用法  
 工兵基礎教練參考書  
 工兵基礎教練ニ關スル參考書(木工)  
 鐵道教範草案  
 (總則及測量篇)  
 (上部建築篇)  
 (鐵道橋篇)  
 (停車場設備篇)  
 鐵道測量補助表  
 輕便鐵道教範草案(全五冊)  
 【電信及無線】  
 電信教範草案  
 上卷(建築)中卷(通信)下卷(通信器材)  
 工兵鐵道電信隊教育ニ關スル規定  
 電信隊無線電信通信教育規定(甲中隊)  
 通信隊無線電信通信教育規定

步兵無線電信通信教育規定  
 騎兵無線電信通信教育規定  
 砲兵無線電信通信教育規定  
 通信學理  
 通信器材參考書

【航空兵科】  
 航空兵操典  
 飛行機工教程  
 九一式戰鬥機(二型)說明書  
 甲式四型戰鬥機ノ部  
 八八式偵察機(一型)ノ部  
 發動機工教程  
 「イ」式三〇〇馬力發動機ノ部  
 「ベ・エム・ハ」四五〇馬力發動機ノ部  
 寫真教育假規定  
 氣象觀測教育假規定  
 飛行場設備教育假規定  
 航空器材梱包積載教育假規定  
 飛行機工教程  
 同別冊甲式四型戰鬥機ノ部  
 同別冊八八式偵察機(一型)ノ部

航空兵通信教育假規定  
 航空兵射擊教育假規定  
 (空中射擊ノ部)  
 (高射機關銃射擊ノ部)  
 空中航法教育假規定  
 飛行機操縱教育假規定

【輜重兵科】  
 輜重兵操典  
 梱包積載教範  
 輜重兵取法教範草案  
 輜重兵自動車教練規定

【取置法其他】  
 三八式步兵銃及騎銃取置法  
 四四式騎銃取置法  
 被服手入保存法  
 兵器取扱規則  
 彈藥取扱規則  
 兵器保存要領

第一類(通則)  
 第二類(刀、劍銃、喇叭、步兵砲)  
 第三類(野戰砲及高射砲)

- 第四類(攻守城砲及海岸砲)
- 第五類(馬具、輜重車)
- 第六類(土木、木工雜器具)
- 第七類(眼鏡、測量器)
- 第八類(通信器材)
- 第九類(架橋器材照明器材)
- 第十二類(自動車保存要領)
- 第十三類(航空器材)
- 第十四類(軍樂器)
- 第十五類(八七式防毒面)
- 被服品學教程
- 被服品保全學教程
- 被服品格納保全要領
- 被服經理教程
- 縫工術教程 (卷一、卷二)
- 靴工術教程 (卷一、卷二)
- 製靴原理
- 工場管理法教程
- 九四式投光電燈取扱法
- 四一式山砲取扱法
- 四一式山砲馬具取扱法

- 九二式輕門砲取扱法
- 九一式動力鑿井機取扱法
- 九二式手動鑿井機取扱法
- 托架式動力鑿岩機取扱法
- 手持式動力鑿岩機取扱法
- 九一式廣軌索引車取扱法
- 潛水機取扱法
- 九二式電氣地中聽音器取扱法
- 九二式動力鑿孔機取扱法
- 九二式大操舟機取扱法
- 九二式操舟機取扱法
- 九〇式駁載操舟機取扱法
- 九一式輕構桁道路橋、同架設機取扱法
- 九一式輕構桁鐵道橋、同架設機取扱法
- 大石油捲揚機小石油捲揚機取扱法
- 九一式半砲捲揚機取扱法
- 九一式一砲捲揚機取扱法
- 九二式二砲捲揚機取扱法
- 九二式「キ」發電機取扱法
- 九二式「キ」發電機取扱法
- 九二式「キ」發電機取扱法

- 九一式防毒面(甲)取扱法
- 九一式馬防毒面取扱法
- 九〇式防毒表取扱法
- 三年式機關銃取扱法
- 三年式機關銃高射用具取扱法
- 十一年式輕機關銃假取扱法
- 十一年式輕機關銃三脚架及高射照準具取扱法
- 十四年式率銃取扱法
- 八厘輕機銃取扱法
- 潛望測量機取扱法
- 實體曲線描畫機取扱法
- 實體刻標器取扱法
- 十一年式曲射步兵砲取扱法
- 六米觀測鏡取扱法
- 「コンクリート」混合機取扱法
- 十年式信號拳銃假取扱法
- 携帶天幕制式及使用方法
- 方錐形天幕制式及使用方法
- 九〇式大空中聽音機取扱法
- 九〇式小空中聽音機取扱法

- 九二式「キ」發電機取扱法
- 九二式二十馬力空氣壓縮機取扱法
- 塗料噴射機取扱法
- 硬土掘鑿機取扱法
- 坑道用電動捲揚機捲揚機取扱法
- 動力鑿整形機取扱法
- 空盒氣壓計、通風溫濕計取扱法
- 九四式軌條敷設車取扱法
- 八七式飛行機用
  - 一號無線電信機取扱法
  - 二號無線電信機取扱法
  - 八七式對空用
    - 一號無線電信機取扱法
    - 二號無線電信機取扱法
    - 八八式飛行機用
      - 一號地上試驗機取扱法
      - 二號地上試驗機取扱法
      - 三號地上試驗機取扱法
      - 三號地上試驗機取扱法
      - 潛望式輕機三脚分度器假取扱法
      - 氣流經緯儀及浮力計假取扱法

- 九二式携帶回光機取扱法
- 九二式十種回光機取扱法
- 九二式二十種回光機取扱法
- 眼鏡附測斜儀取扱法
- 九一式一酸化炭素檢知器取扱法
- 九二式電話機取扱法
- 九三式輕電話機取扱法
- 九二式測距機取扱法
- 九二式三十種探照燈取扱法
- 情報標示機取扱法
- 情報送信機情報受信機取扱法
- 地上標定機取扱法
- 磁針方向板取扱法
- 要塞用特殊火砲操法
- 要塞火工具取扱法
- 三七式砲隊鏡取扱法
- 野戰火工具取扱法
- 四砲自動貨車取扱法
- 五砲索引自動車取扱法
- 職工具及荷造器具取扱法
- 八九式木桿地中聽音器取扱法

【衛生部】

- 軍隊衛生學
- 軍隊衛生教程
- 衛生隊勤務要領
- 看護長教程草案
- 看護兵教程
- 磨工長教程
- 磨工兵教程草案
- 補助看護卒教程
- 衛生法及救急法
- 出動軍下士官兵衛生心得
- 出征下士兵卒衛生心得
- 衛戍病院服務規則
- 調劑教程
- 療具教程
- 擔架教程
- 陸軍藥局方
- 傳染病及食中毒細菌學的檢查方法附錄
- 毒血清學的診斷方法
- 現場檢水及消毒法
- 食肉檢查法